

ふれ愛プラン'94

# 私たちでつくるやさしい町

神栖町地域福祉活動計画



社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会

## ごあいさつ

21世紀の本格的高齢社会の到来を目前に控え、さきに行われた社会福祉八法の改正をはじめ、一連の福祉制度・施策の改革が進められる中、地方自治体においても「老人保健福祉計画」が策定され、在宅福祉サービスと施設福祉サービスが具体化されました。

このような中で、地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会も、民間福祉活動の振興をはかるとともに、住民の参加協力による在宅福祉サービス等を企画・実施することが求められています。

「住みなれた地域で、家族や友人と一緒に暮らす」という、地域住民の願いを実現する為には、長期的展望に立ち、地域特性に見合った福祉活動を模索し、住民参加による福祉のまちづくりを推進する必要がある、「地域福祉活動計画」を策定したところです。策定にあたっては、平成5年12月20日、15名の方々に構成された「地域福祉活動計画策定委員会」を発足させ、さらに公募を含む15名の方々に「専門委員会」、また事務局内に「検討委員会」を設置して、それぞれの分野、段階において熱心に論議・検討が重ねられてまいりました。

この地域福祉活動計画によって、町民一人ひとりが、間近に控えた高齢社会を見据え、それぞれの立場に立って考え、協力して頂くためのワンステップとなりますよう期待しますとともに、今後この計画の推進に対しましても、格別のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、大変多忙のなか策定委員会及び専門委員として御協力頂き、調査・分析・検討・執筆・編集等に当たっていただいた、茨城大学長谷川助教授はじめ、委員並びに多くの関係者に衷心より感謝を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成7年3月

社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会  
会 長 岡 野 敬 四 郎

## はじめに

来るべき高齢社会に対応するため、社会システム全体を調整し、すべての人々が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことが出来るように準備を急がなければなりません。

その具体策としてこの度、神栖町地域福祉活動計画が出来上がりましたが全体を通して、三つの理念により策定されております。

一つは、ノーマライゼーション（普通のこと）思想を反映させること。ノーマライゼーションとは、「障害者、高齢者も他の人々と同じように生活していくことがノーマル（普通）な社会生活であるということ」、「そのためにこれらの人々が全体として地域社会で共に生活していける社会の実現を目指すこと」をもって地域福祉の理念とすることです。

二つは、インテグレーション（統合化）ということです。統合化とは、要援助者に対する福祉サービスが、要援助者を一人の人間としての視点から統合されて提供される事を意味します。わが国の社会福祉関係諸法は、生活保護法、老人福祉法等のように対象を絞って制定されているため、その行政も縦割りとなっております。その結果、法律毎に福祉サービスがばらばらに提供されているのが実態です。これを要援助者に向けて必要な福祉サービスを統合化して提供することが必要であるという考え方です。

三つは、参加と住民主体の活動であるということです。参加と住民主体とは、地域福祉の目的が地域住民にとってより豊かな生活を具体化することであるということから、こうした地域づくりには住民が主体者として参加することが欠かせない要件であるということです。

以上三要素をベースに、この計画が策定されております。町民の皆様には地域福祉を自らの事として捉え、この計画の推進に積極的に参加されることをお願い申し上げます。

平成7年3月

神栖町地域福祉活動計画策定委員会

委員長 児 玉 透

# 目次

## 第1章 総論

1. 計画策定の意義 -----	3
(1) 社会福祉協議会における一般的必要性	
(2) 神栖町社会福祉協議会における今日的意義	
2. 計画の名称及び期間 -----	6
3. 計画策定の社会的背景 -----	7
(1) 家庭・地域社会の変化と機能の衰退	
(2) 平均寿命の伸長と高齢化社会の進展	
(3) ノーマライゼーションの思想	
(4) 地域社会の特徴と住民の意識	
4. 社会福祉協議会の目指すもの～見える社協への転換～ -----	11
5. 社会福祉協議会活動の今後の重点課題 -----	12
(1) 福祉情報活動の強化	
(2) 福祉ニーズの把握	
(3) 地域組織化活動の推進	
(4) ボランティア活動の推進	
(5) 社協基盤整備の推進	
6. 計画の構成 -----	19
・基本構想	
・基本計画	
・実施計画	

## 第2章 各論

1. 基本構想 -----	21
2. 基本計画 -----	21
I. 地域住民を主体とした活動の促進 -----	23
① 地域組織活動 -----	23
② 当事者活動 -----	28
③ ボランティア活動 -----	30
④ 地域ケアシステム -----	34
II. 在宅福祉サービスの総合供給体制づくり -----	40
● 総合供給体制づくりの目的	
① 相談窓口の確立 -----	40
② 供給主体の連携 -----	41
③ 事業型社協への転換 -----	42
④ 在宅福祉サービスの評価と点検 -----	45
III. 分野別福祉活動の充実強化 -----	46
① 高齢者福祉活動 -----	46
● 地域のニーズの把握	
● 地域における在宅福祉サービスの供給体制の整備	
● 当事者の組織化	
② 障害児者福祉活動 -----	52
● ニーズの把握	
● ノーマライゼーション思想の定着化	
● 当事者の組織化	
● 問題解決への積極的活動の展開	

③児童生徒・母子・父子福祉活動	-----	55
④生活福祉活動	-----	58
●生活福祉資金		
●小口貸付資金		
●低額診療		
●心配ごと相談事業		
IV. 町及び地域諸団体と社会福祉協議会との連携の強化	-----	61
① 行政と社協	-----	61
●行政と社協の関係		
●行政の事業と社協の事業		
② 福祉団体と社協	-----	63
●社協の機能		
●福祉団体に対する社協の役割		
③ 地域の諸機関・団体と社協	-----	64
V. 社協の基盤整備	-----	65
① 事務局体制の整備	-----	65
●職員体制		
●拠点の整備		
●諸規定の整備		
② 理事・評議員体制	-----	67
③ 委員会活動	-----	68
④ 基本活動	-----	69
⑤ 財源	-----	71

### 第3章 実施計画

1. 実施計画体系図	-----	75
2. 実施計画	-----	76
I. 地域住民を主体とした活動の促進	-----	76
II. 在宅福祉サービスの総合供給体制づくり	-----	84
III. 分野別福祉活動の充実強化	-----	88
IV. 町及び地域諸団体と社会福祉協議会との連携の強化	---	98
V. 社協の基盤整備	-----	102

《参考資料》	・社会資源及び福祉活動の把握・評価チェック表	---	112
	・社協事業年表	-----	188
	・社協業務一覧表	-----	194
	・福祉団体協力業務一覧表	-----	196
	・地域別要援護者一覧表	-----	198
	・地域福祉活動計画策定委員会設置要項	-----	200
	・地域福祉活動計画策定委員等名簿	-----	202
	・計画策定の経過	-----	205
	・神栖町民福祉意識調査（調査票）	-----	209
	・用語の説明	-----	220

# 第 1 章

## 総論



# 第1章 総論

## 1. 計画策定の意義

### (1) 社会福祉協議会における一般的必要性

平成2年の社会福祉事業法の改正に伴い、社会福祉協議会には、地域において必要な福祉サービスが総合的に提供されるように、社会福祉事業の広範かつ計画的な実施が求められています。この「計画的な実施」は、社協が地域福祉活動計画を策定しなければならない法的根拠と解されています。もともと社協における計画策定の位置付けは、昭和37年の基本要項から一貫して社協の基本機能とされてきたのですが、平成4年に制定された新社会福祉協議会基本要項においては、市町村社会福祉協議会の事業の一つとして「地域福祉活動計画の策定」が明示されました。

地域福祉の計画づくりは、地域福祉推進計画、老人保健福祉計画等行政においても進められ、計画に基づく実施段階ですが、行政計画は法律や予算措置を背景として、施設や人員、財源などの福祉資源の整備・調達を主たる目標としており、社協はこれに積極的に参画すると同時に民間団体としての特性を生かして、自らも住民や福祉関係者との協働による独自の創造的活動計画を策定し、計画的にその推進を図らなければなりません。またその活動計画は住民主体の原則に基づき、福祉ニーズ把握から問題解決までの一貫した機能を併せ持つ、福祉コミュニティづくりを目指す総合的なものであることが求められています。

計画づくりを通し、関係者が地域の福祉課題を共通に認識し、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることは、今後の福祉活動の展開を容易にすると同時に、財政確保等社協の活動強化、基盤強化につながるものであり、活動計画を策定することは社協にとって必要不可欠になっています。

表. 地域福祉活動計画を策定済、または策定中である市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	%		都道府県名	社協数	%
1	徳島県	48	96.0	8	栃木県	28	57.1
2	秋田県	64	92.8	9	山口県	29	51.8
3	北海道	175	82.9	10	島根県	28	47.5
4	広島県	68	80.0				
5	岩手県	47	79.7	19	茨城県	28	32.2
6	東京都	47	73.4				
7	和歌山県	31	62.0	全	計・平均値	1,209	35.9

## (2) 神栖町社会福祉協議会における今日的意義

今日、高齢化社会の進展に伴い、様々な福祉問題が住民共通の話題として広がっています。神栖町も鹿島臨海工業開発開始から30年の時が流れ、確実に工業化、都市化の道を歩み、核家族化が進み、家族の問題解決能力は低下しています。さらに地域社会も大きく変化する中で、地域としてのまとまり、住民の結び付きも、従来のもそれとは質を異にして弱体化しています。

このような状況のもとで、行政責任による地域福祉施策と、民間の地域福祉活動即ち、住民の生活の場、交流・連帯の場である地域社会（コミュニティ）を基盤として、住民の手による福祉の町づくりを総合的に進めていくことがますます必要となってきます。それは高齢者、障害者、児童などの生活不安、福祉問題を住民同士が自らすすんで、共通の問題として、その解決に向けて支援、連帯活動を展開することです。

この、住民による地域福祉活動を展開する民間の中核組織である社協において、法人化以来初めて、地域福祉活動計画が行政計画と連動し、長期的展望を踏まえつつ実践可能な計画としてつくられることは重大な意義があり、社協の真価が問われています。





表. 人口、世帯数の推移

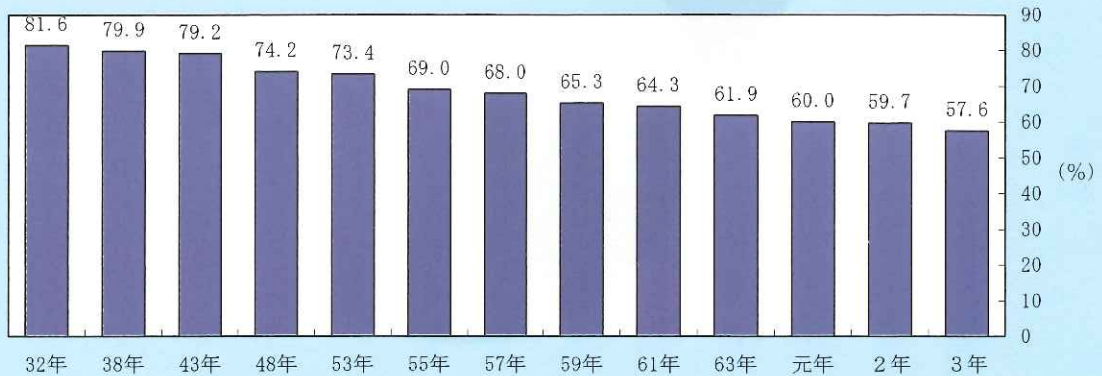
区分 年	人 口			世帯数	1世帯 当り人員
	総数	男	女		
昭和5年	10,826	5,249	5,577	2,030	5.33
昭和10年	11,605	5,608	5,997	2,136	5.43
昭和15年	12,148	5,860	6,288	2,169	5.60
昭和20年	15,561	7,387	8,174	2,830	5.50
昭和25年	16,272	7,830	8,442	2,793	5.83
昭和30年	16,499	7,908	8,591	2,829	5.83
昭和35年	16,326	7,852	8,474	2,971	5.50
昭和40年	15,820	7,744	8,076	3,125	5.06
昭和45年	22,173	11,941	10,232	4,697	4.72
昭和50年	29,974	15,810	14,164	7,556	3.97
昭和55年	32,253	16,572	15,681	9,711	3.32
昭和60年	36,403	18,543	17,860	10,806	3.37
平成2年	40,351	20,647	19,704	12,612	3.20
平成6年	42,844	22,182	20,662	14,215	3.01

注 平成2年までは総務庁国勢調査、平成6年は住民基本台帳（4月1日現在）より

平均寿命の国際比較

国 名	作成基礎 期 間	男	女	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
				7%	14%	
日 本	1990	75.86	81.81	1970年	1995年	25年
ア メ リ カ	1989	71.8	78.5	1945	2010	65
イ ギ リ ス	1986-88	72.4	78.1	1930	1975	45
旧 西 ド イ ツ	1986-88	72.21	78.68	1930	1975	45
フ ラ ン ス	1987	72.03	80.27	1865	1990	125
ス ウ ェ ー デ ン	1989	74.79	80.57	1890	1970	80

老人（65歳以上）の子との同居率の推移



〈厚生省調〉

## 2. 計画の名称及び期間

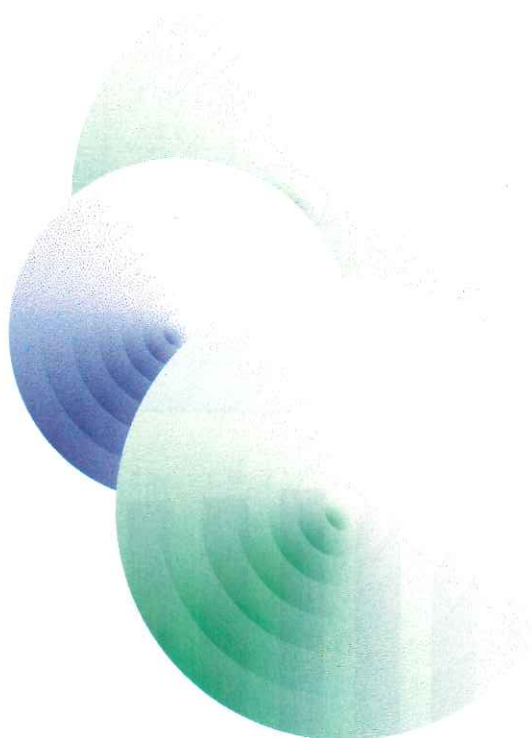
### ●計画の名称

この計画の名称は『神栖町社会福祉協議会地域福祉活動計画』とします。ただし、住民にわかりやすく、親しまれやすくするため、以下のように呼称することにしました。

ふれ愛プラン '94  
私たちでつくるやさしい町

### ●計画の期間

計画の期間は、21世紀を展望したものとし、平成7年度を初年度に平成16年度までの10年間を目標にしました。



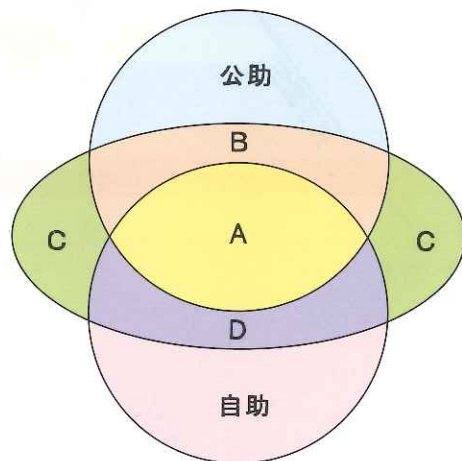
### 3. 計画策定の社会的背景

#### (1) 家庭・地域社会の変化と機能の衰退

私達が日常生活を営む場は、家庭と地域社会及び会社（子どもは学校）の三つの場所だと考えられます。「福祉」が「すべての人の幸せを実現する活動」だとすれば、日常生活を過ごすこの三つの場所それぞれで、福祉が充足されなければなりません。

しかし、高度成長に伴う人口移動や核家族化の増加は、家庭が持っていた福祉力や教育力（＝自助の力）を衰退させてきています。地域社会がもっていた共助の力も、連帯感が少なくなる中で同様な傾向を示しています。

今、私達は21世紀を目途にした、新しい「共助のシステム」を創造し、自助を組み立てるべく行政との連携の新しいあり方を策定する必要があります。



公助：国、地方公共団体

A：社会福祉協議会

B：福祉公社等公の下部  
機関

C：ボランティア団体等  
無償の活動体

D：預託型福祉活動体  
有償福祉活動体  
当事者組織

自助：家族・民間企業等  
市場部門

共助：A, B, C, D

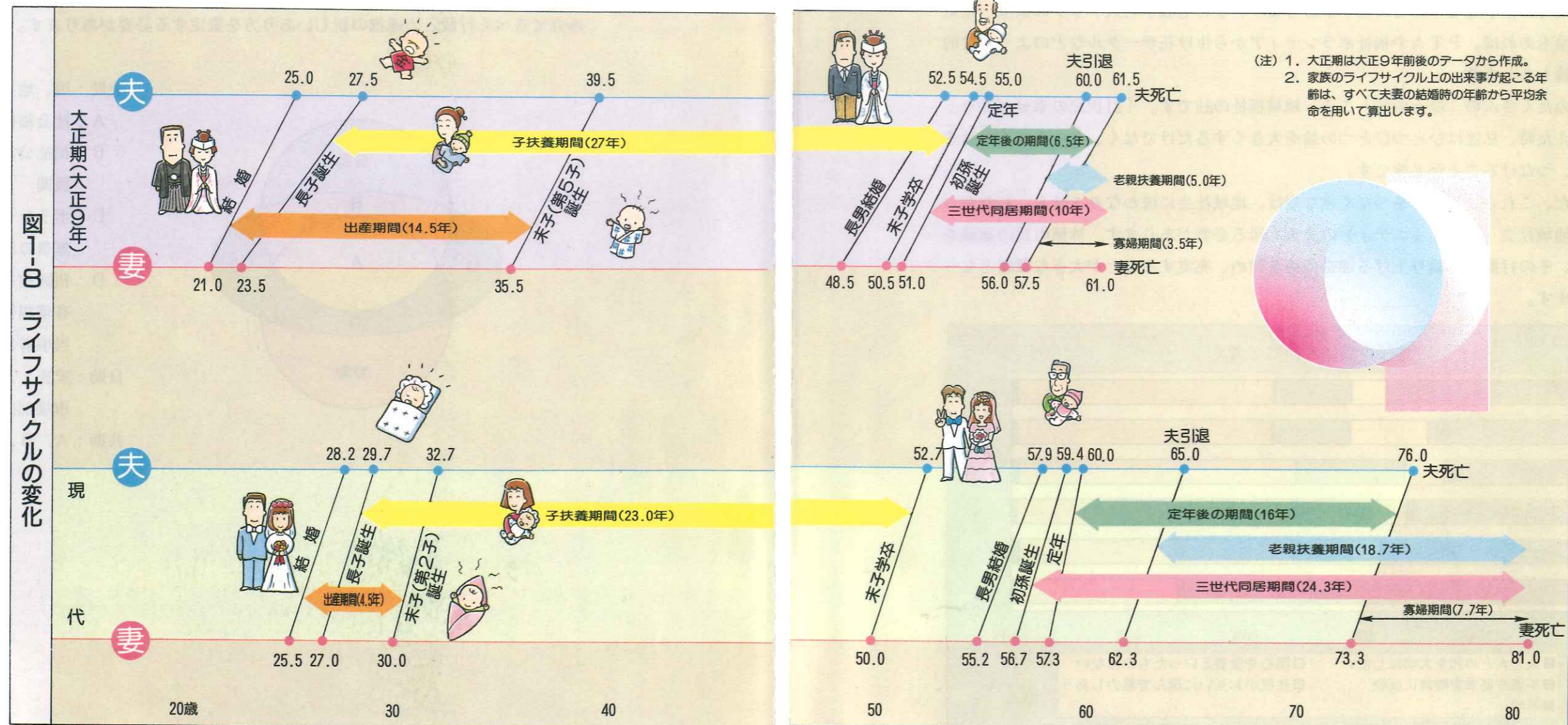
(2) 平均寿命の伸長と高齢化社会の進展

人生80年時代の到来は、私達のライフサイクルに大きな変化を生み出しました。人生が60年であった時代に比べると、「もう一つの人生が増えた」というようなものです。

この「もう一つの人生」を「充実した、生き生きした人生」にするためには、誰が、何を、どうしたらいいのか、又、いつまでにやるべきなのかを体系的、具体的に策定しなければなりません。

そのためには、行政・民間の枠を超えて、神栖町民の知恵と行動を集める必要があります。

《ライフサイクルの変化》



「人口問題審議会意見書」(昭和59年)の中に基き、現代の部分について最新の数字で修正

### (3) ノーマライゼーションの思想

人という動物は、障害をもつ動物です。決して一人では生存できません。だから人と人のつながり（=社会）をつくり、文化を創造するのです。

21世紀の福祉（=「みんなの幸せづくり」）を考える時、「私達は、みんな弱い動物なんだ。だから、支えあうことが必要なんだ」という思想に立つことが重要です。今健康な人だって、いつ倒れるかわからないのです。

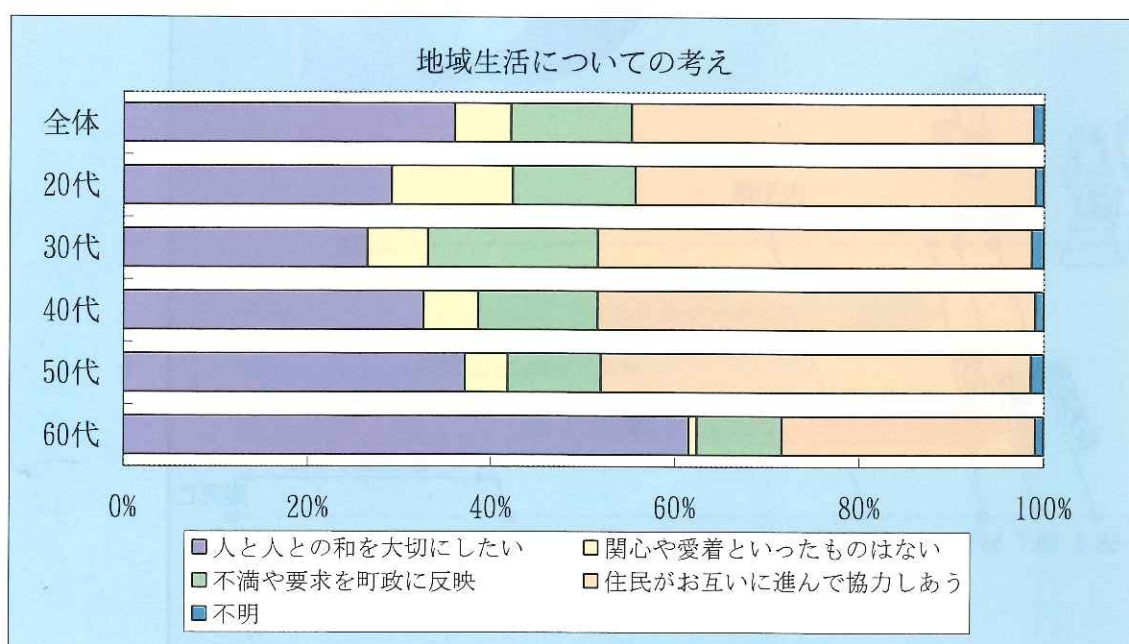
その上で、ハンディキャップをもつ町民が、「今はまだ元気な町民」と一緒に、同じような生活ができるような「神栖の福祉のまちづくり」が必要です。みんな幸せになりたいのです。

### (4) 地域社会の特徴と住民の意識

神栖町には多様な「ひとの輪」があります。子ども会や老人クラブのような年齢別の輪もあれば、PTAや福祉ボランティアから生け花サークルなどのような目的別の輪もあります。

このたくさん「ひとの輪」こそ、地域福祉の柱です。「21世紀の幸せづくり」を考えた時、私達はひとつひとつの輪を大きくするだけでなく、もっと多くの輪を創り、つなげることが必要です。

また、これらの輪が手をつなぐ主な場は、地域社会にほかなりません。したがって、地域社会（=コミュニティ）の充実も図る必要があります。神栖町民の意識を結び、その行動力を織り上げる連帯の輪を強め、充実することが大きな課題となっています。



〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

## 4. 社会福祉協議会の目指すもの ～「見える社協」への転換～

従来の社協活動は、社会福祉を目的とした事業に関する調査、及び研究、或いは連絡調整等、住民にとって見えにくい存在でした。そこで“見える社協”づくり、すなわち「事業型社協」のイメージを具体化していく過程で、ニーズ把握から問題解決まで一貫して住民に見える、わかりやすい社協へ脱皮する必要があります。地域で最も質の高いサービスを提供できる民間組織として、住民にとって社協がなくてはならないものであるという組織づくりを目指さなければなりません。

「社協らしさ」を十分発揮し、日常的に援助を必要とする人々に焦点を据え、これらの人々の生活を支える体制を地域の中につくり出す必要があります。福祉サービスや活動とそれに参加協力する関係者、当事者、住民によって継続的・安定的な事業を通して、社協の基盤強化及び体質改善に取り組まなければなりません。

### 「社協らしさ」とは？

- ① 住民・当事者の参加  
…事業の企画、実施から評価まで全ての過程に住民参加が保障されていること。
- ② ニーズ指向  
…地域のニーズに応えることを組織の行動原理としていること
- ③ 協働性  
…福祉ニーズの問題解決に向けて、保健・医療・福祉その他関連領域の組織との協働が図られていること
- ④ 専門性  
…コミュニティワークやケースマネジメント等、地域福祉推進の専門技術を活用していること

## 5. 社会福祉協議会活動の重点課題

### (1) 福祉情報活動の強化

社協活動の基盤を支える情報活動を強化し、福祉の専門機関としてのシンクタンク或いは情報の発信元として、積極的に取り組む必要があります。

また、従来のような一部の困っている人への福祉から、地域で生活している普通の人も対象としていくことが必要であり、対象者の広がりは必然的に情報活動を拡大・充実しなければなりません。将来的には地域福祉センター等の活動拠点整備がされる時点で情報センター機能に配慮し、情報管理担当者の配置も考えていかなければなりません。

### (2) 福祉ニーズの把握

地域福祉が住民の生活の場である「地域」を基盤として、住民の生活上の支障や困難を取り除き、また予防し、さらに生活の豊かさを目指すものである以上、福祉ニーズの把握が最も重要な課題であることはいうまでもありません。

福祉ニーズの早期発見とシステム化を図ります。具体的には、社協の福祉活動専門員の地域担当制による在宅訪問活動を基盤として、「福祉情報カード」を見直し、他の在宅訪問を行っている民生委員、保健婦、ホームヘルパー、訪問看護婦との連携を図り、ニーズの早期発見、情報の一元管理に努め、分析・評価のための定期的なカンファレンスを関係者とともに組織します。また、既往の調査の追跡も含め社会調査の体系化の実施に取り組みます。

### (3) 地域組織化活動の推進

神栖町は、軽野村と息栖村が合併することにより誕生して以来、コミュニティ区分が整理されないまま今日に至っています。かろうじて地域を語る時に明確に区分けできるのは旧村2地区であり、行政区、学校区、婦人会、民生委員等の区割り、小学校区或いは中学校区といった区域では整理できない実状です。

(別添資料参照)

福祉コミュニティづくりは、地域住民の事業への参加、協働体験を通して、住民の個々の問題への理解と認識を深めることです。したがって、日常的に援助を必要とする人々に焦点を据え、問題を共有化し、生活を支える体制を地域の中につくりだす、ということが重要となります。

そのため、古くからある住民の共同組織としての行政区をはじめとする地域の諸団体の組織の中に、コミュニティ活動をする為のセクションを創設し、ネットワークがつくられ、活動の活性化を図り、日常的で継続的な活動を通して、新しいコミュニティ形成をいかに作りだしていくかが重要な課題です。

●エリア及びコミュニティ構想

福祉エリア	町の単位	機能	アプローチの手法
小地域 (コミュニティ)	行政区 小学校区 中学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体となった活動をする。</li> <li>・公民館や自治会集会場等が活動の拠点。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区組織に「地域活動担当セクション」をつくる。</li> <li>・「コミュニティ会議」等を生涯学習課と連携し、住民自治活動を促進させる。</li> </ul>
福祉エリア	旧村地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域の福祉活動を支援する</li> <li>・福祉事業を実施する。</li> <li>・在宅介護支援センターやデイサービスセンター（いずれも未設置）が活動拠点。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動マニュアルやモデル計画の作成。</li> <li>・組織化活動、地域のネットワーク活動を推進する。</li> </ul>
全町	全町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全町を対象とした企画、調整をする。</li> <li>・情報の収集、提供の発信元。</li> <li>・地域福祉センター（未設置）が活動拠点。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画を策定する。</li> <li>・調査研究活動を実施する。</li> <li>・地域の福祉情報の収集、提供をする。</li> </ul>



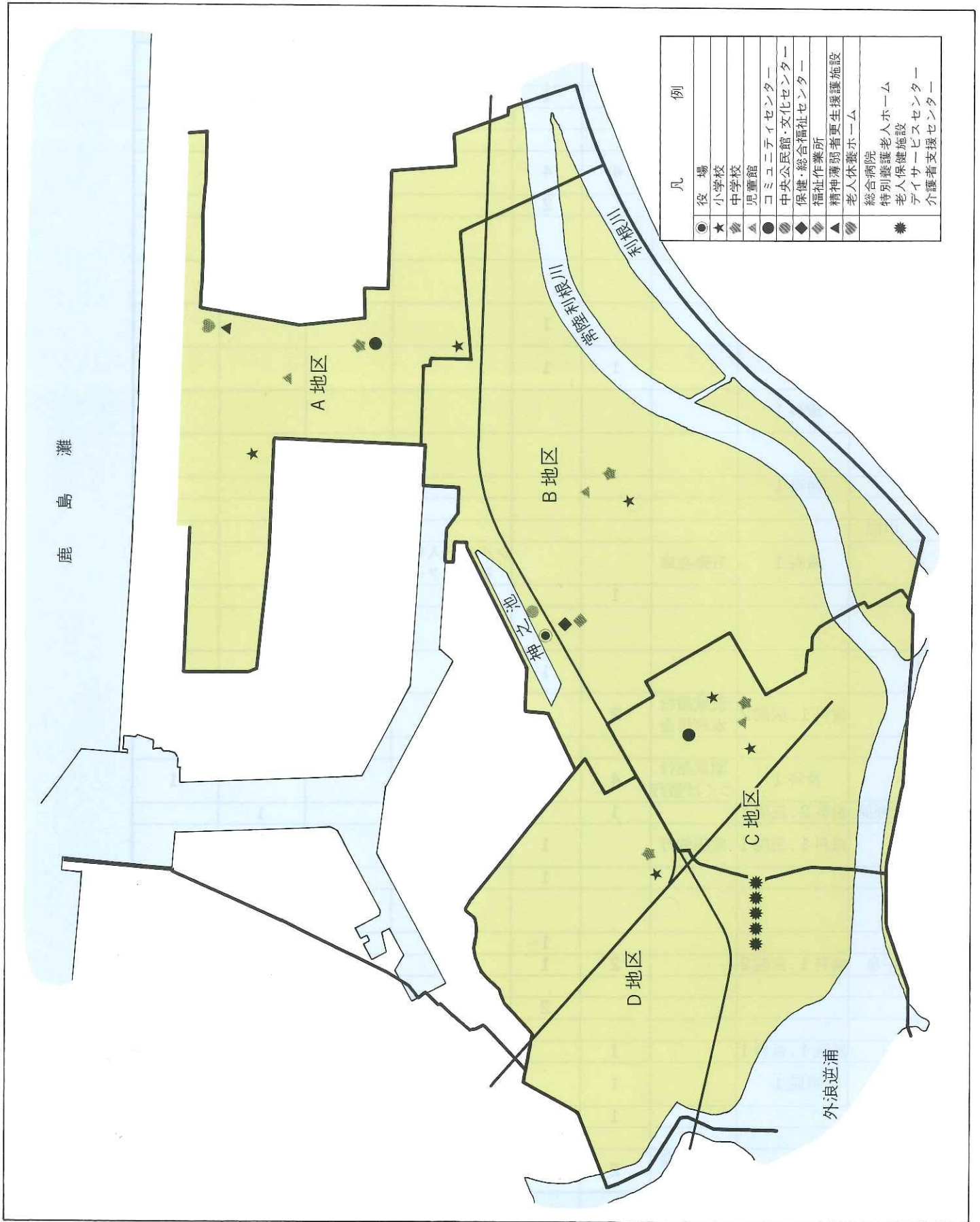
(資料) 地域区分の現状

行政区	小学校	中学校	婦 地区	人 支	会 部	子 ども 会	公 民 館	民 生 委 員	世 帯 数		児 童 公 園
									住 民 台 帳	行 政 区 へ 加 入	
知 手 浜	軽 野 東	三	東	知 手 浜 南		2	1	☆	467	563	1
				知 手 浜 北		1	1	☆	312	366	1
				奥 野 谷 浜		1	1	☆	88	71	1
				知 手 浜 東 団 地		1	1	☆	32	24	1
日 川 浜	横 瀬 軽 野 東	中	東	知 手 東 町		5	1	☆	2,457	1,262	4
				知 手 仲 町		1	1	☆		383	1
知 手 東 町	横 瀬	中	東	横 瀬 団 地 旧 池 向		1	1	①	121	26	1
				横 瀬 団 地 旧 深 芝 浜		1	1	①	192	144	1
知 手 仲 町	横 瀬 小	中	東	長 横 峰 瀬		2	1	①	192	144	1
				日 川 一 番		2	1	③	707	531	1
横 瀬 団 地 旧 池 向	横 瀬 小	中	東	奥 野 谷		2	1	☆	267	198	1
				知 手		2	1	①	401	340	1
横 瀬 団 地 旧 深 芝 浜	横 瀬 小	中	東	柳 堀		2	1	①	172	183	1
				萩 原		1	1	①	132	122	1
横 瀬	横 瀬 小	中	東	芝 崎		1	1	①	89	66	1
				石 神		1	1	①	104	83	1
日 川	横 瀬 野 東	一 中	中	溝 口		1	1	①	289	179	1
				一 貫 野		1	1	①	246	140	1
奥 野 谷	横 瀬 野 東	一 中	中	田 畑		1	1	☆	72	53	1
				高 浜		2	1	①	251	190	1
知 手	横 瀬 野 東	一 中	中	木 崎		1	1	①	263	104	1
				ナ シ		1	1	☆	68	51	1
柳 堀	横 瀬 野 東	一 中	中	ナ シ		1	1		1,468	733	1
				新 港		1	1	☆		876	1
萩 原	軽 野 大 野 原	一 中	中	大 野 原		2	1	☆	1,331	799	1
				息 栖		1	1	②	355	253	1
萩 原	軽 野 大 野 原	一 中	中	ナ シ		2	1	①	279	171	1
				ナ シ		1	1	☆	335	205	1
萩 原	軽 野 大 野 原	一 中	中	ナ シ		1	1	③	695	539	1
				ナ シ		1	1	①	49	39	1
萩 原	息 栖	二 中	西	深 芝		1	1	☆	529	235	3
				下 幡 木		1	1	①	285	211	1
萩 原	息 栖	二 中	西	下 幡 井		1	1	①	304	233	1
				立 野		1	1	①	344	429	1
萩 原	息 栖	二 中	西	賀		1	1	①	200	173	1
				ナ シ		1	1	①	1,221	683	1
萩 原	息 栖	二 中	西	ナ シ		1	1	②	1,221	858	1
				ナ シ		1	1	②			
計 37 行政区	6 学区	4 学区	3 地区	3 3 支 部		4 9	3 8	5 8	14,125	11,565	4 2

注：☆は民生委員が複数にまたがっている地域

保育園	幼稚園	医 療 機 関	金 融 機 関	薬 屋	タ ク シ ー	老 人 施 設	障 害 者 施 設	ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	コ ミ ュ ニ テ ー
						老人休養ホーム	精薄更生 援護施設		
		診療所 1			1				
東部	東部	歯科3,小児科1 診療所 1	常陽銀行 茨城県信 銚子信金	4	4			3	1
					2			1	
星和		歯科 1			1				
		歯科 1		1	1				
		歯科 1							
		歯科 1							
	中部								
		歯科 1	労働金庫			シルバー人材・保健総合福 祉センター・福祉作業所			
				1					
					1				
		歯科 1, 医院 2	茨城銀行 水戸信金	2					
		歯科 1	関東銀行 つくば銀行	4	1				1
中部	大野原	歯科 2, 医院 1		1				1	
		歯科 1, 医院 1	常陽銀行		1			1	
					1				
					1				
萬徳寺	平泉	歯科 1, 医院 2		2	1				
深芝					2				
		病院 1, 歯科 1		1					
白十字		病院 1		1		特老・老健・デイ 介支・看ス			
				1				1	
		歯科 2	石岡信金 茨城県信	2					
6	4	病院 2, 医院 6, 診療所 2 小児科 1, 歯科 17	1 1	2 0	1 7	7	3	8	2

平成6年3月31日 現在



#### (4) ボランティア活動の推進

地域福祉において、住民は地域、自治体の主役として、自分たちの望む福祉の町づくりに参加、参画していく権利をもっているとの考えに立っています。

地域福祉は上から与えられるものではなく、住民が力を合わせてつくりあげていくものであり、地域を基盤として総合的かつ計画的に活動しなければなりません。さらに、横の連携も強め、福祉関係者、当事者、ボランティア等のネットワークを張り巡らし、住民のニーズに対応することを目指しています。

このためにはボランティア活動が不可欠であり、以下の項目を重点的に実施していきます。

- ①「福祉のこころ」をつくり、ノーマライゼーションの思想の浸透を図ります。
- ②地域や教育委員会と協力しながらボランティア協力校活動の更なる充実を図ります。
- ③既実施のボランティア入門講座、各種専門講座も、夜間講座や職場対象講座といった、誰もが参加しやすい条件を整えます。
- ④講座終了生に対して、ステップアップのため実体験を主体としたプログラムづくりや、活動の場開拓に積極的に取り組んでいきます。
- ⑤ボランティアコーディネーターの専任化を図ります。
- ⑥自由に活動できるボランティアセンター機能を有した拠点づくりを行政に働きかけます。

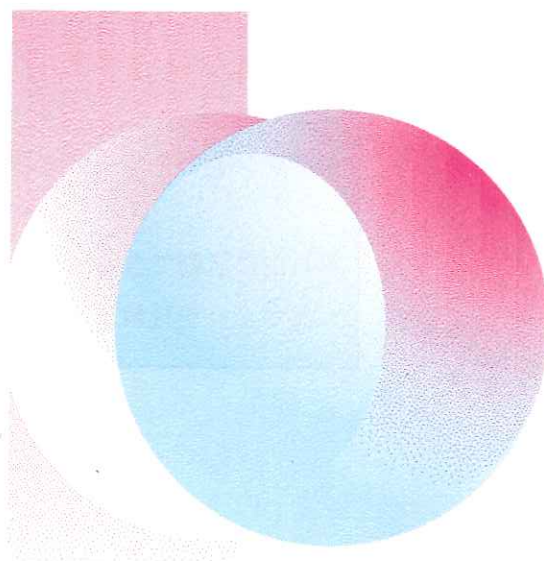
## (5) 社協基盤整備の推進

社協は、住民のニーズを汲み上げ、かつそれを解決していく能力・資源を併せ持つ基礎的組織であり、社協活動の進展は組織及び運営の如何によって左右されることが多々です。

社協の特性である専門性、先駆性、即応性、柔軟性といった要素を遺憾なく発揮して今日的要請に応えるためには、地域福祉活動の各段階で常に第一線に位置している社協の組織体制、活動拠点、基本活動、財源及び職員の処遇の見直し強化が必要です。

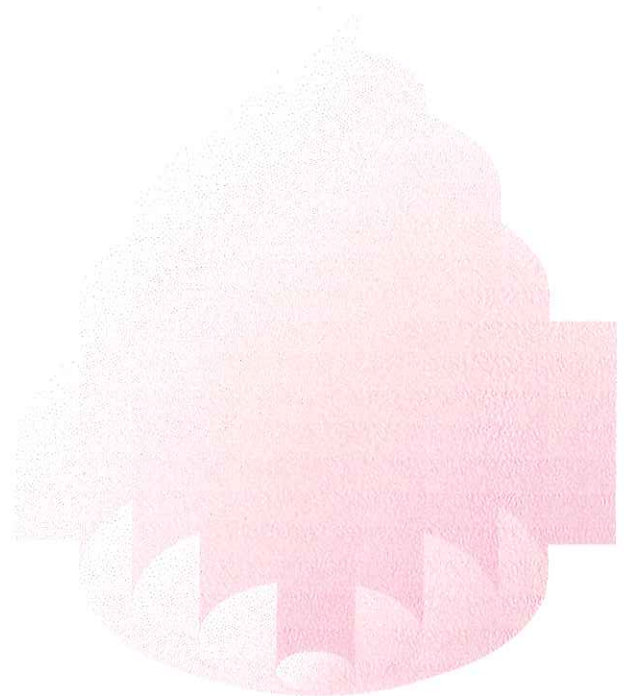
これが社協の特性だ

- ①専門性：福祉の「専門家」として
- ②先駆性：制度がなくても先駆けて取り組み
- ③即応性：「何時でも何処でも」すぐに対応することを基本として
- ④柔軟性：法律や規則にとらわれず「住民本意」で

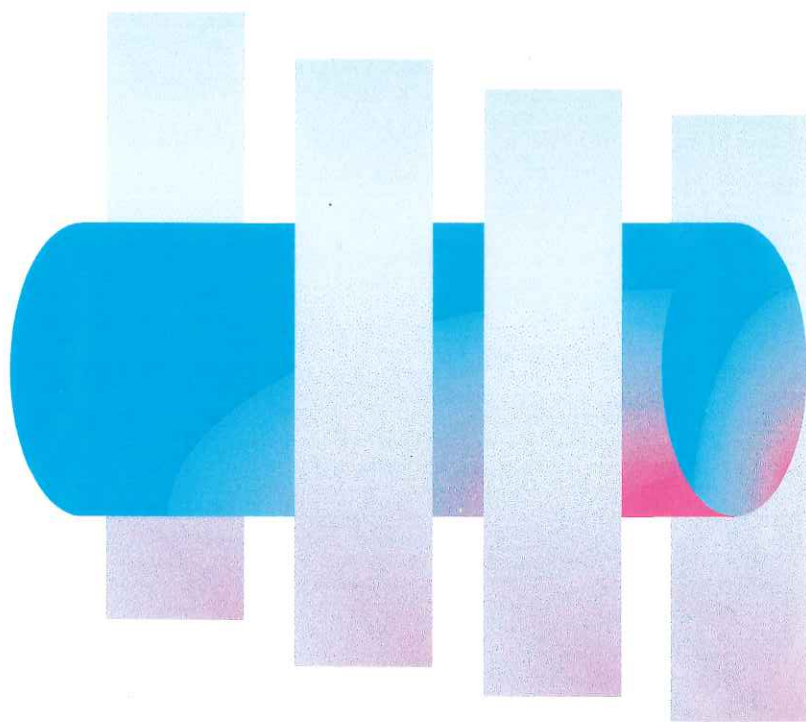


## 6. 計画の構成

- 基本構想 .....社会福祉の基本的視点と福祉のまちづくりの基本的視点を踏まえて実現を目指す方向性を示します。
- 基本計画 .....基本構想の方向に沿って、この計画期間中に実施する福祉サービス、活動等の具体的な計画大綱です。
- 実施計画 .....基本計画で掲げた活動を実際に展開する実行計画です。



# 第 2 章 各 論



## 第2章 各論

### 1. 基本構想

～ふれ愛プラン’94～

“私たちでつくるやさしい町”

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、  
神栖町に住む全ての人が安心して、生きがいのある生活  
を送れるよう、『住民の参加と支え合いによる福祉の町  
づくり』を目指して、地域福祉活動を進めていきます。

### 2. 基本計画

基本構想の実現を目指して進める、実施計画の骨組みとその方向性を示します。

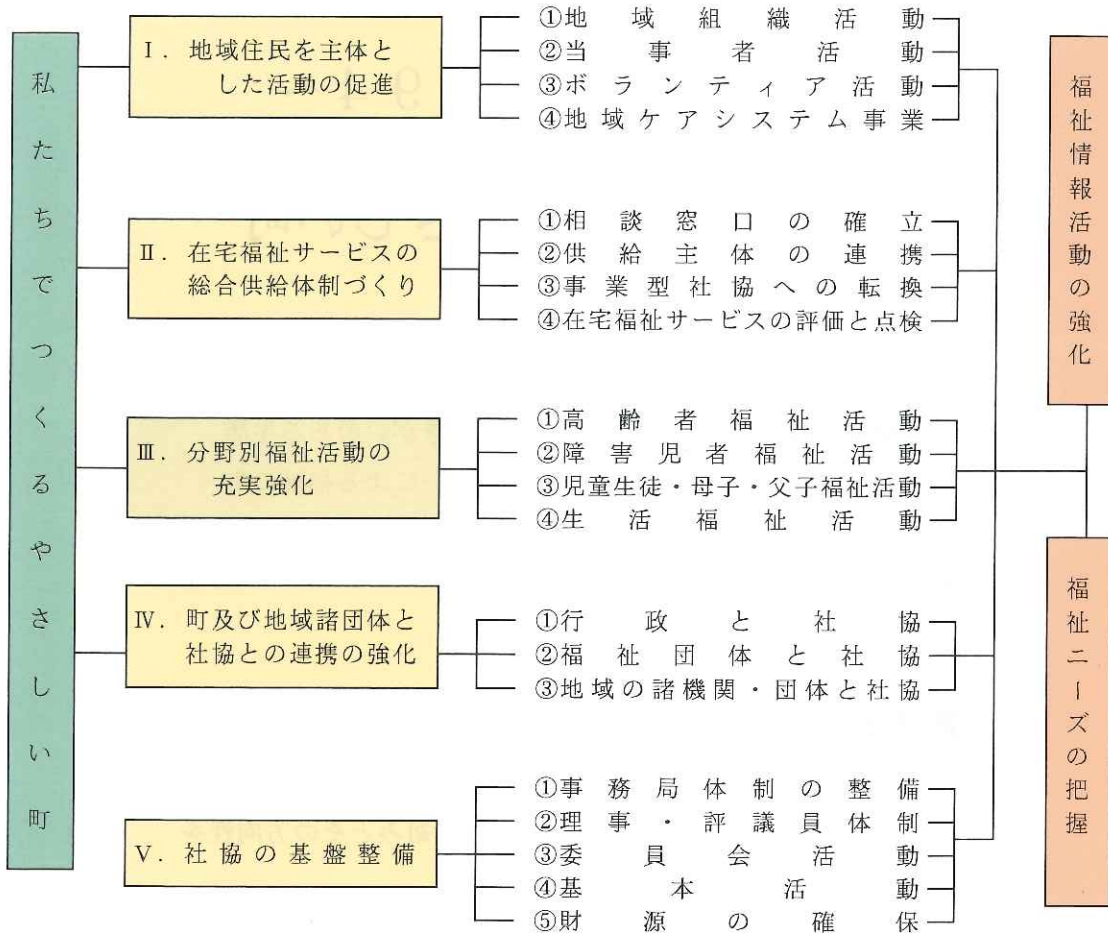
#### 基本計画5本の柱

- I 地域住民を主体とした活動の促進
- II 在宅福祉サービスの総合供給体制づくり
- III 分野別福祉活動の充実強化
- IV 町及び地域諸団体と社協の連携強化
- V 社協の基盤整備

# 計画体系図

<基本構想>

<基本計画>



注： 体系図中のローマ数字Ⅰ～Ⅴと丸付数字①～⑤までは、「実施計画」では基本計画欄にローマ数字を実施項目欄に丸付数字で記載しています。また参考資料の「評価チェック表」では区分欄にローマ数字を事業・制度・活動名欄に丸付数字で記載していますので参考にして下さい。



## 1. 地域住民を主体とした活動の促進

地域住民みんなの手で、誰もが安心して生活できる  
福祉のまちづくりをすすめよう

地域福祉においては、「住民」の参加が大前提です。したがって、住民を主体とした活動の推進は、地域の福祉問題を身近なものにするとともに、「福祉のこころ」を育てていくものでなければなりません。さらに、要援護者やその家族に対する住民の理解と様々な支援活動への参加を促進することが必要です。地域住民を主体とした活動は、社協が目指す地域福祉の実現にとって不可欠であり、活動の促進にあたっては、各段階での組織化活動を多様な形で展開していかなければなりません。

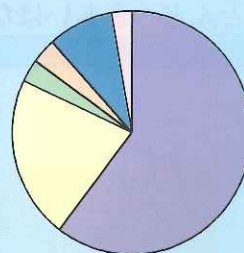
### 1-① 地域組織活動

#### ●現状

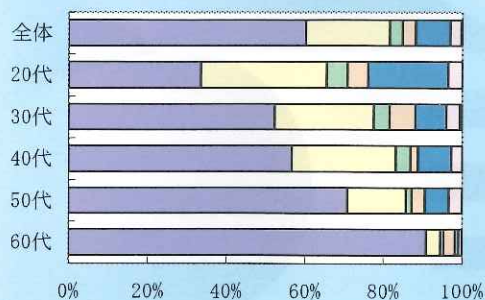
これまでの社協活動の中でも、それなりの実践が積み重ねられてきていましたが、どうしても自己完結的になってしまい、地域における具体的・個別的な問題を地域に密着させ、住民一人ひとりが自らの問題として据え、全体との関係をはかりながら組織的に推進してきたかという点については反省する部分があります。

従来の地域福祉活動の焦点が老人・障害者・母子家庭・低所得者等、限られた人々への日常生活援助といった面が中心であり、このことが「住民参加・当事者参加離れ」、「無関心」といった傾向から脱却できず、地域組織活動の活性化が図れない要因となっています。

神栖町への居留意向

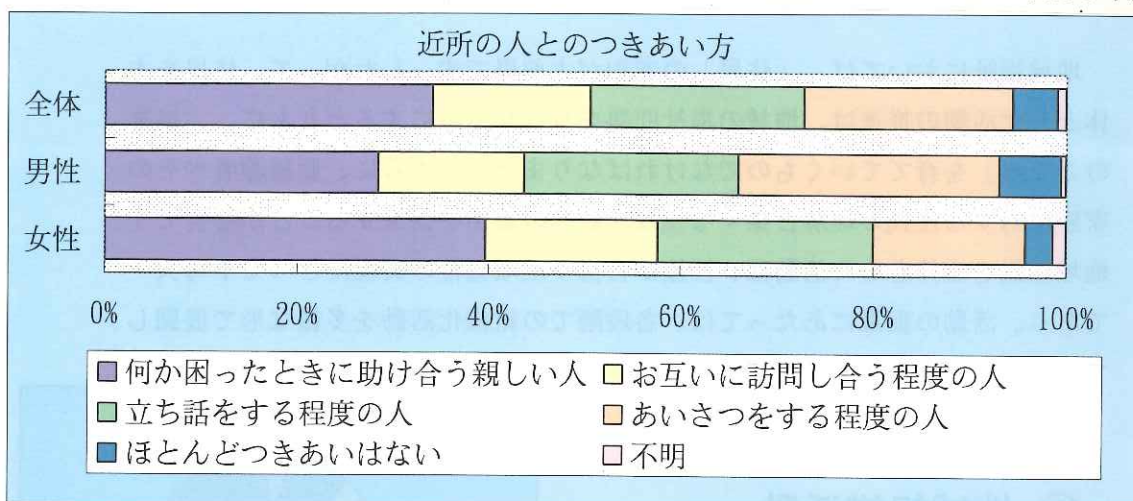


永住希望者の年代別割合



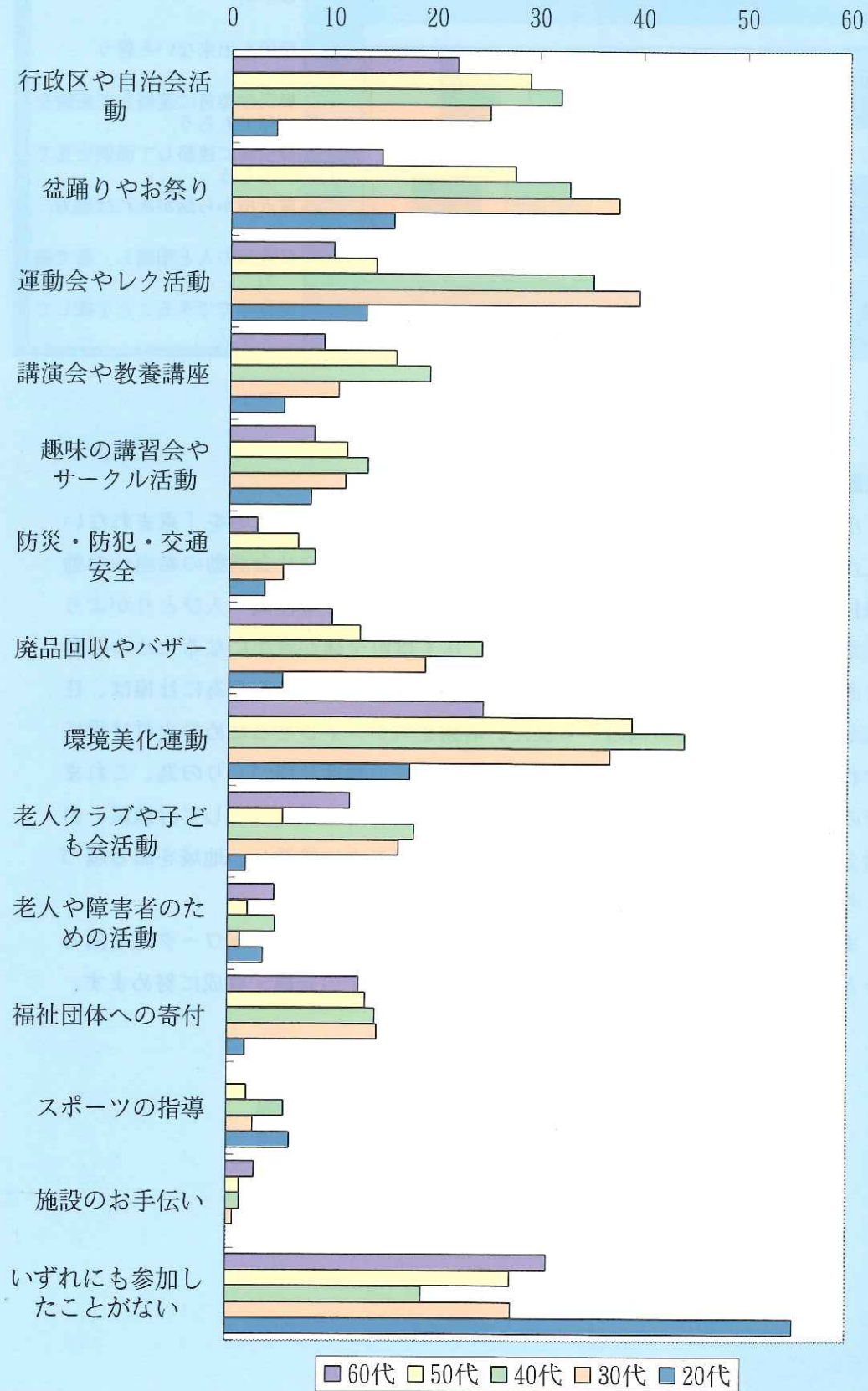
一方、都市化が進み、新住民と旧住民とが混在する中で、地域生活課題や住民の価値観の多様化により、これ迄の近隣組織や行政区の存在意義は次第に変化しつつあり、従来とは異なる組織運営や問題解決が期待され、ここに新しい福祉コミュニティづくりを住民と共に創設しなければならない必要性があります。

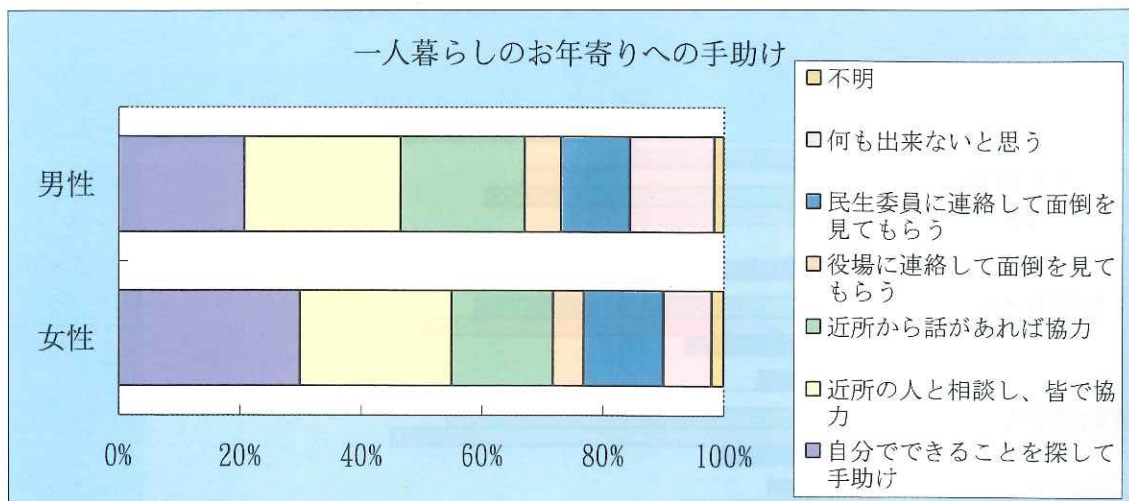
〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉



2～3年の間に参加した地域での活動

(%)





● 課題

小地域で福祉を進める上で従来のように“福祉”というものを「恵まれない人たちへのサービス活動」と考えていては、住民の地域社会活動の参画への動機付けとしては弱い感があります。つまり“福祉”とは住民一人ひとりがより豊かに生きていくための取組みであり、広くは町全体が豊かになるための活動である、という点を明確にアピールする必要があります。その為に社協は、住民が福祉を自分自身の問題から捉え、活動をスタートさせるための火付け役になれるかが問われているのです。そして、将来の地区社協づくりの為、これまでの「福祉推進員」をさらに発展させて「地域活動推進員」として行政区、自治会、子ども会、婦人会、PTA等既存の組織の中に設置し、地域を語る場づくりを進めるよう働きかけます。

また、要援護者のためには、地域ケアシステムによるネットワーク化を図るとともに、当事者の組織化及び地域型ボランティアの発掘・育成に努めます。

実施項目 I - ①

- ☆ 小地区社協の設置促進
- ☆ 地域活動推進員制度への移行

「地域ケアシステムでのネットワークづくりっていうけどさあ、利用者からすれば近所の人にみてもらうことを望んでいる人は少ないんじゃない？」

「そうよ、むしろ行政サービスやお金を払ってサービスを受けた方が気が楽よ」

「つまり、必要なサービスを行政の責任でまかなってくれれば問題ないんだよね」

「でも私達の期待するサービスは全部望めないんじゃない？」

「いくら行政サービスが充実しても、今のままでは、世間体を気にしたり、手続きが面倒臭かったりしてサービスを利用しない人が多いから、やっぱりまわりの人の理解をつくっていかねばならないね」

「だよなー」

「ところで“地域活動推進委員”って本当に地域からでてくるのかしら？難しいんじゃない。むしろボランティア活動を積極的にやっている人の方が中心になれると思うわ。行政区や婦人会といった、もともとある組織を利用するってことは、やる側に都合がいいからだし、結局当て職になっちゃうわよ。だったら、やる気のある人を研修して育てた方がいいじゃない」

「でも、ボランティアを育てたやり方だと、必ずしも地域との関わり合いに結びつかないけど、もともとある組織は地域全体として取り組みやすいんだよね」

「でもそれって、真剣に取り組んでもらえるのかしら？」

「難しいけど、今まで通りの組織じゃ限界があるから、少し冒険して、新しいコミュニティの形をつくる必要があるかもね」

神栖町地域福祉活動計画策定専門委員会に参加して（専門委員より）

現在、86才の父親と暮らしている、職業を持つ住人の一人として、何時寝たきりになり、自分一人では背負いきれず「誰か助けてー」と叫ぶ時が来るのではないかと思い、この会に参加させていただきました。

十数回の会を重ね、この素晴らしい小冊が出来ましたが、私が欲張りなのでしょうか。十年間の目標にしてはいささか遠慮気味ではないでしょうか。勿論、経済的な裏付けなしには何も出来ない事は百も承知ですが現実に移動入浴サービスを希望する人が数人居ます。

薔薇色の老後と迄は言いませんが、十年後にはこの計画の数倍の地域福祉が実行されて居ることを願っております。

町民福祉意識調査の意見の中にも良い意見があると思います。その幾つかを採用するのも手だと思いますが…。

## I - ② 当事者活動

### ●現状

神栖町における当事者団体、及び事務局設置は次の通りです。

No	団体名	会員数	事務局	総決算額	自主財源	自主財源率
1	老人クラブ連合会	45クラブ 3,888人	社 協	4,523,484	1,366,200	30.2%
2	身体障害者福祉協議会	260人	社 協	3,716,574	260,000	7.0%
3	遺 族 会	401人	社 協	1,520,993	804,000	53.0%
4	母 子 福 祉 会	68人	社 協	592,759	68,000	11.5%
5	軍恩連盟神栖支部	176人	社 協	425,418	371,000	87.0%
6	痍 傷 軍 人 会	20人	社 協	428,468	260,000	61.0%
7	心臓病の子どもを守る会	17人	保健センター	183,642	30,600	17.0%
8	あ す な ろ 会	28人	自 立	1,992,926	268,800	13.0%
9	きぼうの家親の会	14人	社 協	49,000	49,000	100.0%

### ●課題

団体の組織率からみれば非常に高いと思われませんが、事務局に対する依存度、或いは活動財源の行政に対する依存度が非常に高くなっています。今後各団体の活動については自主性、主体性を如何に高めていくかが課題となっています。また一方では、痴呆性老人や寝たきり老人の介護にあたっている家族等の在宅介護者グループの組織化や活動に対する当面の支援を強化する必要があります。

#### 実施項目 I - ②

- ☆ 当事者団体活動の主体性を高め  
自立化を促進する
- ☆ 寝たきり老人家族の会組織化と  
支援活動の展開

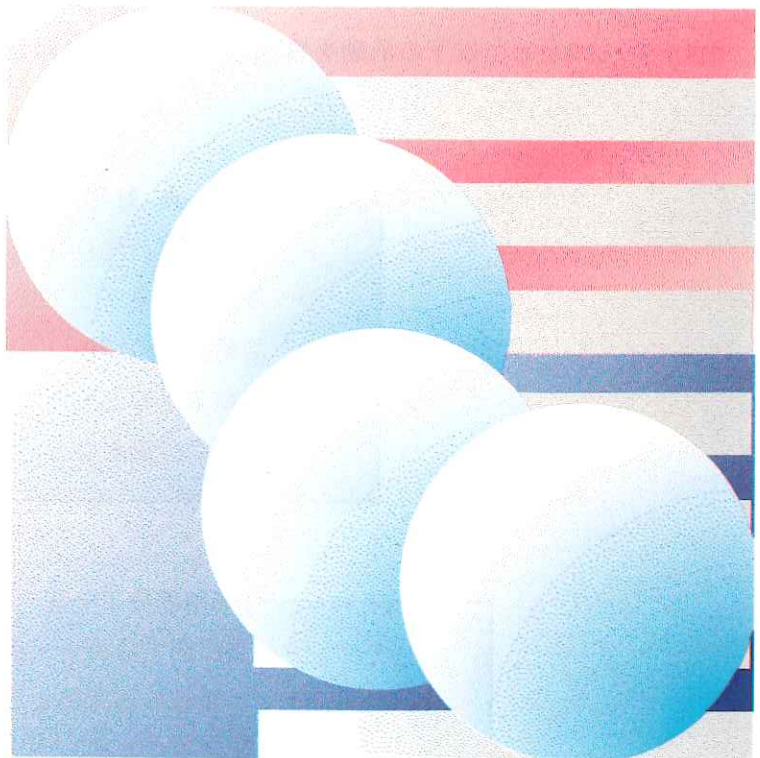
「えっ！ “軍恩連盟” “療傷軍人会” “遺族会” って社協の仕事だったの！」

「なんか場違いなんじゃないかしら。」

「私もそう思うわ。」

「団体の主体性っていったって、団体がいつでも集まって話ができる場所が無いんですもの。自立しろって言われたって無理よ。まず集える“拠点”が欲しいの！」

「それはいえる。やっぱり“一つ屋根の下”でないと団体としての結束も作れないよな。」



## I-③ ボランティア活動

### ●現状

地域福祉の推進には「公的福祉制度の充実」と「住民による助けあい」の二つが必要です。そのためには福祉・教育・医療・保健等に関わる人々をはじめ、住民によるボランティア活動が不可欠となります。

従来ボランティア活動とは個人の自発性に基づく奉仕的側面だけが強調されてきましたが、しかし21世紀に向けて、成熟した社会形成を願い社会全体が大きく動き出した中で、その活動分野や活動する人々の層の拡がりが見られ、福祉社会実現のための住民の責任として、自己実現或いは企業の社会貢献として、と様々な価値観を持って参加・活動する多様化の時代に入っています。

### ●課題

ひとりでも多くの方が、時間や労力、技術、金銭、物品、場所など各自が提供できるものを提供しあって「お互いに助けあい、支えあうまち」、それがまさに誰でも安心して暮らせるまちであり、子どもから老人まで誰もが受け手であるとともに担い手になりやすい条件を、地域の中に整えなければなりません。

そのために以下の活動を重点対策として取り組んでいきます。

#### 重点対策

- ◇ 活動の拠点作り
- ◇ 基金の充実
- ◇ 活動の場の開拓
- ◇ 各種講座の充実
- ◇ 企業、労働組合の活動促進

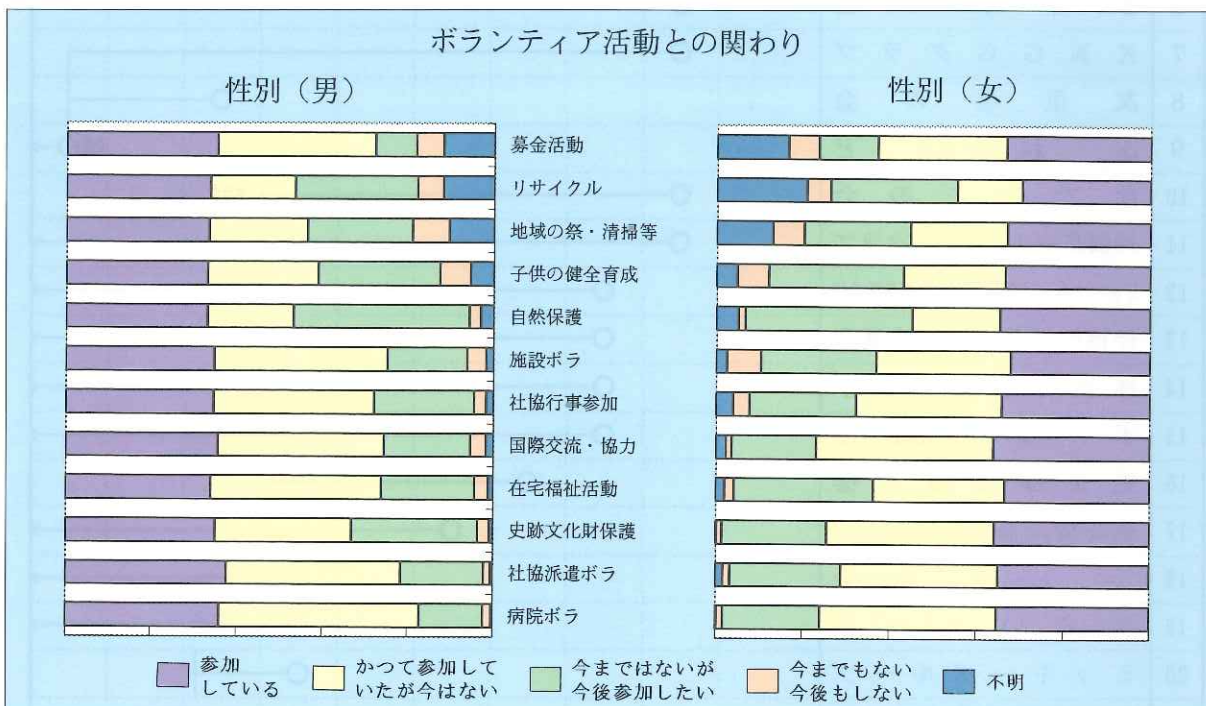
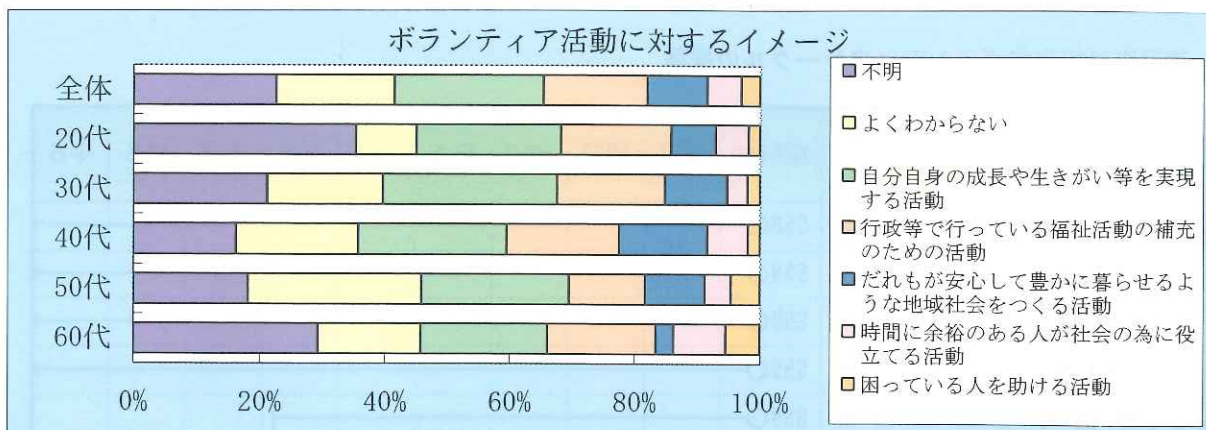
#### 実施項目 I-③

- ☆ ボランティアに関する調査・研究
- ☆ ボランティア活動の場開拓と活動への参加促進
- ☆ ボランティア活動の支援



神栖町社協登録ボランティアサークルの推移

No	サークル名	年 度										
		昭61以前	昭61	昭62	昭63	平 1	平 2	平 3	平 4	平 5	平 6	
1	神栖町手話サークル虹の会	S58○										
2	神 栖 生 活 学 校	S59○										
3	神 栖 青 年 会 議 所	S59○										
4	神栖町食生活改善推進員協議会	S59○										
5	神栖町建設業協会	S59○										
6	5 0 歩 の 会		○									
7	K N G G ク ラ ブ		○									
8	友 里 香 の 会								○			
9	ふ れ ん ど											合併○→
10	な で し こ の 会		○							休会中		
11	神栖高校リーダーズクラブ		○									
12	日赤アマチュア無線奉仕団神栖地区分団			○								
13	神栖町消費者連絡協議会			○								
14	神栖町写真クラブ			○								
15	ボーイスカウト神栖第一団			○								
16	更生保護婦人会				○							
17	波崎柳川高校リーダーズクラブ					○						
18	三 美 会							○				
19	う ぐ い す の 会							○				
20	ミッキーグループ							○				
21	倫理研究所鹿行独立地区							○				
22	波崎高校 J R C							○				
23	たまゆら欽永会							○				
24	櫻 偉 会								○			
25	ひ と み の 会								○			
26	軽野児童館母親クラブ											○→
27	スローステップ											○→
登 録 団 体 合 計		5	9	13	14	15	15	21	21	19	20	



「その日その日を間借りでのボランティア活動なんて、もう限界だよな。」

「とにかく活動の拠点が欲しいのよ。どんな拠点がいいと思う？」

「情報交換が出来るような“活動スペース”ね。」

「できるだけじゃだめ。やっぱり誰でも気軽に入れるみんなの溜り場で、気兼ね無く井戸端会議のできる場でなくっちゃ。」

「ボランティアも、お年寄りも、子どもも、障害者も利用できるノーマライゼーションの拠点ってわけね。」

「かーっこイー！」

「ちょ、ちょっとまってよ。お、お金は一体だ、誰が出すの？」

「そりゃあ役場に決まってるじゃない！ こういう有意義なことにお金を使わせなきゃ。」

「最近‘貯蓄型’や‘有償の福祉サービス’っていうのをよく聞くけど、どう思う？」

「高齢者や障害者を抱えている家族にとって、急に人の手が必要になった時には有償でも助かるわよ。」

「確か、町民意識調査にもあったんじゃない。」

「45ページにグラフがあるよ。」

「ふーん、ほとんどの人が必要だと思ってるんだね。」

「その割に‘活動したい’っていう人が少ないのはどういうわけ？」

「結局、人には助けてもらいたいけど、自分が人のために何かするのはどうも…っていうのが現代人の感覚なのかなぁ…。」

「でも、社協としては利用者の選択枝を拡げるためにいろんなサービスを考える必要があるんだから、めげずにがんばっていきましょう。」

「昼間ばかり講座を開いては、参加したくても出来ない人がいるんじゃない？」

「社協ニュースなんかで講座の案内を見るけど、みんなお昼の時間帯なんだもんね」

「大丈夫！そんな方達のために、今年から夜間講座を開いているんですよ。」

「社協もなかなかやるね。少しは見直してあげる。」

「“基金”って何のために積み立てられてるの？」

「社協やボランティアサークルが、より充実した活動を展開出来るようにさ。果実の中から、サークルには、毎年10～15団体くらいに助成しているし、活動資機材購入の補助もやっているんだよ。」

「ふーん、ボランティア活動の充実のためね。」

「ところで積立ての目標額はいくらなの？」

「一億円。でも積立てははじめの頃と違って、最近は利率が半分以下になっちゃったしね…。」

「一億円といわず、景気の変動にも左右されないくらい充実させなきゃダメか。」

「そうよ。神栖町はお金があるんだし、企業も一流企業ばかりだもんね。基金充実のための社会貢献もしてもらわなくっちゃ。」

## Ⅰ－④地域ケアシステム

### ●現状

日常生活を営む中で、自分或いは家族だけでは解決出来ない問題を抱えて困っている人に対して、福祉・医療・保健の観点から総合的な支援体制で、住み馴れた地域で安心して生活できることを目的に、平成元年より3か年、モデル事業として取り組んできました。しかし、地域の区割りの問題、住民の積極的な関わりという点で課題を残しています。

### ●課題

地域ケアを充実・強化させるため、

☆在宅側の意識が閉鎖的、封建的によることから生ずる制度利用の低さを解消し、「社会的介護」という考えを地域住民の理解のもとにつくりあげ、ニーズの早期発見をシステム化する事を小地域に求めます。

☆福祉サイドの情報及びサービスと、保健医療サイドの情報及びサービスのネットワーク化を図ります。

☆地域ケアとクライアントの間に生じるニーズのギャップを解消し、利用者の個別のニーズに対応した多様なケアの供給を図ります。そのための拠点の確保により訪問型サービスの充実及び地域のコーディネート機能を強化しています。

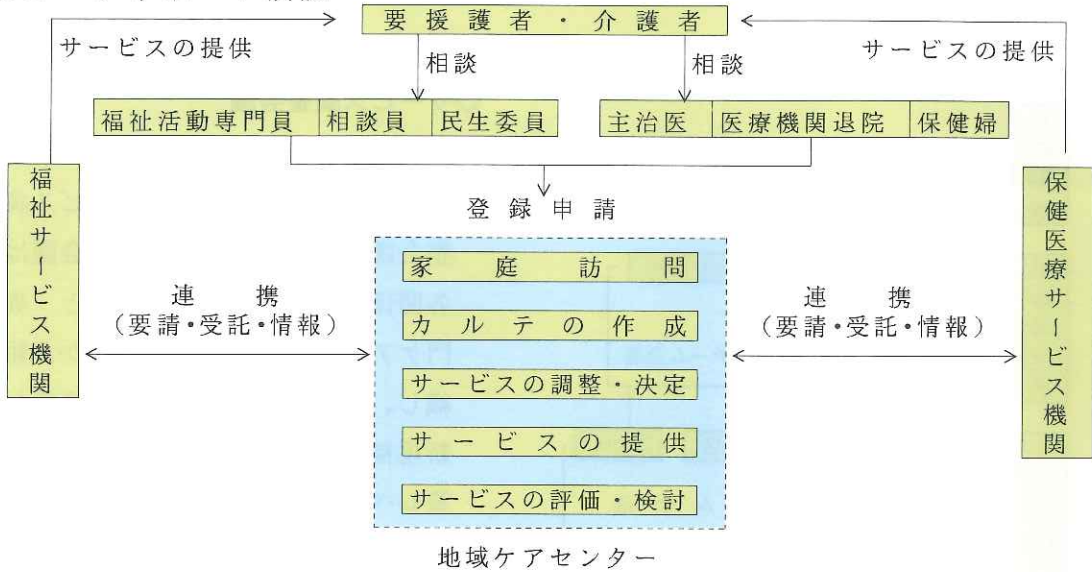
☆「サービス調整会議」を町レベルとして設置、担当代表者によって構成し、政策レベルの協議を行います。また、「専門ケアチーム会議」を福祉エリアに設置、実務者によって構成し、地域ケアの改善を図り、サービスの調整を実施していきます。なお、小地域には「在宅ケアチーム会議」及び「キーパーソン会議」を設置し、具体的に個別ケースの処遇に対応するための、福祉サイドと保健医療サイドのネットワーク会議を、重層構造で横断的なものとします。

☆地域ケアの厚みを増すために、クライアントに関わる福祉施設やシルバーサービス等の民間事業者や、住民組織といった民間資源育成を促し、ケアの質と量を高めることを、福祉エリア及び小地域に対して積極的に関わります。

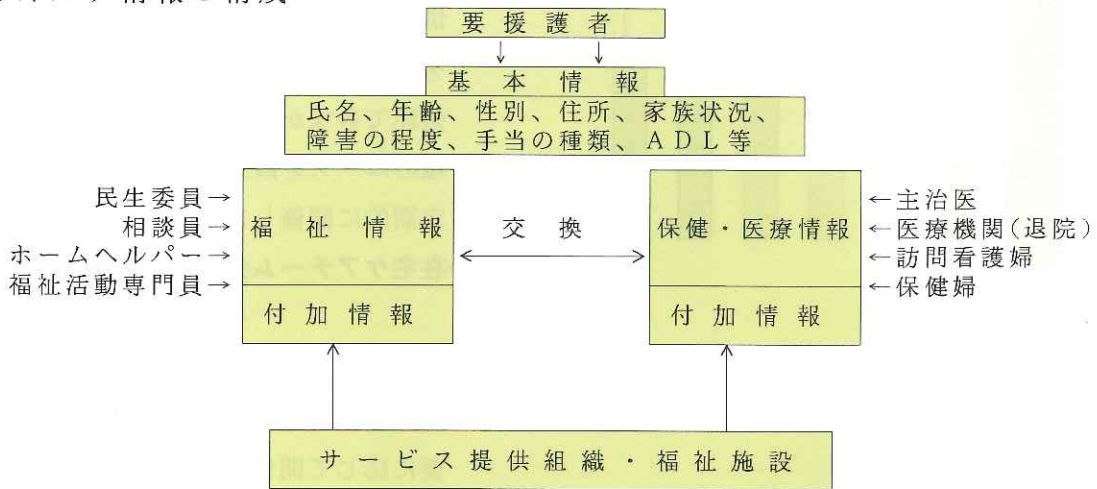
実施項目 I-④  
 ☆ 高齢者地域ケアシステム  
 ☆ 障害者地域ケアシステム

### 《地域ケア構想》

● コーディネート機能

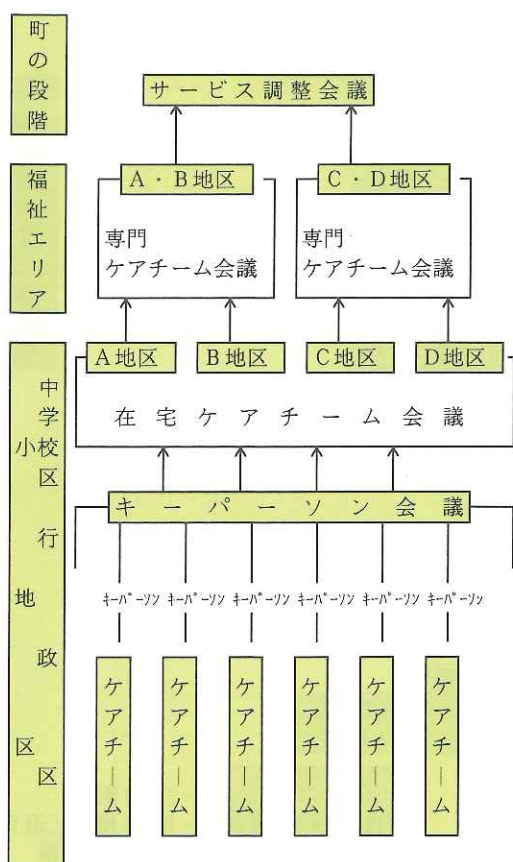


● カルテ情報の構成



## ●担当者会議

将来的には「高齢者サービス調整チーム」が有している各々の機能を更に強化し発展的に解消し、対象者を高齢者のみに関わらず障害者、難病者、その他の要援護者に拡大整理します。さらに在宅介護支援センター、デイサービスセンターを、地域福祉センターのランチ機能を持たせ、住民活動の拠点として位置付ける必要があります。当面ネットワーク会議は地域ケアセンターで行います。



## ◇サービス調整会議

地域ケアに関して保健、福祉、医療に携わる担当者による「サービス調整会議」を設置します。この会議は各関係機関の決定権者レベルと「専門ケアチーム会議」の代表者から組織し、地域ケアシステムの評価検討新規福祉事業のアセスメント等、政策レベルの調整を行っていきます。

## ◇専門ケアチーム会議

保健、福祉、医療の実務者レベルによるこの会議は、クライアントに提供される各種サービスの評価・検討を実施するとともに、地区レベルで処理できなかった問題を調整し、地域のニーズを政策に反映させるため定期的に開催します。

## ◇在宅ケアチーム会議及び

### キーパーソン会議

この会議は、クライアントの生活圏である地区レベルにおいて、必要に応じて開催されます。クライアントに直接関わるケアチームメンバー（主に近隣住民・民生委員等）からなり、ニーズに基づき具体的に個別ケースの処遇に対応します。

日本、米国、デンマークの職員数比較（常勤換算）

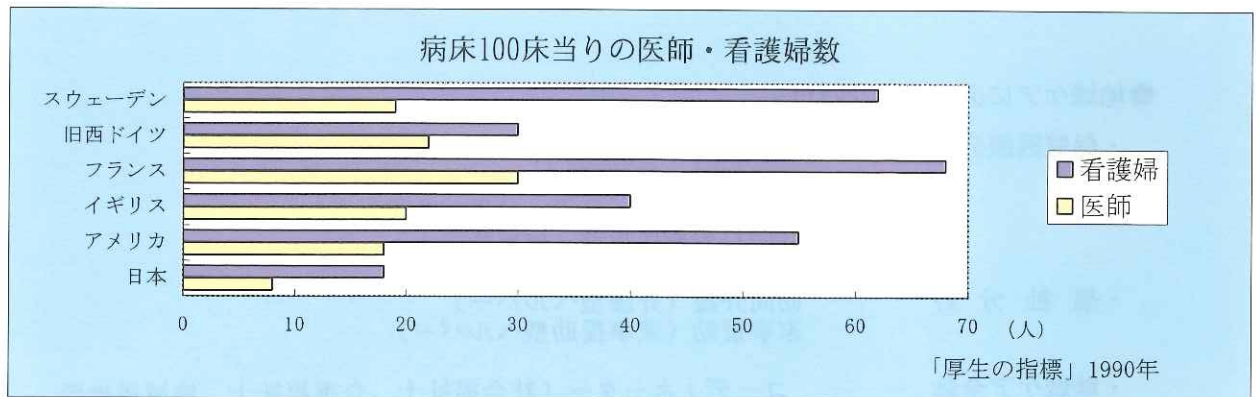
		日 本	米 国	デンマーク
ナーシングホーム 入居・入院者100人当り)	全 職 員	45人	71人	100人
	看護・介護職員	29人 (特養1986年)	43人 (1985年)	68人 (1987年)
病院(100床当り、1982年)	全 職 員	77人	269人	224人

注：「モダン・メディシン」1989年11月号

病床100床当りの医師

・看護婦数

「厚生省の指標」：1990年

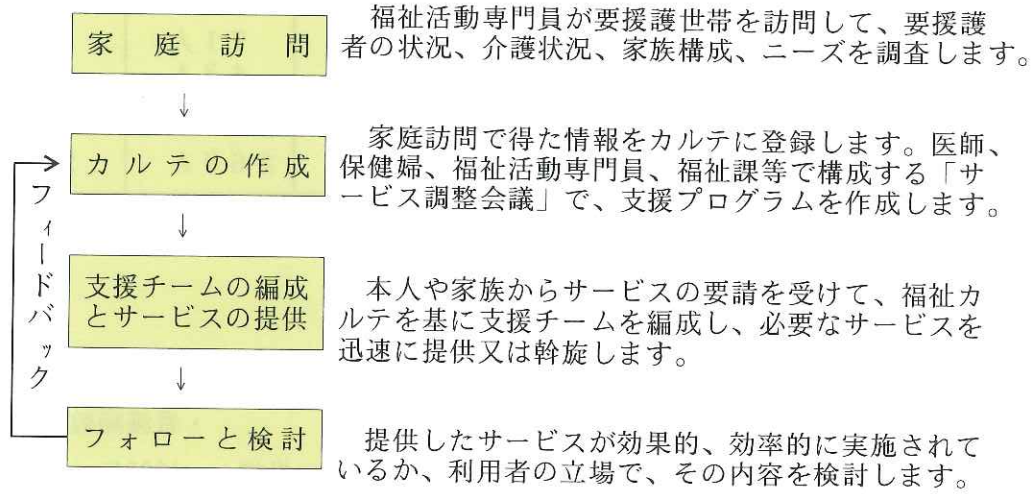


先進国のホームヘルパー数の対人口比

国 名	年	ヘルパー数(人)	人口(千人)	人口10万人対比
イギリス	1985	98,260	47,112	208.6
フランス	1985	65,000	54,621	119.0
スウェーデン	1985	73,808	8,350	883.9
デンマーク	1984	33,321	5,112	651.8
ノルウェー	1983	40,598	4,129	983.2
日 本	1987	23,629	122,264	19.3
(コールト・フロン)	2000	100,000	131,192	76.2
(参) 神 栖 町	2005	19	55.363	34.3

注：神栖町の人口は西暦2000年の町推計人口を基準に以後20年間の人口の増数を単純平均化しています。

●登録とケースマネジメント



●地域ケアに必要なマンパワー

- ・保健医療分野
  - 訪問看護（看護婦）
  - 訪問指導（保健婦）
  - 訪問リハビリ（PT、OT、ST）
  - 訪問口腔衛生指導（歯科衛生士）
- ・福祉分野
  - 訪問介護（介護型ヘルパー）
  - 家事援助（家事援助型ヘルパー）
- ・地域ケア全体
  - コーディネーター（社会福祉士、介護福祉士、地域福祉活動指導員）



「日本って、よその国に比べて看護婦もお医者さんもホームヘルパーもこんなに少ないの！大丈夫なのかしら？」

「神栖町のホームヘルパーの数は、その少ない日本のゴールドプランの半分以上よ。地域ケアに必要なマンパワーって、これで足りてるの？」

「行政職員は法律で採用枠が決まっちゃってるから、簡単には増やせないですよ。」

「一般事務職員とヘルパーや看護婦のような専門職は、別枠で採用できればいいのよね。」

「訪問看護の現状も、訪問看護ステーションの開設のためには看護婦3名が必要で、しかも医師がいないと医療行為が出来ない。その上独立採算、なかなかペイするのにもムズかしいよね。」

「だったら同じ医療圏の町村の老人保健福祉計画を持ち寄って、将来必要なサービス量やマンパワーを算出して、ペイ出来ない部分を行政責任で分担しないと、結局困るのは利用者だけ。もっとみんなで声を上げなければいけないと思う。」

「地域ケアって、もう始まったんでしょ。うまくいってるの？」

「あたし、この間会議に出たのよね。そしたら、ボランティアなんか全然必要ない会議みたい。ここで勉強した地域ケアとちょっと違うみたい」

「どう違うの？」

「つまり、今やってるのは、1週間のサービスプログラムを行政サービス中心にやることに主眼を置いているのよね。でも、ここで勉強したのは“地域”に主眼を置いてサービスプログラムはその中の一つ、もっとやらなければいけないことがたくさんあるのよね」

「その違いなのね」

「でも社協がやってるんだから、いくらでも変えられるんじゃない」

「茨城県の助成事業を町から委託されているので、軌道修正はそう簡単ではない」

「こんなに問題抱えたまま、委託受けちゃったのかい？たいへんだねえ」

## II. 在宅福祉サービスの総合供給体制づくり

福祉の課題を共に学びあい、地域での状況を確認、話し合っ、必要なサービスが利用できるよう行動に移そう

### ●総合供給体制づくりの目的

平成2年の社会福祉関係の法律改正により、在宅福祉サービスは第2種社会福祉事業として法律上の位置付けが明確化され、さらには老人保健福祉計画の中でサービスメニュー及び供給量等が明示されました。しかし、地域社会の実態に合わせて質・量ともに拡大、成長させていく必要があり、その中でサービスを供給する主体が多様化していく傾向にあります。

在宅福祉サービスは、生活上に様々な支障を抱える人々の、在宅における生活維持の道具ですが、一つのサービスだけで生活全体を維持することはできません。しかし、ひとりの人がいくつものサービスを受けることによって、在宅での生活が可能になる場合もたくさんあります。

このことから、ひとりの人に対していかに総合的に、効果的に、効率良く的確なサービスを提供していけるかが大きな問題として考えられ、在宅福祉サービスの総合供給体制づくりに取り組んでいく必要があります。

## II - ① 相談窓口の確立

### ●課題

住民とサービスとの接近を図り、地域社会の中で具体的にどのような援助体制が考えられ、どのようなサービスを受けることができるのか等を、相談を通じて住民に情報提供するための総合窓口を確立する必要があります。

「ふれあいのまちづくり事業」を通して実施に取り組み、地域福祉センター或いはふれあい福祉センター等活動拠点の整備を待って、それに関わる体制と人材の配置を図っていきます。

実施Ⅱ項目－①

☆ 心配ごと相談所の充実

「相談って、どんな相談があるの？」

「法律相談は役場広報公聴課、母子健康相談は保健センター、児童・身障相談は福祉課、心配ごと相談は社協、健康体力相談は文化・スポーツ振興公社、交通事故相談は消防交通課等、役場内だけでも10くらいあるけど……」

「えーっ、窓口が全部バラバラじゃない！」

「もっとわかりやすくしてほしいよね。例えば“そこに行けば相談ごとは全部受けられる”……っていうところがあるとか。」

「だから拠点としての総合機能を持つ地域福祉センターが必要なのださ。」

## Ⅱ－②供給主体の連携

### ●課題

多様化したサービス供給主体が同じケースに関わる場合は、情報の交換やケースカンファレンス等を「地域ケアシステム事業」の中で整備して行き、他機関の活動や機能を相互に理解した上でケースに関わるようにします。

この場合、単に各組織の長が集まっただけの会議では意味を成さず、また、ケースを保持している担当者レベルのつながりだけでも、組織どうしが有機的に連携を持つまでには至らないので、ケース担当者が組織的に認知を受けて活動できるよう十分な検討が必要です。

実視項目Ⅱ－②

☆ 行政との連携強化

☆ 他機関との連携強化

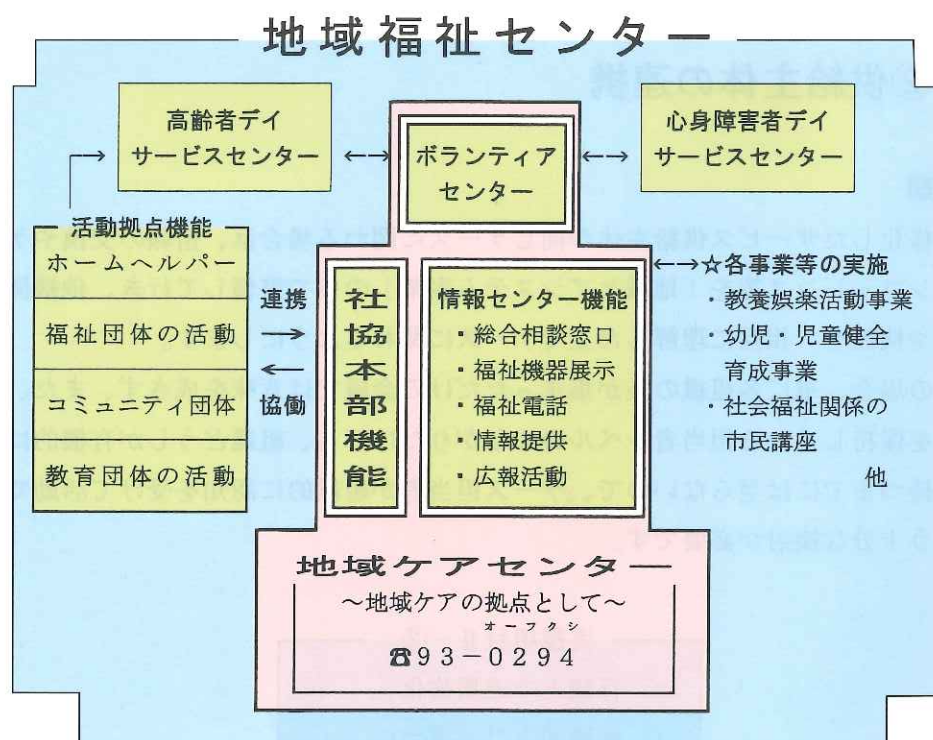
## II - ③ 事業型社協への転換

### ●課題

住民の意識調査からもわかるように、老後は住みなれた地域で、行政・民間・住民・家族が協力して、在宅で暮らしたいという願いを充足するため、各種の公的福祉サービスを積極的に受託し、民間の立場から柔軟に運営し、住民のあらゆる生活問題を受け止め、素速く問題解決を図れるような「事業型社協」への転換が必要です。そのためには、



を是非とも受託する必要があります。福祉サービスや活動とそれに参加協力する関係者、当事者、住民によって継続的・安定的な事業を遂行するためには、活動拠点が欠かせません。そこで、



上図のような「地域福祉センター」の整備が何よりも重要な課題です。

「93-0294って、どこかで聞いた電話番号ね。」  
「オーフクシだもん、社協じゃない。」  
「今は拠点が無いから、事務局と一緒にしちゃってるのね。」  
「そうか、地域福祉センターって、やっぱり必要なんだ。」  
「やっぱりどころじゃないわ、絶対必要よ！」  
「社協にとって、ここが勝負の分かれ目ね。頑張っ！」

実施項目Ⅱ-③

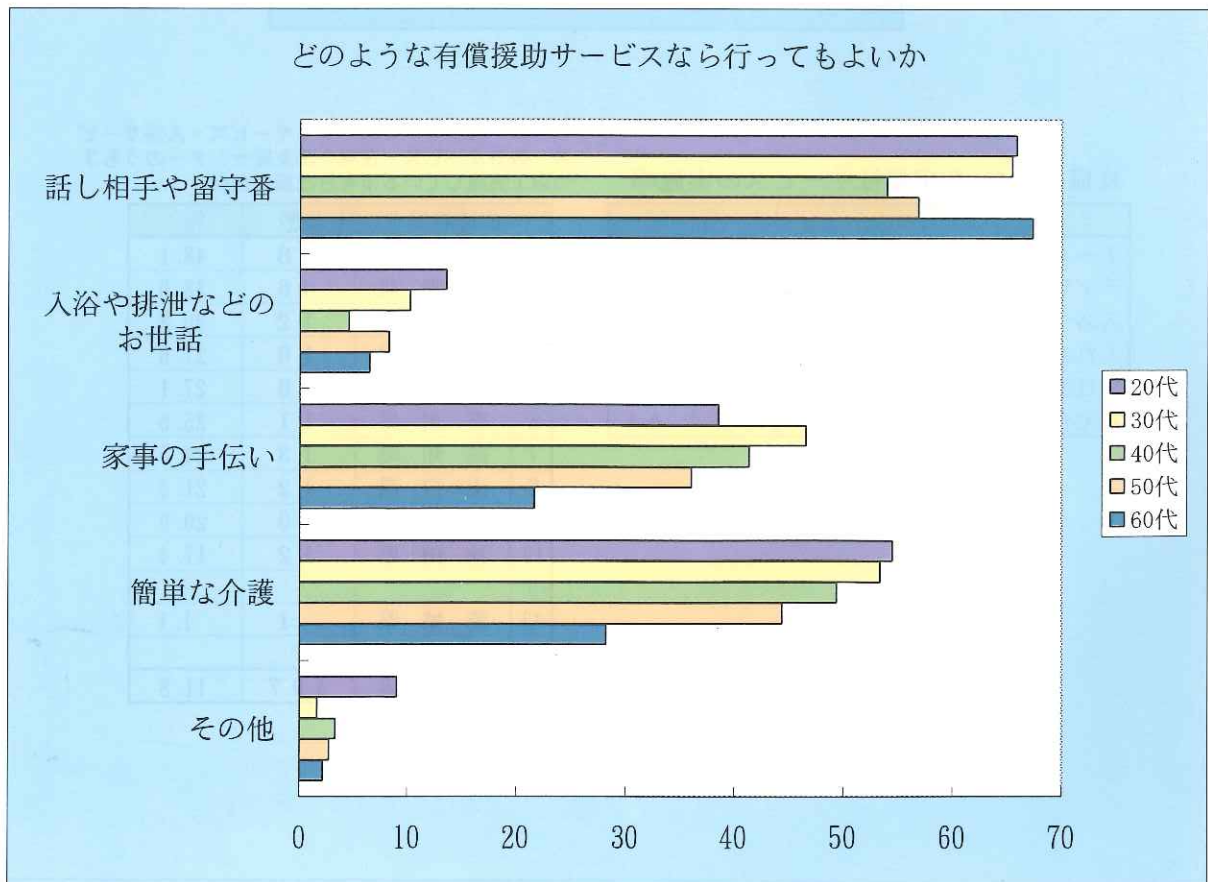
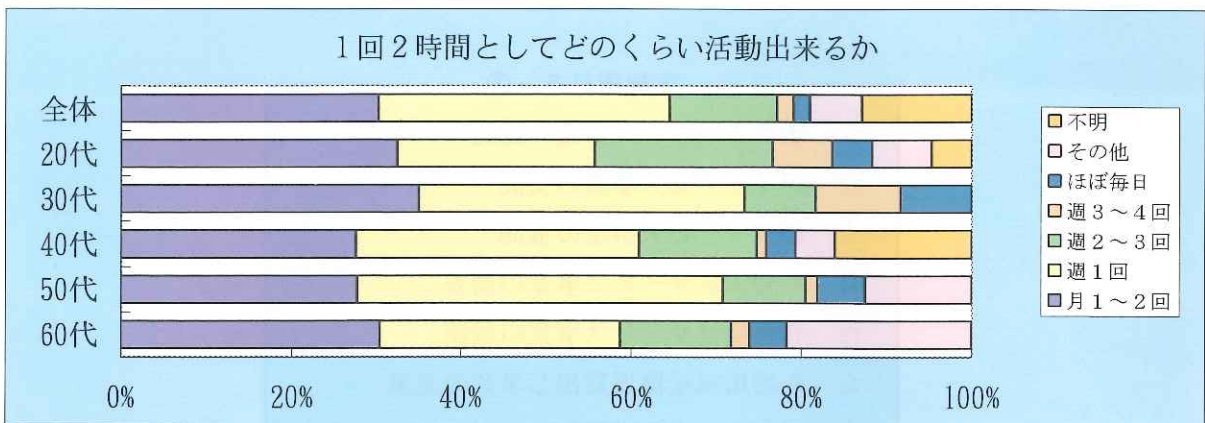
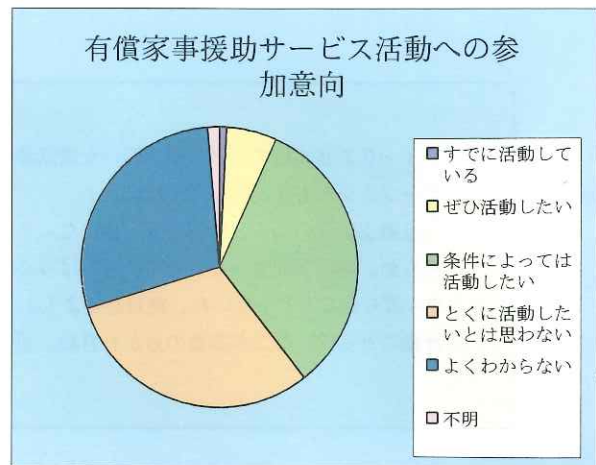
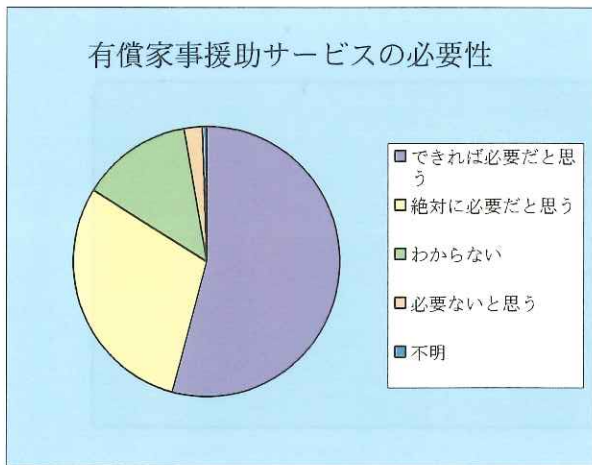
- ☆ ホームヘルパー事業の受託
- ☆ デイサービス事業の受託
- ☆ 移送サービス事業の展開
- ☆ 移動入浴サービス事業の調査
- ☆ 有償福祉サービス事業の展開
- ☆ 介護用福祉機器貸出し事業の充実
- ☆ 紙オムツ支給事業の充実

社協の主な 在宅福祉サービスの実施率

	カ所	%
ホームヘルプサービス	2,245	66.6
デイサービス	712	21.1
入浴サービス	1,548	45.9
ふれあい型(会食)食事サービス	2,432	72.1
毎日型(宅配)食事サービス	70	0.8
在宅介護支援センター	26	0.1

ホームヘルプサービス・デイサービス・入浴サービス・毎日サービス・在宅介護支援センターのうち3つ以上実施している市町村社協の割合

	都道府県名	社協数	%
1	長崎県	38	48.1
2	長野県	46	38.0
3	鳥取県	12	30.8
4	大分県	16	27.6
5	島根県	16	27.1
6	香川県	11	25.6
7	高知県	13	24.5
8	山口県	12	21.4
9	滋賀県	10	20.0
10	秋田県	12	17.4
43	茨城県	1	1.1
	全国計・平均値	397	11.8



〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

## II-④ 在宅福祉サービスの評価と点検

### ●課題

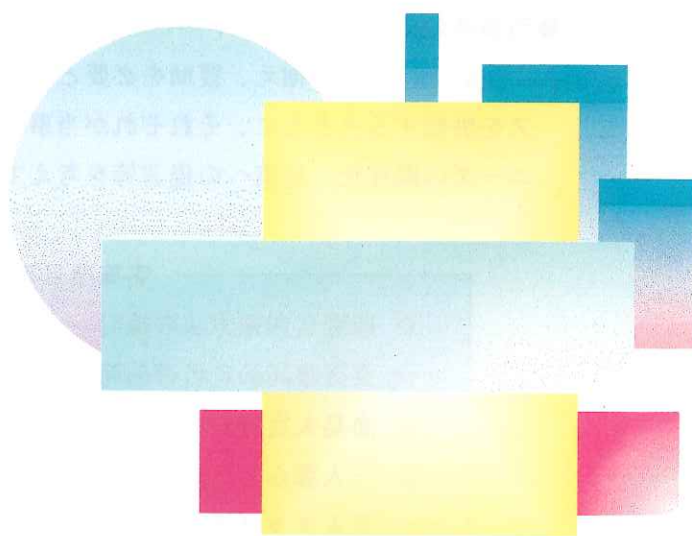
在宅福祉サービスを供給することによって、

- ◇ サービスが利用者にとって有効に供給されているか
- ◇ 利用者の生活自立に向かって効果を上げているか
- ◇ サービス提供によっておこるマイナス要因はないか
- ◇ 量的・質的に問題はないか

等の評価・検討し、サービスの充実や新たな在宅福祉サービスの創設を、地域社会の実状に合わせて考えていく機能を持った組織を、地域ケアシステム事業を通じてつくり、積極的に取り組んでいきます。

### 実施項目 II-④

☆ 在宅福祉サービスの評価と点検を行う組織の育成



### Ⅲ. 分野別福祉活動の充実強化

地域でのふれあい、交流活動を進め、困った人を  
気軽に助け合える地域をつくろう

#### Ⅲ－① 高齢者福祉活動

##### ●地域のニーズの把握

最近の傾向として、サービスメニューを整えることばかりが先行してしまい、地域の実情やニーズの把握がおろそかにされている感があります。また、まだ具体的な形として現われていない、潜在的なニーズの掘り起こしと早期発見にも努めなければなりません。

##### ●地域における在宅福祉サービスの供給体制の整備

地域のクライアントのニーズに応えるためには、ニーズの発見からサービスの提供にいたる総合的なマネジメントが必要になってきます。このため、福祉活動専門員の地域担当制をより充実させ、さらにはデイサービス、ホームヘルプサービス事業といった在宅福祉サービスを受託することにより、直接提供者として全体的な調整を図り、供給体制づくりの中核として活動します。

##### ●当事者の組織化

生活上に問題を抱え、援助を必要とする人々からのニーズを把握し、サービスを供給するとともに、それぞれが当事者として、お互いの交流や情報交換、ニーズの顕在化、施策への提言等を考えていく組織をつくります。

#### 実施項目Ⅲ－①

- ☆ 敬老会開催方法の検討
- ☆ 要援護高齢者世帯訪問活動の継続、充実
- ☆ 簡易火災警報機と緊急通報システムとの統合化検討
- ☆ 一人暮らし高齢者給食サービス、遠足事業の充実
- ☆ 老人クラブ連合会の育成



高齢者と社会参加

グループ活動への参加状況

(%)

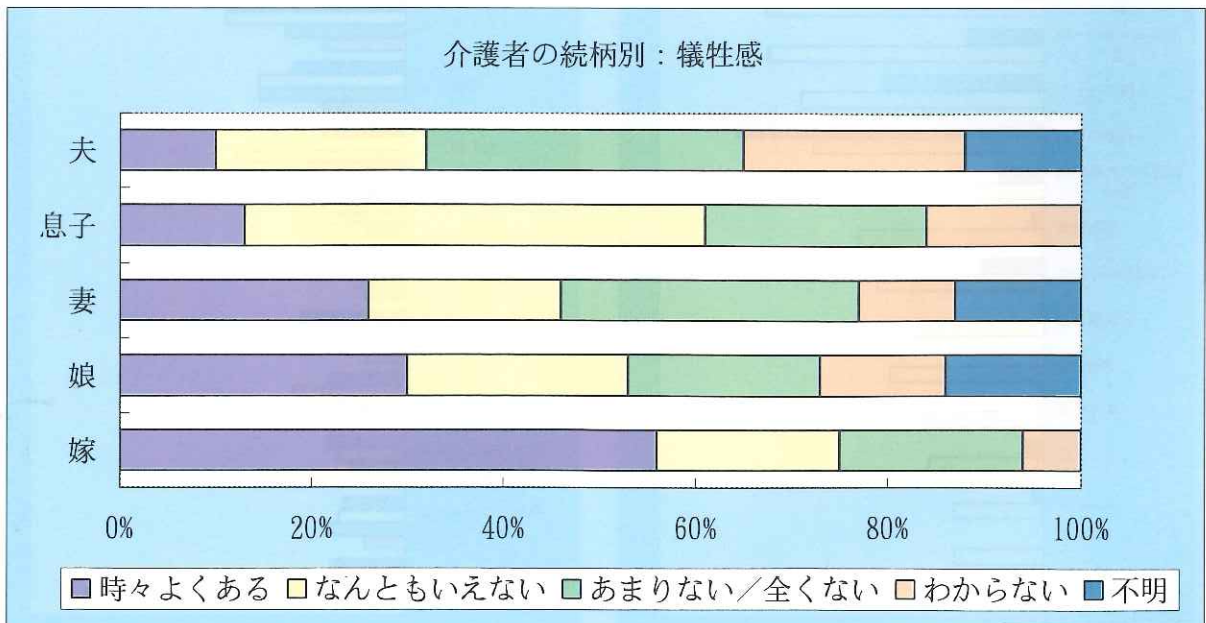
		日 本	アメリカ	イギリス	韓 国	ト ー イ ツ
宗 教 活 動	いつも参加している	6.7	54.8	24.7	25.2	16.0
	時々参加している	11.7	19.6	13.7	15.2	22.8
	たまにしか参加していない	12.0	10.6	15.3	11.0	27.1
	全く参加していない	68.0	14.4	46.1	48.5	33.7
社 交 的 集 団	いつも参加している	4.5	23.0	28.0	11.7	22.5
	時々参加している	10.6	37.0	25.0	17.3	40.8
	たまにしか参加していない	11.4	23.1	17.3	10.1	24.6
	全く参加していない	71.7	16.1	29.7	60.5	12.0
地 域 テ ー マ	いつも参加している	12.4	18.8	11.5	12.0	6.4
	時々参加している	14.9	20.3	7.9	16.0	15.1
	たまにしか参加していない	17.1	18.5	9.3	12.2	18.5
	全く参加していない	54.2	41.3	71.1	59.8	59.2
老 人 プ ロ グ ラ ム	いつも参加している	11.5	19.7	11.0	21.8	7.6
	時々参加している	13.0	15.8	6.8	9.5	12.8
	たまにしか参加していない	14.3	13.6	6.8	7.7	16.5
	全く参加していない	59.7	50.1	75.4	60.9	62.5

近所の人たちとの交流

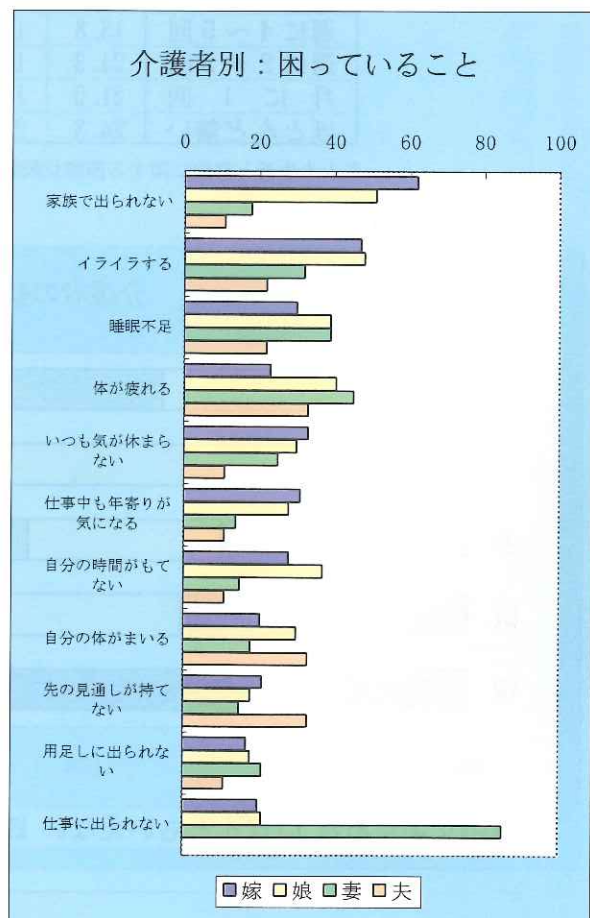
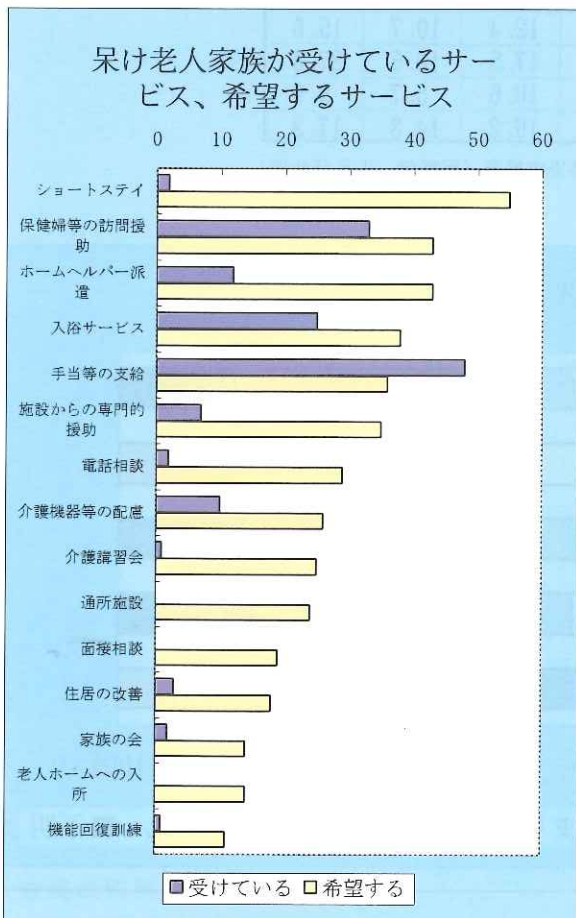
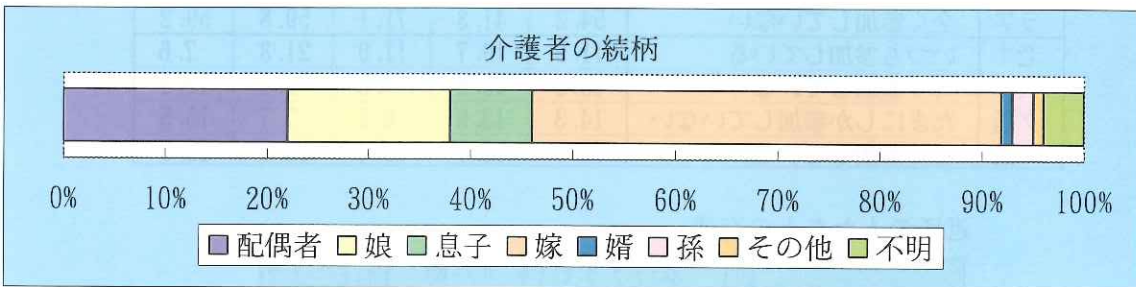
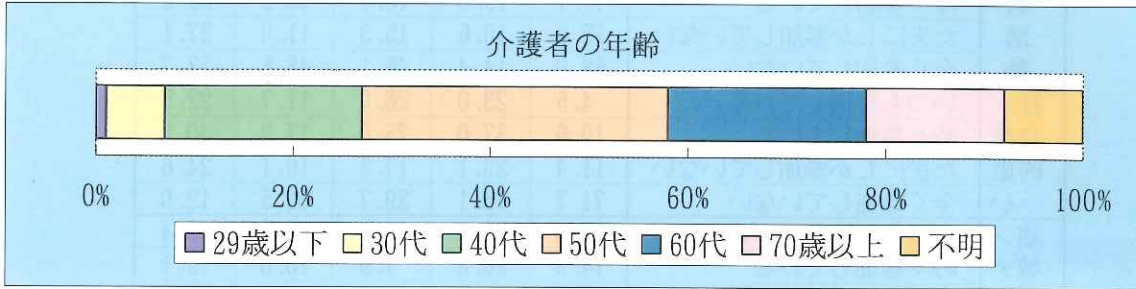
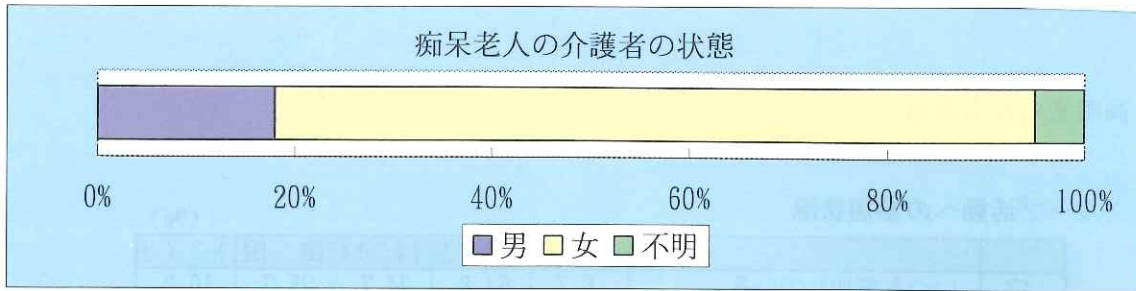
(%)

	日 本	アメリカ	イギリス	韓 国	ト ー イ ツ
毎 日	15.9	32.2	40.1	55.3	29.2
週に4～5回	13.8	15.3	12.4	10.7	15.6
週に2～3回	24.3	18.6	17.5	10.5	27.8
月に1回	21.0	11.5	10.6	8.7	9.9
ほとんど無い	24.3	21.5	19.2	14.8	17.3

老人の生活と意識に関する国際比較調査結果の概要（総務庁、1990年）



〈所沢市調査〉



## ●ノーマライゼーション思想の定着化

地域社会にある差別や偏見により起こる問題を解決し、地域の中で障害者が共に生きていけるよう、啓発活動、交流事業等の充実を図ります。

「“ノーマライゼーション”っていうけど、住民は障害者に対して理解を持っているのかしら？」

「一口に障害といたって、肢体障害、内部疾患、視覚障害、聴覚障害、自閉症、ダウン症、精薄、精神障害…といったようにいろいろあるんだから、その障害に応じた様々な社会参加の形がなければならないのに、一般的には“障害者”でひとまとめにされてるのよ。」

「障害を持ってるって、一般の学校では普通に教育を受けることも難しいし…」

「今、養護学校は義務化されているけど、それによって障害を持った子どもは、地域の中で教育を受けられず、18歳まで‘隔離されての教育’になっちゃてる部分があるわよね」

「そこまで地域から隔離されてたら、地域に帰ったとき、その影響はきっと本人や家族の苦勞となってくるはずよ。」

「そう、子どもには、能力に応じた教育を受ける権利と、住みなれた自分の地域の中で教育を受ける権利があるんだよ。ただ現在は能力に応じた教育の方が優先されちゃってるね。」

「養護学校や盲学校、聾学校に通っていても、月に1週間くらい地域の普通学級の中で教育を受けられるようなカリキュラムが出来れば、もっと地域との接点が増えていくと思うな。」

「高齢者部会の方にちょっと質問したいのですが、」

「なんでしょう。」

「役場でやっているいきがい講座に通っている人がタクシーを利用しているということですが、他の事業の時にタクシーを利用するんですか？」

「自宅から最寄りのバス停まで500m以上ある人は福祉センターまでタクシーを無料で利用出来ます。」

「え、循環バスだって無料なのに、バス停までじゃなくて、センターまでタクシーで来れるんですか。社協事業でもそうなんですか？」

「いいえ。一人暮らし老人の会食型給食、日帰り遠足など、参加者は全て循環バスなどを使って自力で来ます。」

「元気な老人がタクシーで、虚弱老人がバスだなんて、なんかおかしいわね。」

「行政サービスと社協サービスとで、平等になきゃ。」

「…ってことは、全部タクシーかい？」

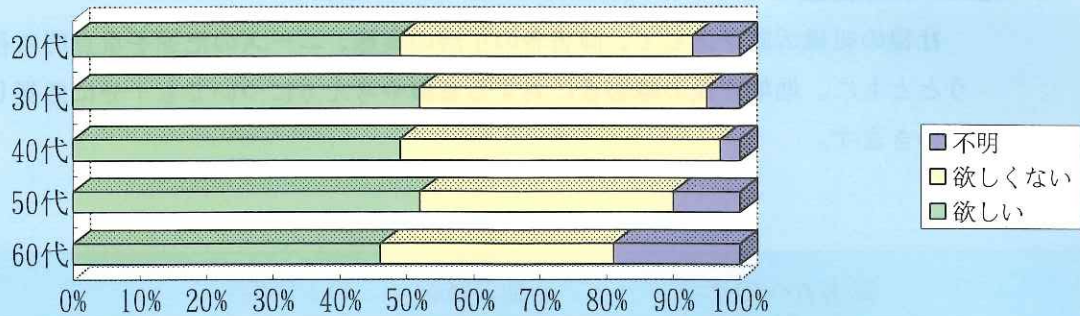
「何言ってるのよ。元気な人はバス、弱い人はタクシー。当たり前じゃない、それが平等ってものよ。」

「どうして日本では女性、しかも嫁が介護者の役割を演じるの？ それに高齢者福祉って、要援護者ばかりにスポットが当てられてない？」

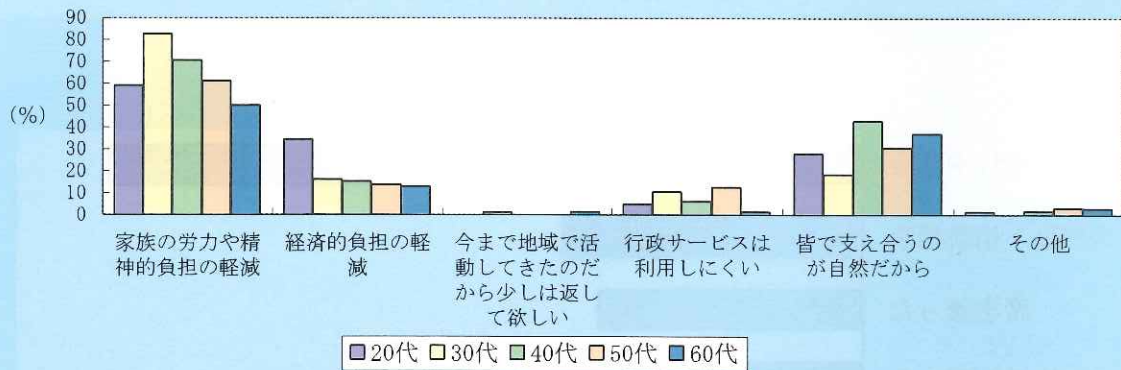
「確かに、法律では要援護者の人権は個人として主張できるけど、最近の福祉は“家族を支える”っていう傾向にあるんじゃないかしら。」

「それで行政は介護手当の支給を……、でも家族の精神的負担は介護手当では解決出来ないのよ！！」

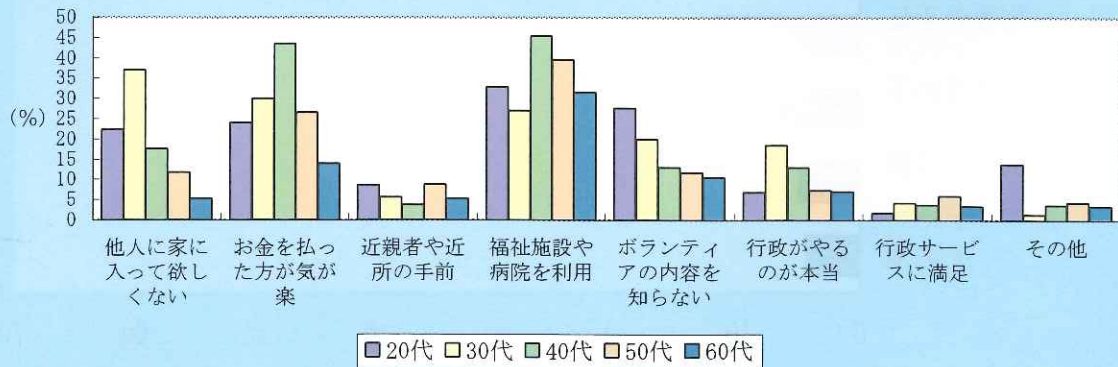
自分や家族が現在または将来困って人の手が必要なおきボランティアに手伝って欲しいか



ボランティアに手伝って欲しい理由 (複数)



ボランティアに手伝って欲しくない理由 (複数)

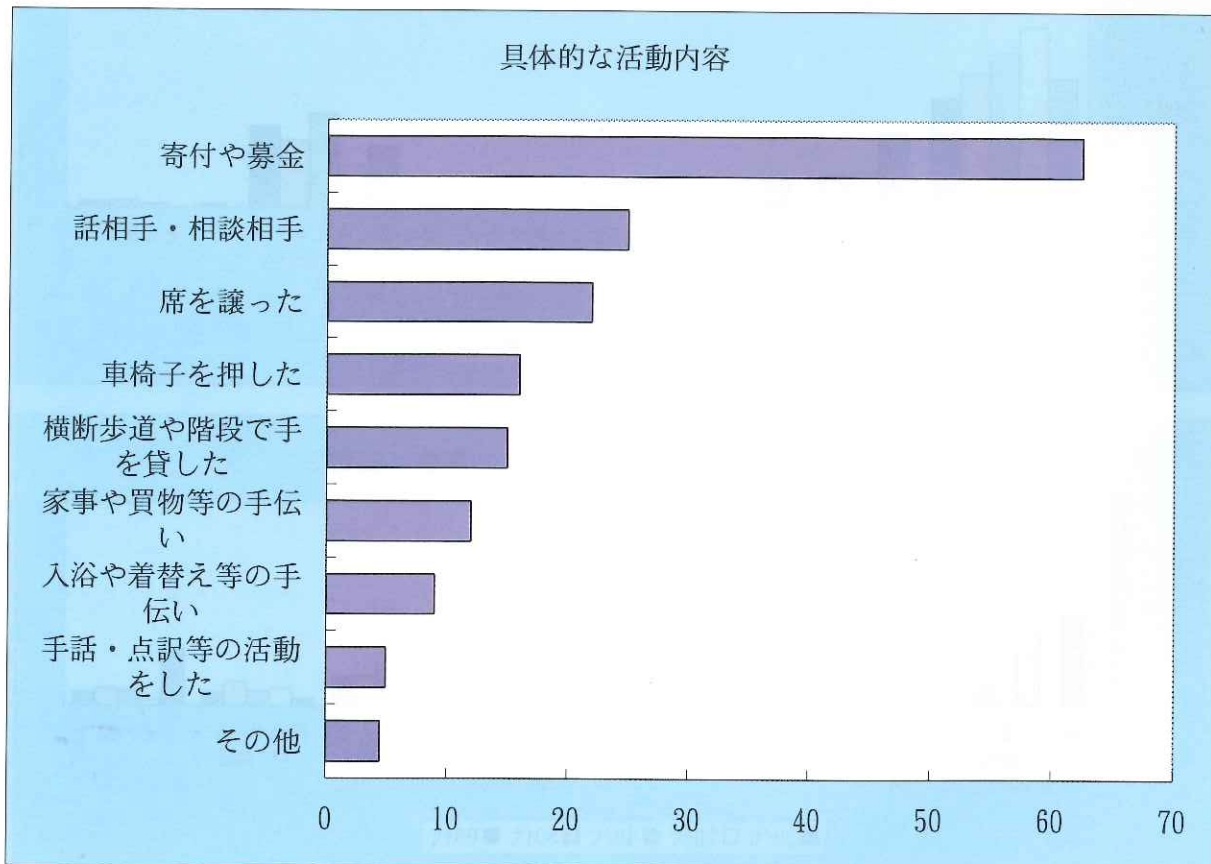
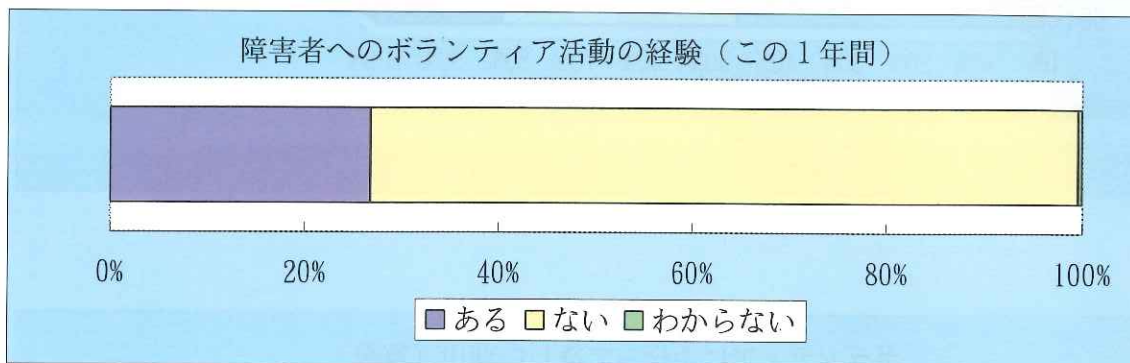


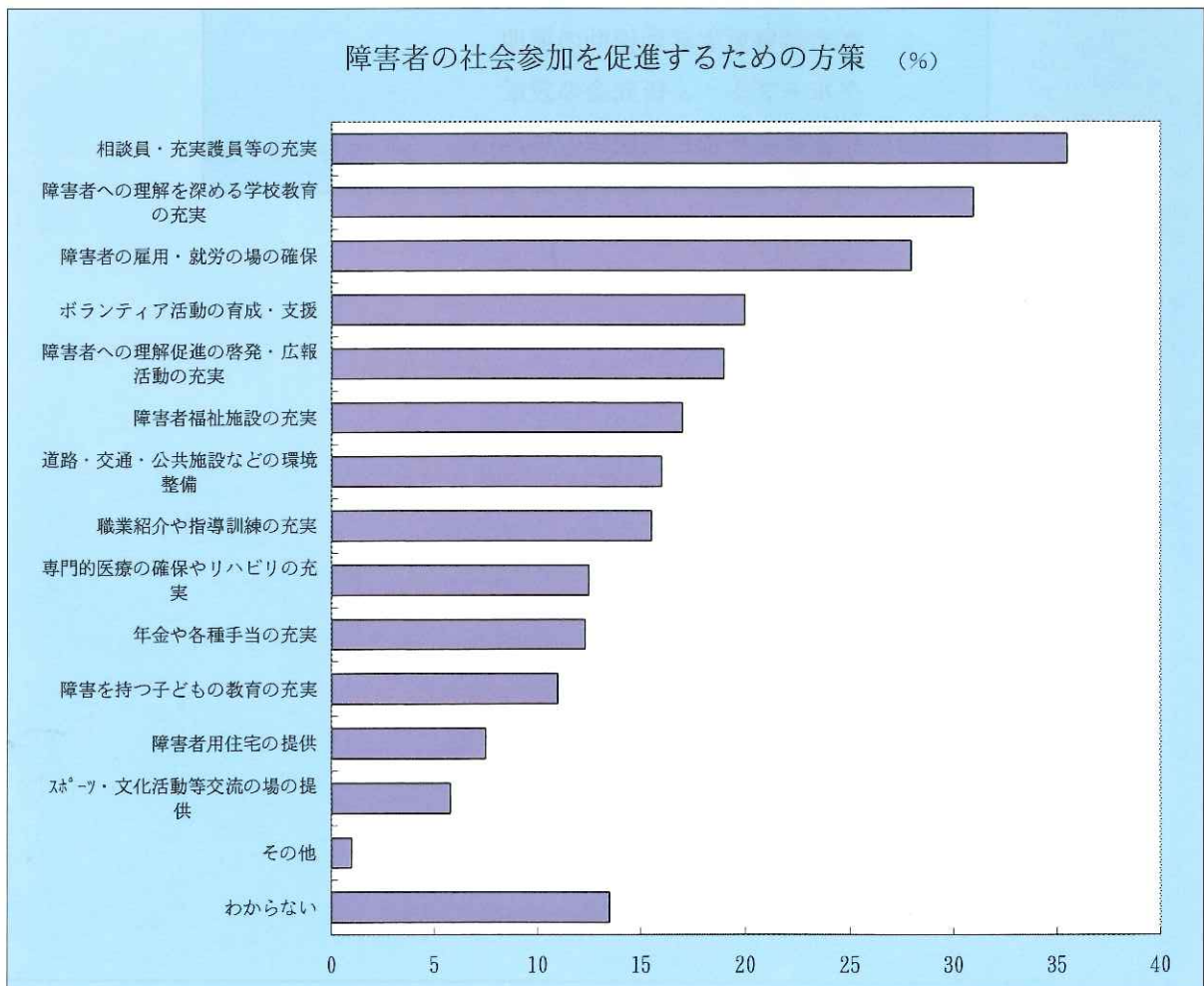
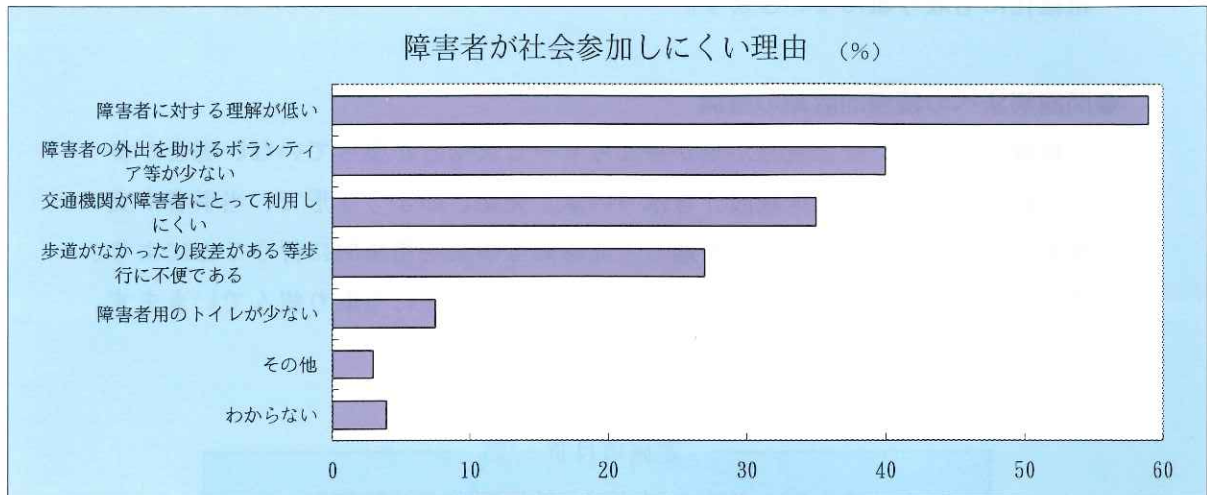
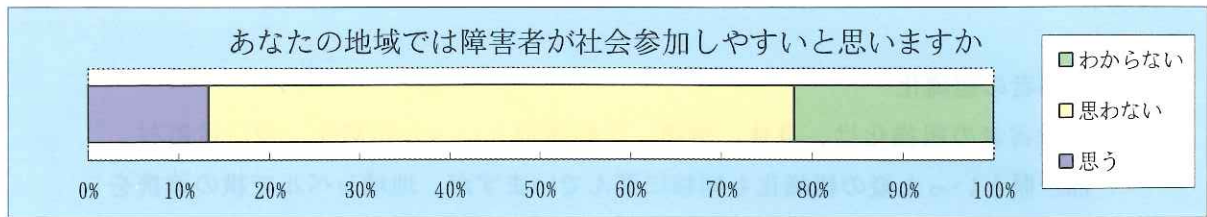
〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

### Ⅲ－② 障害児者福祉活動

#### ●ニーズの把握

社協の組織活動を通じて、障害者の生活の実態、ニーズの把握を重点的に行うとともに、地域住民の障害者に対する意識や考え方についても十分に把握していきます。





〈県政世論調査 平成5年〉

### ●当事者の組織化

障害者の組織化は、身体、情緒、年齢層別といった組織化、或いは町村、郡、県といった縦の組織化も同様に進んでいますが、地域レベルで横の連携を図っていく必要があります。また、グループホームや通所施設を通じた新たな組織化にも取り組んでいきます。

### ●問題解決への積極的活動の展開

地域の中には、社会資源が無かったりサービスなどが整っていない場合が多く、在宅プレイから通所施設「きぼうの家」発足、のような形で、当事者や支援者と社協が学習会・懇談会を通じて先駆的な事業を積極的に行うことにより、今後の課題であるグループホーム、精薄老人等の問題にも取り組んでいきます。

#### 実施項目Ⅲ-②

- ☆ ことばと発達の相談室と他機関との連携強化
- ☆ 在宅障害者通所作業所委託事業の充実
- ☆ 在宅障害児者活動援助の展開
- ☆ グループホーム研究会の設置
- ☆ 身体障害者福祉協議会の育成



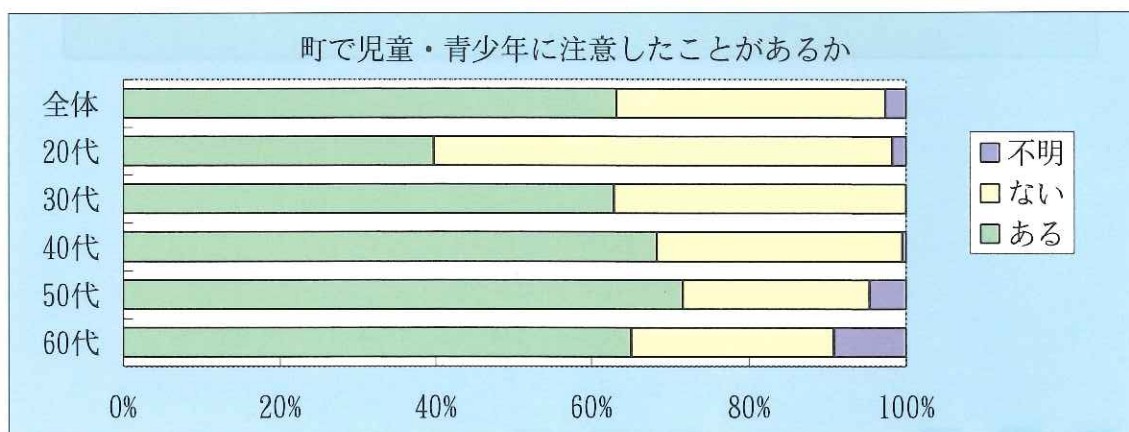
### Ⅲ－③ 児童生徒・母子・父子福祉活動

#### ●現状

地域の中で、児童が健全で健やかに育まれるための社会環境整備や家庭基盤の充実が叫ばれている中、核家族化の進行や母親の就労が増加する等、社会及び家庭における養育機能が低下傾向にあります。特に神栖町では、母子家庭の数が近隣町村に比べ突出しています。（表Ⅲ－③－2 参照）

また「子ども会活動」も勉学との兼ね合いや、子ども・大人サイドのリーダー不足もあって、事務局（生涯学習課）まかせの活動で、毎年同じ事業の繰返しといった状況です。

一方、児童生徒のボランティア活動普及事業（ボランティア協力校活動）は、少数の学校において活発化はしてきているものの、全教師及び生徒を巻き込んだ学校全体の活動へ発展させていくには、学校長の理解と熱意が必要です。



〈神栖町民福祉意識調査 平成6年〉

#### ●課題

町内の小学校6校、中学校4校に対し指定をしているボランティア協力校活動にボランティア・キャラバン（学校関係以外の福祉関係者やボランティアの組織により行なう出前教育）を普及させると共に、校内だけではなく、地域レベルの活動まで展開できるようにPTA、子ども会等、地域の既存の組織と連携を図る必要があります。

また、地域の拠点である児童館やコミュニティーセンターとの連携を強化し、児童の抱えているニーズや問題点を積極的に掘り起こし事業につなげなければなりません。

一方、母子父子世帯に対しては日頃のコミュニケーション不足を解消するため、ふれあい事業を検討すると共に、将来地域ケアシステム事業が定着し軌道に乗った段階で、老人・障害者の対象枠を広げて親の留守中における事故や、非行防止についても地域ぐるみで対応出来るよう検討する必要があります。

実施項目Ⅲ-③

- ☆ 各学校へのボランティア・キャラバン活動の積極的推進
- ☆ 母子・父子家庭実態調査

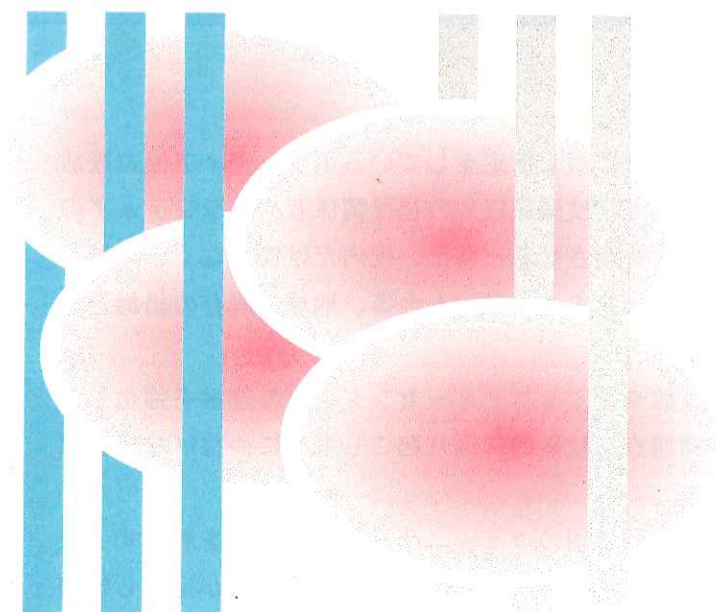
「これから先の事を考えたら福祉教育って絶対必要よね。」

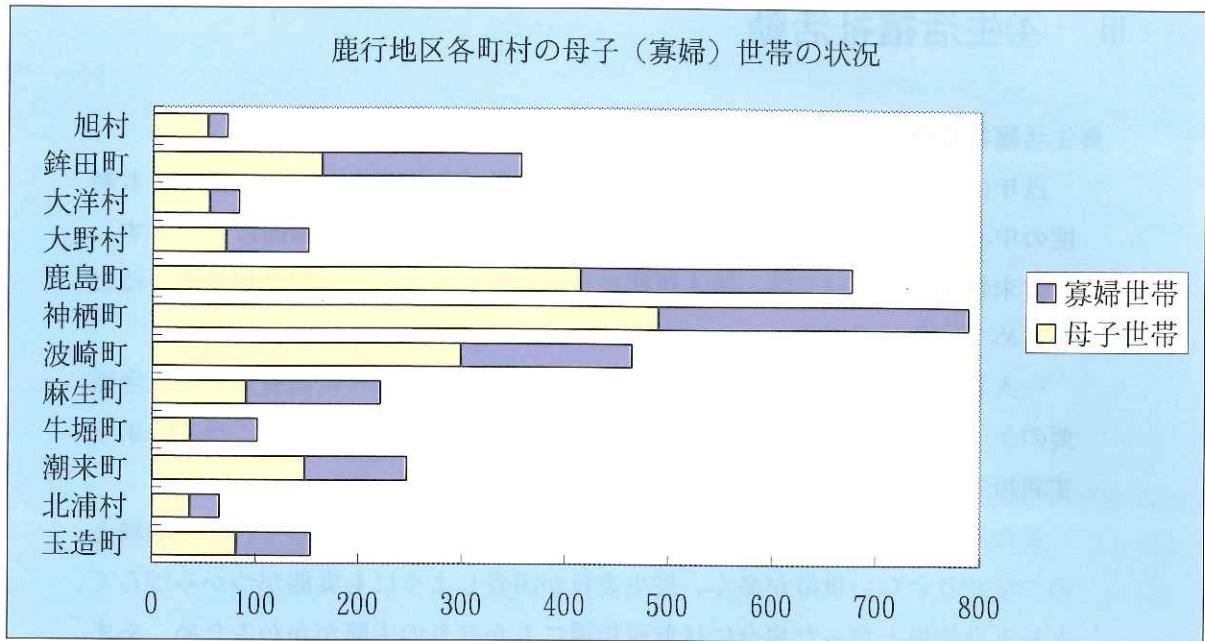
「阪神大震災でも、被災地では子ども達がボランティアとして大活躍していたわね。」

「子どもの頃から福祉の眼を育てることが大切なのよ。」

「学校の先生も、勉強ばかりじゃなく、もう少し子ども達のボランティアに関心を持って指導してくれるといいのにね。」

「先生だけじゃないよ、親も考え方を変えなくちゃ。」





原因別母子世帯発生状況（平成5年度）

区分 町村別	母子 世帯 数	死 別				離 婚				拘 禁	身 体 障 害	精 神 障 害	そ の 他
		病 気	事 故 死	交 通 事 故 死	小 計	離 婚	遺 棄	未 婚 の 母	小 計				
旭 村	10					6			6				4
鉾田町	26	3	1		4	11		1	12		1		9
大洋村	8	1			1	6			6				1
大野村	22					13		2	15				7
鹿島町	44	2			2	36	1	3	40				2
神栖町	39	1			1	32	1	3	36				2
波崎町	57	10	1	1	12	30		10	40				5
麻生町	15	2			2	12			12				1
牛堀町	4					2			2				2
潮来町	23	2			2	14		5	19				2
北浦村	4	1			1	3			3				
玉造町	8					7	1		8				
総 数	260	22	2	1	25	172	3	24	199		1		35

### Ⅲ－④生活福祉活動

#### ●生活福祉資金

近年における貸付状況は、「身体障害者自動車購入資金」が大多数で、本制度の中心である「生業資金」の伸び悩み等、他の資金は低迷傾向にあります。一方未償還金については、法人化前に貸付実施されたケースが不良債権の殆どを占めている状況です。

一人暮らし老人が自宅で自立していくための住宅修理・改築費等が、資金需要のケースとしてしばしば出てきますが、本制度の貸付対象年齢に当てはまらず利用できません。

また本町の場合、新しく住民になった世帯や5年以上在住していても地域とのつながりがない世帯が多く、民生委員が調査しようにも実態がつかみづらく、もし不良債権となった場合には償還指導にもかなりの手間がかかるため、あまり積極的にこの制度を利用しようとはしない傾向があります。

しかし本資金制度は、在宅福祉に視点を置いており、低所得層には資金ニーズがつきものであるため、以下のことが課題となります。

#### 実施項目Ⅲ－④－1

☆ 生活福祉資金貸付の促進、償還率の向上

生活福祉資金貸付状況

資金の種類 年度	更生資金			身体障害者 更生資金			生活福祉資金			住宅 資金	修学 資金	学 就学 支度 費	療 養 資 金	災 害 援 護 資 金	年 度 合 計
	生 業 費	支 度 費	技 能 習 得 費	生 業 費	支 度 費	技 能 習 得 費	生 活 資 金	出 産 費	福 祉 機 器 費						
昭53				1			1			1			2		6
昭54	1						1			2			1		5
昭55							1						1		2
昭56															0
昭57							2						2		4
昭58	1			1											2
昭59	2									1					3
昭60	1									1					2
昭61				1											1
昭62										1					1
昭63											1				1
平1	1										1		1		3
平2									6						6
平3									1						1
平4				1											1
平5								1	2	1					4
合計	6	0	0	4	0	0	5	1	0	9	7	3	0	7	42

社団法人化  
↓

## ●小口貸付金

この資金は1口1万円で10口以内、自立更正意欲のある人に対し緊急一時的に貸出するための制度として、法人化以来別表のような利用状況です。

社会的責任を果たしながら資金に困っているというケースは本当に少なく、

実際は自立更正意欲があるとはいいがたいケースが大多数を占めています。また、この制度を利用する際は必ず「保証人」をつけることになっていますが、本来普通に社会生活を送っていれば、この制度を利用しなくても他に援助・協力を受けられるあてがあるはずで、1口1万円の資金需要で窓口を訪れる当事者にとって、殆どの場合保証人がいないというのが現状です。従って、総合企画委員会や生活福祉資金調査委員会等で、もう一度、制度そのものの見直しが必要な時期にきています。

小口貸付資金貸付・償還状況

年 度	昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5
貸付件数	22	4	7	4	2	8	19	17
当期支払貸付額	1,030,000	160,000	432,000	150,000	184,260	646,970	1,360,829	1,073,090
当期償還額	660,000	320,000	492,000	190,000	190,000	439,260	1,034,889	1,560,000

### 実施項目Ⅲ-④-2

- ☆ 滞納者の実態調査、償還指導の開催
- ☆ 制度の見直し

## ●低額診療制度

社会福祉法人の病院では、(生活保護の)ボーダーライン層の人に対して概ね1割程度、低額による診療が義務付けられています。当地域では白十字総合病院及び波崎町の済生病院が該当しており、その利用状況は別表の通りになっています。

現状では一度申請が受理されると、以後その人が退院したのか治療中なのか、といった情報が(申請元である)社協まで流れてきていないため、今後は一つのケースを両方で管理できるよう、医療ソーシャルワーカーの専任化の要望をするとともに、定期的な情報交換の場づくりを推進していきます。

低額診療制度利用状況

年 度	昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5
利用件数	11	7	13	14	3	5	7	5

実施項目Ⅲ-④-3

- ☆ 対象病院との連絡会定例化
- ☆ 台帳の作成

●心配ごと相談事業

心配ごと相談所は、住民のどのような相談にも応じる「よろず相談所」として昭和35年に設置されるようになり、今日では全ての社会福祉協議会に設置されています。

しかし年間相談件数は年々下降気味であり、神栖社協としても広報紙への掲載、住民への説明会等、利用促進を図って様々なPRはしているものの、別表の通り一日当りの来談者は一人程度という状況です。

今後は定例相談以外にも電話相談、夜間相談等、住民が利用しやすい方法を実施するとともに、「ふれあいのまちづくり事業」を通して“総合相談事業”への発展的解消を図り、他機関での相談事業とのネットワークづくりや、相談員の資質向上のための研修制度の体系化に取り組んでいきます。

心配ごと相談所利用状況

年 度		昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5
開 催 日 数		24日	24日	48日	48日	48日	52日	52日	52日
相 談 事 項	生 計	2		1	1	3	1	2	4
	年 金								
	職 業 ・ 生 業	2	3	4	3	1	2		1
	住 宅		4		1	3	2	5	
	家 族	1	1	10	10	10	9	12	5
	結 婚				3	2	1		1
	離 婚	3	1	5	7	10	11	4	3
	健 康 ・ 衛 生		1	3	3	1	1	2	
	医 療	3	3	3	3	4		2	2
	精 神 衛 生				3	3	2		1
	人 権 ・ 法 律			1		1			
	財 産	2	1	9	9	2	9	13	7
	事 故	1	2	1	2	1	3	1	1
	児 童 福 祉 ・ 母 子 保 健			2				1	
	教 育 ・ 青 少 年			2	2	3	3	5	
	心 身 障 害 者 ( 児 ) 福 祉	1		1	1	1	2	1	1
	母 子 ( 父 子 ) 福 祉	2			1	1			
	高 齢 者 福 祉	2	2	1	1		3		1
	苦 情				3			3	4
そ の 他	2	6	4	4	5	2	14	4	
相 談 合 計 数		21	24	47	57	51	51	65	35

実施項目Ⅱ-①

- ☆ 心配ごと相談所の充実

## IV. 町及び地域諸団体と社会福祉協議会との連携の強化

誰もが住みよいまちづくりを目指して、行政との  
協力・協働をすすめ、要請や問題提起を行おう

### IV－① 行政と社協

#### ●行政と社協の関係

昭和37年以降、県内全ての市町村社協は、役場の中で、行政職員の兼務、未法人の状態からスタートしました。現在も県内87市町村社協中34社協(39%)が役所内にあり、行政の関連施設内にある社協は49社協(56%)、行政首長が社協会長である市町村社協は73社協(84%)です。また、プロパーの事務局長を設置している市町村社協は3社協(3.4%)で、他は現職役場課長或いは行政退職者によって占められています。これらは財政上の理由もさることながら、社会福祉協議会創設時の流れが未だに残っていることの現われといえます。このことは神栖町社協においても同様であり、本年度になってはじめて常務理事(兼事務局長)に民間人の登用がされました。

しかし社協法人化以来今日に到るまで、行政からの支援は限りなく大きなものがありました。これからの社協は行政との密接な連携を更に深めるとともに、自らの企画力、提言力、人事、財政力等を高め、社協としての目標、活動方針、関係機関との連携の方法等をどのように進めていくか、という年次計画を示し、行政から「対等の協力者」としての評価が受けられるように、行政計画への積極的参加、社協計画と行政計画との整合性を保つ受託事業への取組みなどに、これまで積み重ねてきた地域福祉、在宅福祉サービスのノウハウを積極的に活用していかなければなりません。

#### ●行政の事業と社協の事業

平成6年に老人福祉法等福祉関係の法律が改正され、特に老人福祉の分野では、

- ① 老人在宅介護事業
- ② 老人デイサービス事業
- ③ 老人短期入所事業
- ④ 日常生活用具の給付(貸付)事業

等、行政の責任で行なわれます。さらに、平成6年に策定された「神栖町老人保健福祉計画」で、これらの福祉サービスの整備目標が明示された訳ですが、実際のサービス運営は民間の社会福祉法人や社会福祉協議会に委託できるようになっています。

社会福祉協議会が在宅福祉サービスの運営委託を受ける場合、民間福祉活動の主旨である、

- ① 参加者にとっての生きがいの追及
- ② 仲間づくり、自己能力の発揮
- ③ 地域の連帯、住民自治の推進
- ④ 福祉ニーズの実現
- ⑤ 開拓的な事業への取組み

といった意義を十分発揮できる条件を整備し、活動を組織化し、実施していかなければなりません。公的福祉サービスと民間の福祉活動は、お互いに補いあう関係にあり、決して公的福祉サービスを民間福祉活動が肩代わりするという事ではありません。社会福祉協議会は各々のサービスを充実させると共に、保健・医療・福祉・教育・労働・住宅等の施策を含めた幅広いネットワークづくりに努めます。



## IV－② 福祉団体と社協

### ●社協の機能

法人化当初より、別表の通り各種団体の事務局を担当、事務及び事業協力が成されてきましたが、社協の二大機能である「事業実施機能」の面から見ると、ある程度の機能を果たしてきているといえます。しかし今後は事業の体系化に力点を置かなければいけません。

もう一つの「組織化機能」の面からは、既存の組織化された団体の自主運営、或いは団体長会議をはじめとするネットワークづくりに力点が置かれていたため、他の当事者の組織化がこれからの課題となります。

### 福祉団体一覧

	団体名	会員数	事務局	総決算額	自主財源	自主財源率
1	老人クラブ連合会	45クラブ 3,888人	社協	4,523,484	1,366,200	30.2%
2	身体障害者福祉協議会	260人	社協	3,716,574	260,000	7.0%
3	神栖町遺族会	401人	社協	1,520,993	804,000	53.0%
4	母子福祉会	68人	社協	592,759	68,000	11.5%
5	軍恩連盟神栖支部	176人	社協	425,418	370,000	87.0%
6	神栖町痍傷軍人会	20人	社協	428,468	260,000	61.0%

### ●福祉団体に対する社協の役割

これからの社協活動としては、各種団体に対して、

- ① オーガナイザー（組織者）
- ② サポーター（支援者）
- ③ コーディネーター（調整者）
- ④ インフォメーション・センター（情報提供者）
- ⑤ オンブズマン（代弁者）

としての役割を明確に打ち出して取り組む必要があります。

## IV－③ 地域の諸機関・団体と社協

社協活動の全てを社協独力でを行うにはおのずと限界があります。そこで社協は様々な事業をより効果的・永続的に実施するために、行政、当事者団体の他に、民生児童委員、社会福祉施設はもちろん、保健、医療、教育等地域内の様々な機関・団体と、各々の専門性を生かした職務分担を明確にし、有機的な連携をとっていく必要性があります。そして「地域ケアシステム事業」及び「ふれあいのまちづくり事業」を通して、地域全体の福祉向上を図るため取り組んでいかなければなりません。

地域の諸機関・団体一覧

No	団 体 名	団体数・会員数	事 務 局
1	行政委員連絡協議会	37	役 場 広 報 課
2	民生委員連絡協議会	58人	役 場 福 祉 課
3	婦人会連絡協議会	34 1,200人	役 場 公 民 館
4	クリーン推進懇談会	32 639人	役場クリーン推進課
5	地区消防団	33 683人	役 場 消 防 交 通 課
6	P T A 連絡協議会	教師301 父母の会4,731	幹 事 校
7	子ども会育成連合会	48	役 場 生 涯 学 習 課
8	神栖生活学校	58人	役 場 公 民 館
9	消費者連絡協議会	34人	役 場 公 民 館
10	食生活改善推進団体連絡協議会	46人	役 場 保 健 セ ン タ ー
11	ボランティア連絡協議	13 プラス個人	社 協
12	ボーイスカウト神栖第1団	48人	役 場 生 涯 学 習 課
13	体 育 協 会	23 5,043人	文化スポーツ振興公社
14	ス ポ ー ツ 少 年 団	7 847人	文化スポーツ振興公社
15	文 化 協 会	15 1,678人	文化スポーツ振興公社
16	農業後継者連絡協議会	46人	農 業 委 員 会
17	神栖商工会	1,331事業所	神 栖 商 工 会
18	神栖商工会婦人部	122人	神 栖 商 工 会
19	神栖町青年会議所	41人	神 栖 商 工 会
20	鹿島臨海ロータリークラブ	75人	神 栖 商 工 会
21	交通安全母の会	103人	役 場 消 防 交 通 課
22	いばらきコープ助け合いの会	(鹿行地区)35人	本 部 組 織 部
23	保 護 司 会	15人	役 場 福 祉 課
24	更生保護婦人会	17人	役 場 福 祉 課

## V. 社協の基盤整備

社会福祉協議会の基盤を強化し、住民による地域福祉活動と在宅福祉サービスを大きく発展させよう

国は、地方自治体の地域福祉計画策定や推進における、民間の参加と協力を強調しています。社会福祉協議会は、公私の社会福祉事業、保健、医療、教育その他の関連分野が参加して組織する、公共性の高い民間団体で、地域福祉推進の中核的機能を果たすものとして社会福祉事業法に認められた唯一の民間団体です。従って、公私共働のパートナーとしてその役割を十分果たし得るよう、その基盤整備に努めていかなければなりません。

事業を推進していくためには、ヒト・モノ・カネが必要不可欠であり、それらのいずれにおいても行政に頼らざるを得ないのが社協の実情です。地域福祉活動計画策定を通し、今一度自身の現状を正しく見据え、諸問題や課題を整理し、共通認識の下に役職員一体となって、行政の出方を待つ「待ちの姿勢」から、実現に向けての「積極的姿勢」への転換が必要です。

### V-① 事務局体制の整備

#### ●職員体制

- ア 事業型社協への転換により、住民から見える社協づくりのために、既存の業務や事業量を勘案し、最小限必要な職員の配置計画を策定します。
- イ 増大化、専門化する社協の業務及び事業等を勘案すると、事務局長が行政職兼務型や行政職出向型、或いは常務理事と兼務で数年毎に交替する体制には限界があります。一貫した方針に基づいた事業展開などが行いにくく、職員の意欲にも支障を来すおそれがあるので、見直しが必要です。
- ウ 職員の資質向上のため、社協の特性である現任訓練の充実が必要であり、そのための研修体系の整備が必要です。

専任事務局長をおく市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	割合(%)
1	滋賀県	40	80.0
2	東京都	47	73.4
3	青森県	49	73.1
4	島根県	43	72.9
5	長崎県	55	69.6
6	山形県	30	68.2
7	鹿児島県	64	66.7
8	広島県	55	64.7
9	福岡県	60	63.2
10	香川県	27	62.8
23	茨城県	42	48.3
	全国計・平均値	1,597	47.3

●拠点の整備

行政施設の一画に事務所があるため、住民は社協と役場との区別ができず、住民参加・地域の組織化等の事業に不都合が生じてくるので、国庫補助の「ふれあいのまちづくり事業」に関連して『ふれあい福祉センター』、或いは国庫補助施設の『地域福祉センター』等の早期設置を行政に積極的に働きかけます。この場合、必要な機材をはじめ、住民が集えるスペースや、活動内容に合わせた施設づくりに事前に参画できるように働きかけをしていきます。

●諸規定の整備

諸規定の整備・確立は、職員の継続的な活動意欲を高め、社協の活力を生み出す基礎条件の一つであり、早急に取り組んでいかなければならない課題です。

- ア. 会計準則の整備
- イ. 行政職員との生涯賃金格差是正のための退職金制度見直し
- ウ. 独自の級別職務分類表の作成
- エ. 独自の経験年数換算の作成

実施項目V-①

- ☆ 業務の点検整理
- ☆ 事務局会議の定例化
- ☆ 職員の資質向上

## V-② 理事・評議員体制

### ●現状

ア 社協会長の出身区分は別表の通り、県内では「行政の首長」が最も多く、地域の組織化が進んでいるところとはかなりの違いがでています。

イ 理事・評議員の選出にあたっては形式的、慣習的な選任がこれまで続いています。従って社協に対する理解と支援体制が希薄になりがちな状況です。

ウ 理事・評議員が社協についての理解を深めるための研修システムがまだ確立されていません。

会長が民間人である  
市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	割合(%)
1	北海道	210	99.5
2	兵庫県	89	98.9
3	京都府	40	93.0
4	群馬県	64	91.4
5	青森県	60	89.6
6	指定都市	111	88.8
7	宮城県	62	88.6
8	大阪府	38	88.4
9	神奈川県	30	85.7
10	岩手県	50	84.7
45	茨城県	14	16.1
全国計・平均値		1,845	54.7

理事会を年6回以上開催  
している市区町村社協の割合

	都道府県名	社協数	%
1	神奈川県	18	51.4
2	東京都	30	46.9
3	兵庫県	41	45.6
4	京都府	17	39.5
5	岩手県	22	37.3
6	福岡県	35	36.8
7	大阪府	15	34.9
8	福井県	12	34.3
9	北海道	67	31.8
10	鳥取県	12	30.8
29	茨城県	11	12.6
全国計・平均値		579	17.2

## ●課題

- ア 厚生省の指導にもあるように、社協の持つ「民間性」を発揮するため、会長民間人原則論を検討する必要があります。
- イ 理事・評議員の選出は、社協活動の成否を左右するものであるため、実質的に理事・評議員としての役割・活動を担える人を選ぶことのできる選出規定を検討します。
- ウ 理事会の“執行部”としての機能を高めるため、理事の業務担当制を検討する必要があります。
- エ 理事会の定例開催により、理事が日常的に社協に関われる体制をつくりだします。
- オ 理事・評議員の研修体制を確立します。

### 実施項目V-②

- ☆ 社協についての理解促進
- ☆ 住民の代弁者としての動ける役員体制の確立

## V-③ 委員会活動

### ●現状

社協における委員会は別表の通りです。法人化以来、ボランティア活動センター運営委員会及び広報委員会については、研修及び構成員の見直し等により、その委員会機能が徐々に発揮されるようになってきています。が、他の委員会は事務局主導型の形式的な組織で、開催回数・内容共に委員会機能が発揮されていませんでした。

平成6年9月30日に、全ての委員会委員の任期満了により、委員会機能を発揮できるよう構成員の見直しがされ、委嘱がされたところです。

### 神栖社協の委員会活動（平成6年度）

No	委員会の種類	構成委員	年次開催数
1	広報委員会	13名	16回
2	調査委員会	5名	2回
3	総合企画委員会	10名	2回
4	生活福祉資金調査委員会	5名	2回
5	心配ごと相談所運営委員会	5名	2回
6	ボランティア活動センター運営委員会	8名	4回
7	福祉活動基金管理運営委員会	5名	2回
8	地域福祉活動計画策定委員会	15名	2回
9	地域福祉活動計画策定専門委員会	19名	12回

※9については平成7年1月現在

#### ●課題

理事会、評議員会の機能を一層高め、さらに各分野の幅広い協働活動を進め、日常的活動となる委員会の機能を強化するため、今後住民、専門家、行政、社協役員等幅広い参加により運営していきます。

当面新規委員会としては、地域福祉活動計画策定後、計画の実施状況の把握と評価検討を行なう為、地域福祉活動計画策定専門委員会を母体とした、地域福祉活動計画評価検討委員会を設置いたします。

#### 実施項目Ⅴ-③

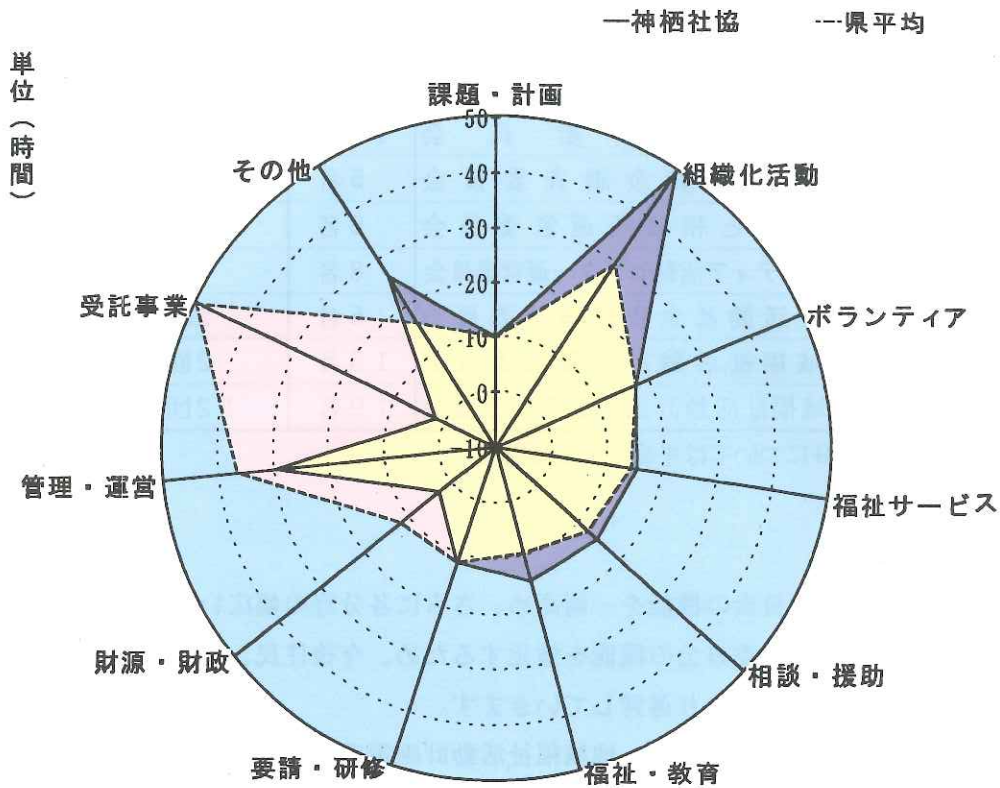
☆ 各種委員会活動の活性化

## Ⅴ-④ 基本活動

#### ●現状

別表の通り、課題、計画、ボランティア、福祉サービス、相談援助、福祉教育、養成研修は、県内平均より若干取組みが活発であり、組織化についてはかなり重点が置かれた活動をしています。そして、県内他社協に比べて大幅に取組みが少ないのは受託事業です。

職員一人当りの1か月勤務内容



職員業務量実態調査 (茨城県社協：平成5年)

— V — ④ 重点対策

- ◇ 緊急災害時対策及び支援体制の整備
- ◇ 食事サービスの実施回数や内容などの充実
- ◇ ホームヘルパー派遣事業、デイサービス事業の積極的受託
- ◇ 広報・啓発活動及び調査活動の充実
- ◇ 社協活動について、住民モニター制度の導入検討



## V-⑤ 財源

### ●現状

社協の財源は、町からの補助金、委託金等をはじめとする公費を主体とした「依存財源」と、会費、寄附金、共同募金配分金及び運用財産、基本財産の果実による自主財源ですが、一般会計に占める自主財源の割合は僅かです。

### ●課題

ア 公的福祉サービスの受託については、事業費のみで事務費及び職員定数が不十分といったケースになりやすいため、受託する際に行政との十分な協議が必要です。

イ 全戸会員、基金の造成、収益事業の実施など、自主財源の確保に努めます。

ウ 関係団体の事務協力について、当事者団体との話し合いにより、事務費の見直しをし、適正な負担を得るようにします。

エ 行政との話し合いにより、「地域福祉基金」による事業を推進できるよう、果実の積極的活用を検討します。



年会費額が2,400円以上の社協

社協名	会費額
愛知県名東区社協	5,000
大阪府淀川区社協	5,000
京都府和知町社協	3,600
島根県金城町社協	3,600
東京都豊島区社協	3,500
秋田県大潟村社協	3,000
山形県三川町社協	2,500
長野県根羽村社協	2,400

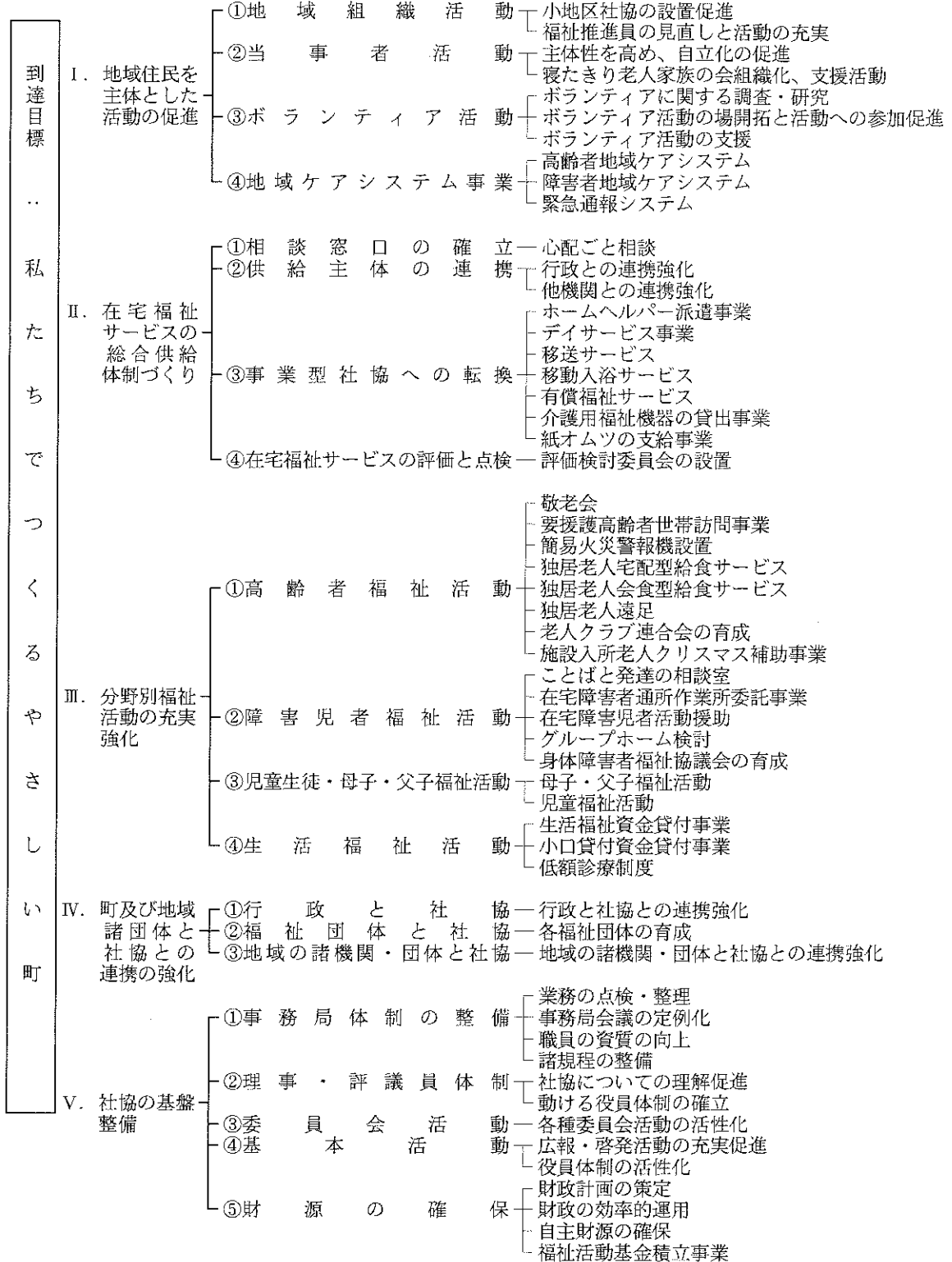
# 第 3 章 実 施 計 画



# 実施計画体系図

< 基本目標 >

< 実施項目 >



《地域住民を主体とした活動の促進》

実施計画 1-①, ②

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	① 地域組織活動	小地区社協の設置促進
		福祉推進員の見直しと活動の充実
	② 当事者活動	当事者団体活動の主体性を高め自立化を促進する（福祉団体）

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 財源の検討	○ 地区社協育成費見直し	○ 実施	○ 重点地区設定	○ 小地区社協設立準備会	新規	○	自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 要項の見直し整備					継見		
○ 就任依頼の説明			○ 再選		新規		自主財源 1/4
○ 内容検討	○ 作成		○ 事例集検討		新規		
○ 研修制度検討	○ 実施以後継続				新規		町助成金 3/4
○ 福祉ニーズ早期発見システムの検討	○ 実施				継見		
○ 運営問題検討	○ 必要に応じて以降開催			再調査	新規		
○ 総会開催 決定		○ 再選以後継続			新規		自主財源 1/4
○ 自立化を図る		○ 自主運営			新規		
○ 活動内容の周知	○ 以降継続				継見		町助成金 3/4
○ 情報収集	○ 先進事例視察	○ 関係機関への要望・実施			新規		
○ 団体長会議実施	○ 以降継続				継見		

《地域住民を主体とした活動の促進》

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	② 当事者活動	寝たきり老人家族の会組織化と支援活動の展開 ☆在宅介護者懇談会の実施 ☆家族の会結成 ☆実態調査の実施 ☆福祉・医療・保健等の制度機関等の情報提供の強化 ☆介護講習会の実施 ☆協力ボランティアの発掘・育成
	③ ボランティア活動	ボランティアに関する調査研究 ☆住民のボランティア意識調査 ☆ボランティアグループの実態調査 ☆ボランティアニーズ、要援護者ニーズの把握 ☆当事者団体・機関との懇談会、住民座談会の実施 ☆ボランティアニーズカード
		ボランティア活動の場開拓と活動への参加促進 ☆ボランティア活動への参加啓発 入門講座の充実 体験学習会の実施

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 家族の意向調査	○ 関係機関との調整実施				新規	◎	自主財源 1/4
	○ 呼び掛け結成	○ 会員拡充			新規		町助成金 3/4
○ 制度認知・利用状況調査	○ 以降必要に応じて実施				継見		
○ 情報の収集整理 広報紙・パンフの配布	○ 展示、紹介、斡旋	○ 常設展示・購入システム の検討	○ 行政への働きかけ	○ 対応システム実施	継見		自主財源 1/4
○ 関係機関への協力 呼び掛け	○ 実施				新規		町助成金 3/4
○ 広報紙協力呼び掛け 先進事例視察	○ 技術講習会実施				継見		
○ 調査結果検討			○ 再調査		継続		自主財源 1/4
○ 活動内容・運営状況調査	○ 毎年実施	○	○	○	継続		町助成金 3/4
○ 寝たきり	○ 一人暮らし	○ 心身障害者	○ 老夫婦世帯	○ 昼間独居	継続		
○ 呼び掛け実施	○ 以後継続				新規		
○ 見直し作成		○ OA管理			新規		
○ 見直し実施					継続		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ インスタントシニア					継続		

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	③ ボランティア活動	ボランティア活動の場の開拓と活動への参加促進  体験学習会の実施  ☆専門講座の充実  点 字  手 話  リーディング  ☆企業・労働組合の活動促進  ☆ボランティア集会の充実  ☆ボランティアマップの作成
	ボランティア活動の支援	☆高校生ボランティア連絡会  ☆需給調整の充実  ☆V活動センター運営委員会  ☆高校生OB・OGボラ組織化  ☆活動費の助成

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継 P 21	財源内訳
○ アイマスク					継続	自主財源 1/4 町補助金 3/4
○ 車椅子					継続	
○ 施設体験・介護					新規	
○ 夜間講座の検討	○ 広域事業の模索				新規 ◎	
○ 対象者との交流	○ 中・上級講座の検討	○ 中・上級講座の開設			新規 ◎	
○ 窓口業務担当者の勧誘					継続 ◎	
○ 発表の場の確保					新規 ◎	
○ モデル企業の指定	○ 活動プログラム検討	○ モデル活動実施	○ 新モデル企業の指定		継充 ◎	
○ 第2回の定例化					継続 ◎	
○ ボランティア連絡と協議	○ マップ作成				新規 ○	
○ 呼び掛け 結成		○ 高校生V連の事業化 OBボラ協力			新規 ◎	自主財源 1/4 助成金 3/4
○ コーディネーターの専任化					継充 ◎	
○ V読本作成	○ Vニュース発行				継充 ◎	
○ Vセンター設置検討	行政・住民への働きかけ	目標・Vセンター設置			新規	
○ 発起人会 OBボラ設立					継充	社協福祉 活動基金
○ 基金の確立強化及び行政の地域福祉基金との調整				○ 事業活動への助成に切り替え	継充	

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	④ 地域ケアシステム事業	(A) 高齢者ケアシステム (B) 障害者ケアシステム ☆実態調査の実施 対象者の拡大 ☆ケース台帳の作成 ☆モデル地域の選定 ☆広報・啓発活動の強化 ☆エリアの拡大 ☆地区懇談会の開催 ☆要望活動 ☆ケアセンターの設置 ☆コーディネーターの配置 ☆サービス調整会議員の委嘱 ☆サービス調整会議 ☆ケアチームの編成 ☆ニーズ把握方法の見直し ☆他機関・団体との連携強化

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 独居・寝たきり	○ 在宅重度身障者	○ 高齢夫婦世帯			継充	◎	地域ケアシステム 委託金
○ 作成・整理	○ OA化				継充		
○	○ A地区	○ ○	○ B地区	○ ○ C地区	新規		
○					継充		
○ 地域福祉センター 設立準備委員会設置		(具体化するまで)			新規	◎	
○ 社協事務局内 配置	○ 地域福祉センター を行政に要望				継充		
○ 月1回					新規		
○					継充		
○ 見直し作成	○ 運用				継充		
○ 在宅訪問活動担 当者連絡会	○ 以降定例化				新規		
							地域ケアシステム 委託金

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	① 相談窓口の確立	心配ごと相談
		☆開設方法 利用者が相談しやすいように 電話相談・夜間相談を実施
		☆PRの強化 住民へ十分周知する
		☆相談員の資質向上のため研修 を実施
	② 供給主体の連携	行政との連携強化
		☆民生部・社協管理職会議 ☆民生部・社協担当者会議
		他機関との連携強化
	③ 事業型社協への転換	ホームヘルパー事業の受託
		☆受託計画要望書の作成
		デイサービス事業の受託
	☆事業受託研究会の開催 ☆受託計画要望書の作成	
	有償福祉サービス事業の展開	
	☆提供者・利用者の意識調査 ☆有償福祉サービス準備会	

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 月1回夜間相談の実施	○ 電話相談の実施 (相談日以外でも社協 職員が相談を受ける)	○ 総合相談			継続	◎	県社協 補助金 自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 広報紙・チラシに掲載	○ 地域懇談会での説明				継続		町助成金 3/4
○					継続		
		○ 他機関相談員との 連絡調整			新規		
○ 月1回					新規		自主財源 1/4
○ 最低月1回					新規		町助成金 3/4
○ 以降定例化					新規		自主財源 1/4 助成金 3/4
○提出					新規	◎	
			○		新規	◎	
				○提出	新規		
○						◎	
○ 設置	○ 視察研修	○ 実施			新規		



《在宅福祉サービスの総合供給体制づくり》

実施計画 II-③, ④

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	③ 事業型社協への転換	移送サービス事業の展開 ☆調査 ☆ボランティア募集 ☆啓発 ☆高齢者及び身体障害者に対する移送サービス
		移動入浴サービス事業の調査 ☆研究・調査
		介護用福祉機器の貸し出し事業の充実 ☆アイテム増の検討 ☆啓発 ☆既存機器のメンテナンス ☆常設展示の検討
		紙オムツ支給事業の充実 ☆事業継続
	④ 在宅福祉サービスの評価と点検を行う組織の育成 ☆評価検討委員会の設置	

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○					新規	○	自主財源 1/4
○					新規		町助成金 3/4
○					新規		
○					継続		
○					新規		
○					継続	◎	自主財源 1/4
○					継続		町助成金 3/4
○	○ リフター購入	○			継続 新規 新規		
○			○ 浴用機器の購入		継続 新規		
○				○ 制度見直し	継続 新規		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○					新規		自主財源 1/4 町助成金 3/4

《分野別福祉活動の充実強化》

基本計画（達成目標）		実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	Ⅲ. 地域でのふれあい、交流活動を進め、困った人を気軽に助け合える地域を作ろう	① 高齢者福祉活動	敬老会事業 ☆主催者変更 ☆敬老会検討委員会設置 ☆神栖町実施
			要援護高齢者世帯訪問事業 ☆継続実施
			簡易火災警報機設置事業 ☆継続実施 ☆緊急通報システムとの統合化検討
			一人暮らし高齢者宅配型給食サービス事業 ☆調理協力施設開拓 ☆事業の拡大 ☆調理協力員の開拓 ☆配達協力員の開拓
			一人暮らし高齢者会食型給食サービス事業 ☆実施継続 ☆給食ボランティア連絡会設置
			一人暮らし高齢者遠足事業 ☆実施継続
			老人クラブ連合会の育成 ☆助成金の見直し

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 神栖町へ ○	○				新規 新規 新規		町敬老会 委託金
○					継続		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ ○					継続 新規		町委託金
○ ○ 週2回	○ 週3回	○ 週4回	○ 週5回		継続 継充 新規 継充	○	自主財源 1/4 町助成金 3/4 利用者 負担金
○ 年4回 ○					継続 継続	◎	自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 年2回					継続		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 45万	○ 36万	○ 27万	○ 18万	○ 9万	新規		自主財源 1/4

《分野別福祉活動の充実強化》

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	① 高齢者福祉活動	老人クラブ連合会の育成 ☆事務指導 ☆理事の分担制導入 ☆事務局長及び事務局員の選任 ☆自主運営
		施設入所高齢者クリスマス補助事業 ☆各施設長への説明会の開催 ☆事業廃止
	② 障害児者福祉活動	ことばと発達の相談室 ☆利用者親の会の組織化 ☆教材費の見直し ☆独立した相談室の確保 ☆幼稚園・小学校等担当者との連携強化
		在宅障害者通所作業所委託事業 ☆外注事業の開拓 ☆指導員の研修制度の体系化 ☆施設ボランティアの育成 ☆作業所広報紙の充実

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
	○				継続 新規 新規 新規		町助成金 3/4
○							自主財源 1/4 町助成金 3/4
○	○				新規 新規 新規 継続		自主財源 1/4 町助成金 3/4 利用者 負担金
○ 見直し・値上げ 要望 ○ 定例会年2回			○ 見直し				
○ Tシャツ・印刷 新規事業取り組み		(定期的な作業検討により外注業者の開拓)			継続	◎	町委託金
○ 施設内研修年1回 施設外研修年1回					継続		
○ 広報強化・交流会開催 年6回					継続		
○ 毎月発行					継続		

《分野別福祉活動の充実強化》

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	② 障害者福祉活動	在宅障害児者活動援助 ☆在宅障害児へのクリスマス補助 ☆障害児夏季合宿補助
		グループホーム研究会の設置 ☆研究会の設置推進
		身体障害者福祉協議会の育成 ☆助成金の検討 ☆青年部活動の強化
	③ 児童生徒・母子父子福祉活動	児童福祉活動 ☆夏の子供自然教室 開催地域のVとの交流 ☆交通遺児へのお年玉支給事業 ☆施設入所児へのお年玉支給事業 ☆児童生徒の健全育成標語募集事業 ☆ボランティア協力校活動（ボランティアキャラバンの推進）

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 廃止					廃止		自主財源 1/4
○					継続		町助成金 3/4
○ 近隣町村への呼び掛け	○ 調査	○ 研究会の定例化 年2回 視察研修	○ 実施検討 課題整理	○ バックアップ施設 の住宅問題検討	新規		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 162,000	○ 130,000	○ 98,000	○ 66,000	○ 34,000	新規		自主財源 1/4
○ 専業・専務部会援助指導			○ 自主運営		新規		町助成金 3/4
○			○ 3泊4日に期間延長		継充		自主財源 1/4
○ 呼び掛け実施	○ 以降継続				継充		町助成金 3/4
○ 廃止↓事業転換					継続		
○ ふれ愛便					新規		
○ 募集内容検討 (社協らしいテーマ)					継続		
○				○ VC全校実施	継充	◎	県社協 補助金

《分野別福祉活動の充実強化》

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	③ 児童生徒・母子父子福祉活動	児童生徒福祉活動 ☆ボランティアキャラバン推進委員会の設置 ☆学校募金の推進
		母子父子福祉活動 ☆母子福祉会の育成・助成金の検討 ☆母子家庭実態調査の実施 ☆小中学校入学祝品の支給、保育所入所祝い金支給事業
	④ 生活福祉活動	生活福祉資金貸付の促進 ☆PR・広報活動の強化 ☆民生委員への研修会の実施 ☆ニーズ調査の実施
		生活福祉資金貸付金償還率の向上 ☆生活援助活動の強化

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ ○					新規 新規		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 70,000 ○ 廃止↓事業転換 ○ 母子緊急対策費 予算枠増設	○ 56,000	○ 42,000	○ 28,000	○ 14,000	新規 継充 新規		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 社協・民協でPRの方法等について検討 チラシによるPR 広報紙によるPR	○ 関係機関・団体に対し 制度の情報提供促進 地域での広報の方法を 検討	○ 民生委員用貸付の手引 作成			継続 継続 継続		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 資金利用実態の把握 ニーズ調査の実施	○ 地域特性の把握 制度見直し提言	○ 関係機関団体との 連携強化			継続		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 実態把握の為の調査 援助方針の決定	○ 潜納世帯への援助活 動強化 償還指導後の悪質な ケース研究実施				継続		自主財源 1/4 町助成金 3/4

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	④生活福祉活動	生活福祉資金貸付金償還率の向上 ☆援助記録の整備  ☆長期滞納者対策
		小口貸付資金貸付事業 ☆制度の見直し ☆滞納者の実態調査 ☆償還指導会の開催
		低額診療制度 ☆対象病院との連絡会定例化  ☆台帳の作成

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 対象者の援助記録の整備	○ 引継ぎの徹底	○ ケース研究会での援助記録の活用			継続		
○ ハガキ・電話等による督促 定例民協での説明 償還実績の分析評価	○ 保証人への指導強化 家庭訪問の実施 転居・行方不明等の追跡調査	○ 支払猶予・免除の活用 悪質滞納者に対する法的措置の検討 不良債権の整備			継続		
○					新規		自主財源 1/4
○					継続		町助成金 3/4
○					新規		
(年2回) ○					新規		自主財源 1/4
○					新規		町助成金 3/4

《町及び地域諸団体と社会協議会との連携の強化》

実施計画 IV-①, ②

基本計画（達成目標）		実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	IV. 誰もが住みよいまちづくりを 目指して、行政との協力協働 を進め要請や問題提起を行お う	① 行政と社協	
		行政 I・2 I・4 I・4 II・6 II・7 II・7 II・8 III・9 III・9 III・10	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ヘルパー事業受託要望</li> <li>☆地域福祉活動センター設立要望</li> <li>☆地域ケアシステム事業</li> <li>☆民生部・社協管理職会議</li> <li>☆民生部・社協担当者会議</li> <li>☆ヘルパー事業受託要望</li> <li>☆デイサービス事業受託要望</li> <li>☆評価検討委員会設置</li> <li>☆敬老会</li> <li>☆簡易火災警報機設置事業</li> <li>☆独立した相談室の要望</li> </ul>
		② 福祉団体と社協	
		III・9 III・10 III・11	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆老人クラブ連合会の育成</li> <li>☆身体障害者福祉協議会の育成</li> <li>☆母子福祉会の育成</li> </ul>

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳

《町及び地域諸団体と社会協議会との連携の強化》

実施計画 IV-③

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	IV. 誰もが住みよいまちづくりを 目指して、行政との協力協働 を進め要請や問題提起を行おう	③ 諸機関と社協 I・2 I・3 I・3 I・3 I・3 I・4 II・5 II・6 III・9 III・9 III・10 III・10 III・11 III・11
	③ 地域 の 諸 機 関 ・ 団 体 と 社 協 と の 連 携 強 化 活 動	☆関係団体との連絡会の実施 ☆当事者団体・機関との懇談会 ☆企業・労働組合の活動促進 ☆高校生V連絡会 ☆OBボランティアの組織化 ☆他機関・団体との連携強化 ☆各相談窓口との連携強化 ☆在宅訪問活動担当者連絡会議 ☆調理協力施設の開拓 ☆クリスマス補助事業 ☆幼稚園・小学校等担当者との連携 ☆外注業者の開拓 ☆開催地域Vとの交流 ☆V協力校事業

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
						◎	



基本計画（達成目標）		実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	V. 社会福祉協議会の基盤を強化し、住民による地域福祉活動と在宅福祉サービスを、大きく発展させよう	① 事務局体制の整備	業務の点検整理 ☆既存業務にマンネリ化はないか効率的に実施されているか点検 ☆業務量が現行体制で適切か検討
		事務局会議の定例化	☆事務局会議を定例化し業務の効率化及び職員の意志の疎通を図る
		職員の専門性を高め意欲ある職員を育てる（職員の資質向上）	☆社会福祉士や介護福祉士の資格取得への支援 ☆職員研修の体系化 ☆施設や県社協との人事交流 ☆専任事務局長の検討 ☆会長民間化の検討
		諸規程の整備見直しを図る（諸規程の整備）	☆経理規程の整備 ☆給与規程の見直し ☆その他諸規程の見直し

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新継	P21	財源内訳
○ 社協のすべての業務の点検と見直し	○ 改善方策の検討・実施	○ 改善方策の見直し	以降継続し点検・見直しの実施		継充		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 業務量調査の分析検討	○ 必要があれば、役員行政に働きかけ				継充		
○ 職員会議の定例化	以降継続				継充		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 希望者には業務上の配慮及び研修費の助成					継充		自主財源 1/4 町助成金 3/4
○ 各自課題を持ち年1回自主企画の研修を実施 年1回定例研修	以降継続				新規		
○ 関係機関と検討協議 施設に研修派遣	○ 問題点・課題の整理	以降継続			新規		
○ 検討					新規	◎	
○ 標準経理規程準則の検討	○ 経理規程整備				新規		自主財源 1/4
○ 社協独自の職階級・補職管理職手当・特別手当 経験年数換算等の見直し	○ 給与規程見直し整備				新規		町助成金 3/4
○ その他諸規程の見直し	○ その他諸規程の見直し 整備				新規		

《社協の基盤整備》

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	② 理事・評議員体制の整備	社協についての理解促進 ☆役員研修の定例実施  ☆事項別担当制を設ける  ☆事務局との定例懇談会の実施  ☆定例理事会の開催及び充実
		住民の代弁者としての動ける役員体制の確立 ☆役員専任の見直し
	③ 委員会活動の充実	各種委員会活動の充実 ☆広報委員会  ☆調査委員会  ☆福祉活動基金管理運営委員会  ☆生活福祉資金調査委員会  ☆総合企画委員会  ☆心配ごと相談所運営委員会  ☆V活動センター運営委員会  ☆地域福祉活動計画評価検討委員会

実施計画 V-②、③

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継 P 21	財源内訳
○ 研修体系の検討 (既存の研修を実施しながら)	○ 研修実施				継充	自主財源 1/4  町助成金 3/4
○ 事項別の検討	○ 担当制の実施				新規 ◎	
○ 事務局が抱える諸問題、当面する課題等について話し合う場を設ける					新規	
○ 2月に1度					継充 ◎	
○ 見直し	○ 実施				新規	
○ 研修会実施 年24回開催					継続	自主財源 1/4  町助成金 3/4
○ 研修会実施 年4回					継続	
○ 年2回					継続	
○ 年2回					継続	
○ 研修会実施 年4回					継続	
○ 年2回					継続	
○ 年4回					継続	
○ 研修会実施 設置					新規	

《社協の基盤整備》

実施計画 V-④, ⑤

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	④ 基本活動の充実	広報・啓発活動の充実促進  ☆広報紙たんぽぽの充実 （発行回数） （広報委員）  （紙面の充実）  ☆社協ニュースの全戸配布  ☆住民座談会の実施  ☆町民福祉大会の実施  ☆住民モニター制度の導入検討  ☆公的福祉サービスの積極的受託  ☆ふれ愛フェスティバル ☆ふれ愛ウォークラリー （行政・団体・他社協との連携）  （実行委員会の見直し）
		緊急災害時対策  ・常総地区社協災害対策連絡会（仮称）の設置  ・救援体制の整備
	⑤ 財源の確保	中長期の展望に立った財政計画を策定する  ☆中長期の財政計画の策定
		財政の効率的運用  ☆過去の収支の状況のチェック

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継 続 新 規	P 21	財源内訳
年6回 ○ ○ 地域型広報委員の育成	○ 広報委員増員		○ ボランティアニュース 的紙面の確保		○ 継続 ○ 新規	◎	自主財源 1/4  町助成金 3/4
○ ブロック毎に年1回	○ 実施				○ 継続 ○ 新規		
○ 準備委員会設置 ○ 検討	○ 第1回大会開催実行 委員会設置、企画立案 ○ モデル地区設定	○ 実施	○ 以降2年に1回開催		○ 新規 ○ 新規		自主財源 1/4  町助成金 3/4
○ 呼び掛け検討 ○ 見直し			○ ボランティア啓発事業の集大成イベント		○ 継続 ○ 継続		
○ 呼び掛け、設置 (7月)					○ 新規 ○ 新規		自主財源 1/4  町助成金 3/4
○ 障害者、独居高齢者等 名簿整理 ボランティアの確保							
○ 財政計画策定委員会の 設置	○ 計画の策定 役員・行政への説明				○ 新規		自主財源 1/4
○ 自己点検（効率的運用 がなされているか等）					○ 継続		町助成金 3/4

《社協の基盤整備》

実施計画 V-⑤

基本計画（達成目標）	実施項目	実施内容
私 た ち で つ く る や さ し い ま ち	⑤ 財源の確保 自主財源の確保	☆全戸会員制の実施
	福祉活動基金積立事業	☆福祉活動基金の充実  ☆チャリティーイベントの開催  ☆地域福祉基金（行政）の積極的活用  ☆福祉団体の事務費の見直し

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	新 継	P 21	財源内訳
○ 社協会員促進委員会 設置・検討・推進計画	○ 地域座談会の開催 広報紙によるPR				新規	◎	
○ 福祉活動基金設置規程 等の見直し 基金の造成	○ 基金の造成				新規		社協福祉 活動基金
○ 検討委員会の設置 企画立案	○ 実施 検討				新規		
○ 社協福祉活動基金と 行政の地域福祉基金 とのすり合わせ					新規		
○ 見直し・実施					新規		

クニエキ発行・環境の優劣をめぐり及不食会社

科主成実

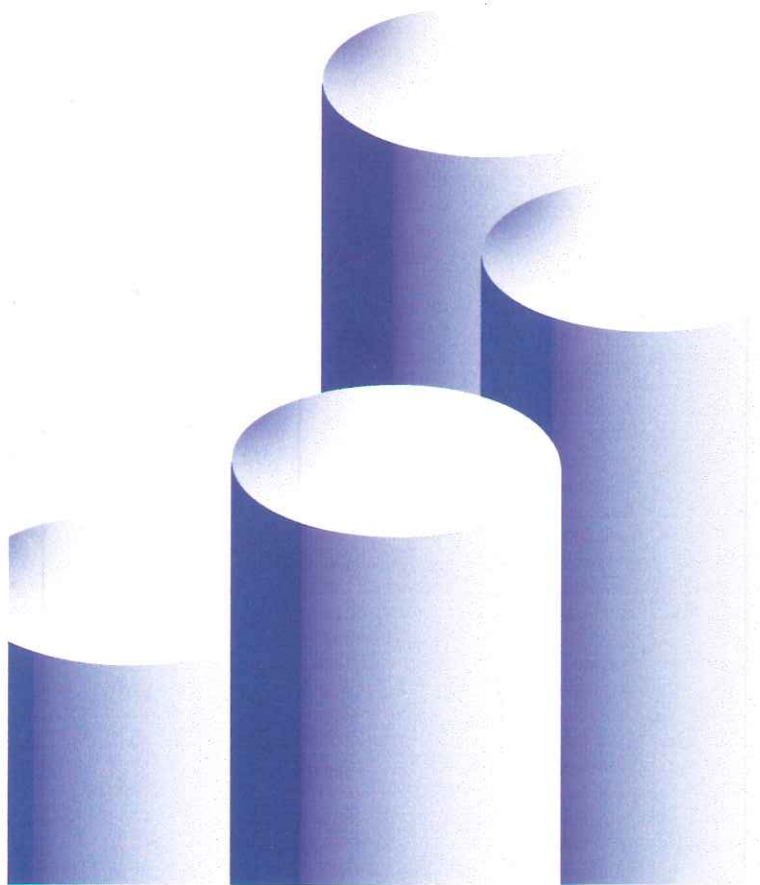
分復器・巻縮・並尋

化形

副 書

復器巻縮器型

# 参 考 資 料



区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	①地域組織活動 1. 支部社協育成費助成事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>各行政区で徴収してもらった社協会費（一般・特別）の10%を「育成費」として各地区へ年度末に還付する。</li> <li>還付した金額がその後どう使われたか等の調査は一切行っていない。</li> </ul>
	2. 行政区活動促進助成事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年度 申請地区数 5地区 助成地区数 5地区 助成金額 362,000円</li> <li>平成6年度 申請地区数 11地区 助成地区数 11地区 助成金額 672,000円</li> <li>各地区公民館等でその地区住民みんなで使える備品、設備等の購入に対して10万円を限度額に総事業費の半額を助成。</li> <li>改装や補修工事等大きなものには町からの助成が付く。</li> <li>社協でなく町（福祉課）がやっている事業だと思っている行政区もある…。</li> <li>行政区（区長）に頼み事をする機会が多い社協としては、この事業によって区長との対等な関係を保っているという側面は否めない。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>10%の還付金だけでは育成費として少なすぎる。</li> <li>還付率を増すか、小さな行政区を考慮して均等割の額を用意する。さもないと、この事業は廃止して、「行政区活動促進事業」を予算的にも充実させた方が、より確実な支援になるのではないか。</li> <li>還付していることのPRが不足している。</li> <li>「支部社協」というものをどのレベルで捉えるのか、（行政単位でいいものかもっと大きな地域にするのか）どこかで整理しなければならない。</li> <li>たとえば東部、中部、西部や中学校区等まとまった地域の中で行政区同士の交流を促進するための「育成費」としてなら意味があるのではないか。それができないのならこの事業自体を見直す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神栖町に合った型で地域分けを行ない、それぞれの地区が自主財源を確保し自主運営が可能になるまで支給する。</li> <li>行政区活動促進事業の充実へ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各行政区へのPRが不足している。</li> <li>そこで6年度は各区長に前もって宣伝してまわったところ、申請件数が一気に倍増。</li> <li>購入した物品へ「社協からの助成で購入した」とわかるようなかたちにする為にはどうしたらいいのか。</li> <li>助成時期が遅い（11月）ため、既に購入してしまってから申請する行政区がある。</li> <li>「支部社協育成費」とドッキングさせ、より確実な援助をしていった方が良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部は社協育成費助成事業は廃止して、この事業を充実させる。</li> </ul>

社会資源及び福祉活動の把握・評価チェック

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	①地域組織活動 3. やさしいまちづくり会議	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回実施しているが1ブロックの人数が多い為会議にならない。</li> <li>・実施回数4回の内訳は1回が説明会、2回は敬老会、1回は施設見学。</li> <li>・神栖町を4地区（中学校区）に分け、それぞれのブロック単位で会議を行う。多いブロックになると70人で会議をする。</li> <li>・住民の自主活動を促し、小地域の組織化を目的としている。</li> <li>・ブロックごとの拠点が無い。</li> </ul>
	4. コミュニティセンター事業	コミュニティセンター（生涯学習課）  うずも大野原の2カ所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター内各施設を地域住民に優先的に貸出（登録制）。</li> <li>・月1～2回の自主事業を実施（生涯学習課）。1カ所あたりの総予算（人件費含む）は、5,200,000円。なお職員は退職者かパート。</li> <li>・運営委員会がPTA会長子ども会会長、区長、婦人会等「アテ職」である為、中長期的な展望に立った事業構想が無い。</li> <li>・2階に会議室があってもエレベーターが付いていないので障害者が利用できない。</li> <li>・「貸し館」としての要素が強く、コミュニティ形成の為の事業が無い。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域をブロック分けするにはまだ住民の意識が低い。</li> <li>・集まりの人数が多過ぎるため突っこんだ議論をしづらく、またこんなに多くては参加意欲も薄れてしまう。</li> <li>・内容が広過ぎる。</li> <li>・民生委員、区長、婦人会、1度に全員集まってもらうのではなく、民生委員と区長、婦人会と区長、婦人会と民生委員等分けて集まり、1回は全員で集まる、とこのような形にしてはどうか。</li> <li>・当分の間はブロック分けせず、単一地区を対象に時間をかけて地域整備していった方が良いのでは。</li> <li>・行政がこれからの神栖町の「地域」をどう考え、どのような地域分けをしていくのか。</li> <li>・果たして4ブロックでいいのか。（婦人会は3ブロック）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源の量、地域のまとまりに合った型のブロック分けを実施し地区社協を設置する。</li> <li>・ブロックごとの拠点を確保する。</li> <li>・生涯学習課の構想とセットにして考える。</li> <li>・これからも続けて。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセンのある地区と無い地区とで差が激しい。</li> <li>・生涯学習課と社協はもっと接点を増やし、コミセンの可能性をさらに増やしていくべきだ。</li> <li>・町や社協が考える「地域」の数だけコミセンも設置しなければいけない。</li> <li>・単なる「教育施設」でなく、多面的な地域ネットワークを創造する機関としてコミセンを捉えるべきである。</li> <li>・役場にもっとコミュニティ行政を積極的に考え、実行してもらうにはどうすればよいのだろうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域住民組織化活動の拠点として、各「地域」に設置。それに合わせた支部社協の設置。</li> <li>・生涯学習課と社協とのさらなる連携。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	②当事者活動 1. 在宅介護研修事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護慰労金の支給と兼ねて年1回10月に開催 慰労金 町 50,000円 慰労金 県 50,000円</li> <li>・対象者：ねたきり 59人 痴呆 8人 その他 28人 計 95人</li> <li>・内容：老人施設の指導員等に依頼し講話を聞いたり介護技術を実習する。 (経費 94,695円)</li> </ul>
	2. 在宅介護者の集い	県 社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖からは参加者 4～5人。</li> <li>・神栖単独で実施してもらった方が参加しやすいと言っている人もいる。</li> </ul>
	③ボランティア活動 1. ボランティアサークル・事業への助成	社 協 福祉活動基金 管理運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉活動基金(7,910万)の果実を運用。基金の目標額は1億円。</li> <li>・年間14～15サークル、5～7の事業助成申請(150万前後)があり、福祉活動基金管理運営委員会その内容が協議され助成決定する。 (6・7年度委員構成員) 社協副会長 社協常務理事 身障協会長 民生部長 クラレ</li> <li>・行政(福祉課)と社協から二重に助成を受けているサークルの問題。 ↓ どちらかに一本化する方向 ・サークルにとって「助成」という財源があるのは大きな魅力。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の開催では介護研修というよりは慰労金をもらいに来ると意識の方が介護者側に強くあるように思える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者の会の組織化を図り少なくとも年間5～6回は集まり介護に限らずそれぞれの持つ悩みを語り合える場を自らが設定し明日からの在宅介護に新たな力を与えられるような事業に移行する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単町だけでは参加者が少ないので近隣町村と合同で開催できないか。</li> <li>・ショートステイの認知度を高め、普及させることも重要である。</li> <li>・旅行等だけに留まらず、介護講習会や介護相談等もからめられれば、さらに充実させられる。</li> <li>・最終的には介護者同士の組織づくりに持っていかなければいけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者の組織化を図り意見を反映しやすくする。</li> <li>・神栖単独若しくは郡単位の事業へ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・Vサークルの数が増えてくれば申請の金額も増えてくるが、このままの利率では運用が難しい。</li> <li>・町の「地域福祉基金」の存在。</li> <li>・基金自体が公金的性格を有しているもので、その用途はもっと明確にされるべきだ。</li> <li>・事業助成のみに切り替えていくのなら、サークルを自立化させる手段を支援していかなければいけないのでは。しかし、もともとボランティアをするため自発的に結成したのだから、最低限の財源は自分達で確保すべきではないか。</li> <li>・福祉活動基金管理運営委員会独自の企画立案があっても良い(自薦、他薦の神栖ボランティア大賞など)</li> <li>・委員会にボランティア活動センター(運営委員会)も加わるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サークル維持」のための助成は何年計画かで廃止の方向へ。純粹なボランティア活動への「事業費の助成」に切りかえていく。</li> </ul>



区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	③ ボランティア活動 2. ボランティア活動センター運営委員会	社 協  現在委員数6名 委員構成： V(2名) PTA 子ども会 婦人会 労働組合 白寿荘 生涯学習課	・年4回実施(5年度)  《主な事業》 ○ボランティア集会開催 ○小学生向『ボランティア読本』作成(6年度より)  ↓ このため、6年度は月一回程度の開催を予定(学校の先生との懇談会等)  6年度のテーマ 「ボランティア協力校」
	3. ボランティア集会	社 協	・登録Vを中心に年1回開催 約50名の参加 福祉センターで開催 主催：ボラ活委員会  (5年度集会の流れ) 参加者全員の自己紹介 情報交換会 (社協、白寿荘、敬愛園各サークル他) 昼食、交流会  (6年度、7月集会では) アトンプレスホテルで開催。40名弱の参加。 内容は5年度とほぼ同じ

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点となるべき『V活動センター』が神栖町にはまだ無い。また委員会も実際はだだの承認機関にすぎず企画運営能力を持たない(事務局任せ)。委員会自体の強化が急務。</li> <li>・「人」「モノ」「金」等これから必要とされるものどこまでを協議すればよいのか。 ↓ 年度のテーマをつくる。</li> <li>・事業内容に対して委員の数が少なすぎる。少なくとも委員会の下に専門部会を置き、集中的に企画運営をしていけるようなベースを用意するべき。また、それに伴い実際に積極的に活動してくれる人材を各方面(住民、企業等)から探す。</li> <li>・神栖町ボランティア連絡協議会との連携。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下部組織の充実</li> <li>● Vセンター設置へ →拠点設置までの青写真をつくる(何年までにつくるのか、何処へどんな形で行くのか等)。住民へ働きかけ。行政へ陳情。</li> <li>● 『ボランティア読本』準備 →各学校、教育委員会との連携、編集・製本・配布。</li> <li>● ボランティア集会準備 →集会の企画・運営を専門に担当する。</li> <li>● 『ボランティアニュース』準備会。</li> <li>● 専任のコーディネーターの育成、設置、専門化。</li> <li>・委員会としては、基金の目標額(1億円)達成までは、「人(づくり)」をメインに考えていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サークルに入っているVと個人Vとの間に多少の溝が出来てしまう。</li> <li>・福祉センターの会議室Bでは堅苦しく、Vも固くなってしまふ。</li> <li>・民間色を出し、アトンプレスホテルでケーキを食べた(6年7月)、思ったほどの効果は無かった。</li> <li>・集会自体の位置付けと意味付けがまだ曖昧である。 ↓ 「お茶とケーキの楽しい談笑会」とするのか、もう少し学術的なものを加えて「研究集会」色を出すのか。</li> <li>・ふれ愛フェスティバルとうまくドッキングさせられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者をもっと増やし(200~300名)、分科会や分散会ができ、「おもしろくて充実した集会」へ。民生委員や子ども会関係者などにも呼び掛ける。 ↓ 集会の企画専門のV活委員の設置。</li> <li>・休日開催</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	③ ボランティア活動 3. ボランティア集会	社 協	
	4. ボランティア活動 視察研修	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期の企画はない。 (5年度は越谷市社協を視察、20名程度)</li> <li>・ 6年度は富士吉田市を視察予定(H7年-月下旬)</li> </ul>
	5. ボランティア活動 情報提供	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度始め、社協登録を更新する各個人、サークルに対して情報チラシ送付</li> <li>・ 印刷機の購入 ←</li> <li>・ 「社協ニュース」の ← 新聞折り込み</li> <li>・ 『ボランティア便利帳』 発行(5年度)</li> </ul>
6. ボランティア入門講座	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週1回短期集中7回 (2月~3月)</li> <li>・ 年間予算300,000円</li> <li>・ 内容(H5年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 車椅子体験</li> <li>② ボラによる点字講習</li> <li>③ ボラによる手話講習</li> <li>④ ボラによる調理実習</li> <li>⑤ 講演「福祉はおもしろい」 (福祉教育研究会、木原孝久先生)</li> <li>⑥ 町内施設見学</li> <li>⑦ インスタント・シニア体験</li> </ul> </li> </ul>	

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア協力校とうまくドッキングさせられないか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>この集会とは別に「子どもボランティア集会」を開催してもいい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日の日中開催ではこれ以上の参加者動員は望めない</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ見て帰るだけの視察、研修に終わってしまっているのがほとんど。</li> <li>・ 個人登録者の研修会参加費用、遠隔地での研修会(全国V研究集会等)参加費用の問題</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(基金の利用など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年1回は定例で視察研修できる。</li> <li>・ 各地へ研修へ行ったV同士が自分達で報告集を作成する(報告用の様式は常に事務局に用意)。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>V集会等で報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各Vへの情報提供、ニーズ調査をさらに幅広く。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「社協ニュース」を全戸に配布。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>回覧板等地域の機関を利用しても、神栖町では全ての世帯に配布出来ない(地域が本来持っている情報伝達機能が死んでいる)。また社協には独自の配布ルートも無い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Vの声を集める「めやす箱」等の設置。</li> <li>・ 社協ニュースとは別に毎月『Vニュース』を発行する。(V活委員会)</li> <li>・ Vセンター直通電話の設置(→V活委員会)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎回講座終了後に「懇談会」的なものを(講師や社協職員と話をできる時間)用意して欲しい。</li> <li>・ ただの勉強会ではなく、その後の受講者の意識や行動にどれだけ働きかけられるか。受講後の調査、追跡をしてみようか。</li> <li>・ 講座の内容だけがボランティアではないという意識が大切。</li> <li>・ 主婦層以外の年齢層向けの講座開催。サラリーマンや小中、高校生等対象者の拡大の為、開催期間、時間帯等の見直しが必要。</li> <li>・ 生涯学習課(行政)で今後体系づけていくであろうサラリーマン・退職者向講座(おそらくV関係のものになる)との連携が重要になってくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協、生涯学習課等関係機関との連携から対象層の拡大をめざし、またどの対象層にも対応したプログラムを用意する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">サラリーマン ↓ 生涯学習課と連携 ↓ 企業へ</p>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
I 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	③ ボランティア活動 6. ボランティア入門講座	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漠然とした動機で受講を希望した人が多いが、開催ペースが集中的なため出席率が高い。</li> <li>・ 開催時間帯(平日の午後)のせい、主婦層の受講者が殆ど。</li> <li>・ 意識が高まったところで活動に結び付けることができる(既存のサークルに入会、社協にV登録、専門講座受講希望等)。</li> <li>・ 講座終了生にボランティア情報チラシを送付。</li> </ul>
	7. 各種専門講座 (点 字) (手 話) (リーディング)	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月1回年間10回コース(手話講座のみ月2回20回)</li> <li>・ 年間予算は各15万から20万程度。(講師謝礼、教材費等)</li> <li>・ 募集方法:社協ニュース(全戸配布)に掲載。</li> <li>・ 現在の開催時間帯:平日の午前または午後。</li> <li>・ 参加者の出席率が回を重ねるごとに悪くなっていく。特に点字、リーディングについては、最近では受講希望者自体が減ってきている。(手話については受講希望は相変わらず多いが、出席率の低下は同じ問題)。</li> <li>・ 月に1回程度の開催では一度休んだら二カ月も間隔が空いてしまって、意欲の減退につながる。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォローアップをさらに充実させる ex. 「第二次入門講座」として実際のボランティア活動をカリキュラムに取り入れる</li> <li>・ 講座会場を白寿荘(特別養護老人ホーム)にしてはどうか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座生の減少 →講座自体のPRや点訳、手話、朗読ボランティアが多方面で活躍していることのアピールが足りない。社協ニュースだけでなく、公民館、図書館等でポスター、チラシ等の宣伝を。 →時間帯も、あらゆる層の人達に合わせて変えていく。</li> <li>・ 点字講座 →専門的で「技術修得」の要素が強く、難しいので継続するのが大変なのだ。 →通りの技術を得た人への「中級講座」開催(今までの開催期間を狭めて、秋口から中級講座へ…という手もある)。</li> <li>・ 手話講座 →仕事をしている人で(特に窓口業務)手話が必要になる場面は必ずある。そういう人達にもっと手話を勉強してもらうために、期間や開催時間帯等の見直しが必要だ。 →窓口対応に必要な最低限の手話だけでも教えられないか。デパート、銀行等へこちらから出向く「手話講座キャラバン」があってもおもしろい。</li> <li>・ リーディング講座 →学校の先生など「声を発する仕事」をする人達をターゲットにしてもいい。(夏休み集中型で)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの講座も継続させていく。</li> <li>・ 講座で取得した技術を生かせる場の確保と提供。</li> <li>・ 短期集中型へ。</li> <li>・ 開催時間帯を多様に。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
I ・ 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	③ ボランティア活動 7. 各種専門講座 (点 字) (手 話) (リーディング)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一期点字講座終了生はその後点訳サークル「ひとみの会」結成。同じくリーディング講座終了生によって「読み聞かせサークル「うぐいすの会」結成。ともに現在も活発に活動中。</li> <li>・手話講座終了生に関しては、以前から「虹の会」という手話サークルがあり、意欲のある人は入会する場合もある。</li> </ul>
	8. 企業向け福祉講座（企業の社会貢献活動の促進）	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度は特に実施していない。</li> <li>・企業側から社協に対しての要望やアプローチが増えてきている（クラレ、合成ゴム、鹿島石油などは協力的）。</li> <li>・この事業自体が全国的にみても未開発の分野なので、社協としても手さぐりの部分が多く、突っ込みきれていない。</li> <li>・「本社の意向を聞かないと、事業所として取り組めない」……という事情。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・声をかけて参加を募るという型には限界がきている。</li> <li>・社協は様々な情報やボランティアメニューを企業側に提供していかなければならない。</li> <li>・企業内にボランティア、福祉関係のセクション、ポストづくりが必要。</li> <li>・企業がどのようなボランティア関係事業を実施、或いは要求しているのか、直接調査する必要がある。また、実際に社会貢献活動をしている企業の例を調査し、これから取り組もうとしている企業へ豊富な資料を用意することが必要。</li> <li>・実際に活動をしている企業を調査し、今まで以上に広報紙「たんぽぽ」、社協ニュース等で評価していくべき（「今月のいきいきさん」）。大企業だけでなく、小さな企業、工場などにも目を向けていくべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の計画的な開催</li> </ul>

区分	事業・活動名	実施項目(予定)	現 状
I ・ 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	③ ボランティア活動		
	9. ボランティア 養成部門	<p>○分野別の育成 (各種V講座)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 点字</li> <li>— 手話</li> <li>— リーディング(音訳)</li> <li>— V入門</li> </ul> <p>○対象別の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 児童、生徒                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 夏の子ども自然教室</li> <li>— 健全育成標語</li> <li>— ボランティア協力校</li> </ul> </li> <li>— 成年 仕事を持っている人 主婦層                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— (時間帯問わず)</li> <li>— 各種講座</li> </ul> </li> <li>— 企業(人)</li> <li>— シルバーボランティア                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— (老人大学)</li> </ul> </li> <li>— その他</li> </ul> <p>○講座終了後の フォローアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協ニュース、情報ハガキ等の送付。</li> </ul>

到 達 目 標
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     期間・時間帯の調整 (夜間、土・日の開催等)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     短期集中型 への移行                 </div> </div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 企業向け</li> <li>— Vアドバイザー、コーディネーター養成講座</li> <li>— 介護入門講座(施設体験学習) →施設とのさらなる連携、施設ボランティアの育成へ</li> <li>→ ボランティア教育</li> <li>— 夜間講座の開催</li> <li>— 特に「介護ボランティア養成初級・中級コース」を用意</li> <li>— 企業向け福祉講座の充実</li> <li>— 退職者向け福祉講座(案)</li> <li>・さらに充実させる。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	④. 地域ケアシステム事業 1. 高齢者地域ケアシステム事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政委員、民生委員、婦人会、老人クラブ会長と社協職員でメンバーを構成している（28チーム）</li> <li>・ 主に一人暮らし老人の見守り活動を中心に活動。</li> <li>・ 指定を受けていた時点での活動は活発であったが、指定終了後はチームが崩壊してしまったようだ。</li> </ul>
	2. 障害者地域ケアシステム事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人暮らしの障害者や家族も障害者であるという場合はケアが必要だと…考えられるが現況はそれほど需要はない。が、緊急時の対応として「ヘルパー制度」をもっと充実させる必要性があり、現在は町の2人のヘルパーで対応している。ケアの必要はなくても情報の収集は必要である。</li> <li>・ 障害児の学童保育（第2土曜日や休日）は養護学校に通う子どもたちにとって地域とのつながりをもつ機会となるので、ボランティアの育成と場所の確保が必要。 ↓ 機能回復訓練の部屋の解放が望まれている。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政委員は一年交替なのでメンバーが固定しない。構成メンバー（機関）の再検討、再構築も必要だ。</li> <li>・ 37行政区で説明するには無理がある。</li> <li>・ 年に3～4回、民協定例会で時間をとってもらい、担当職員と4中学区に分散した民生委員とで話し合う場を作ってもらってはどうか。</li> <li>・ キーマンをどのように発掘育成するかが問題だ。</li> <li>・ 地域住民の意識改革をどのように図るか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービスのほとんどが地域ケアにかかわるので、段階的に整備していく。（地区社協の育成）</li> <li>・ 地域の組織化を図り、中学校区単位に「地区社協」を設置。それぞれの地区で諸問題に対処できる体制をつくる。</li> <li>・ 対象者に合ったケアチームがすぐに作り上げられるようなシステムをつくり、早期発見、早期対応を目指す。</li> <li>・ 公私それぞれの役割確認とサービスの連携を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホーム・生活寮の検討 → 寮母等をしてくれる人がいるのか？ 寮母になってくれる人材が少ないだろう。又費用の捻出が難しく、クライアントに1月5.8万円、寮母に月5万円県から補助金が付くがアパート代・食事費等の賄いを考慮すると厳しい現状である。親の負担は3、4万円程度である。</li> <li>・ バックアップ施設と就労受入れ先の開拓が必要。</li> <li>・ 施設入所の場合、入所年齢に関係なく3年間は親の所得により差があるが最高額26,000円である。それ以上の入所期間については親の所得により差があるがかなりの負担金を支払う。20歳以上は本人の障害者年金により負担する。</li> <li>・ 病院の通院等にハンディキャブ運行の要望が将来生じてきても、運転ボランティアや介助ボランティアの育成が問題となるだろう。ニーズ調査の実施やボランティアの育成（企業ボランティア・社会貢献活動）が今後の課題だ。</li> <li>・ 精薄老人の問題が将来的に出てくるであろうが、現行施設では設備が老人施設のように整っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資源の発掘をし人材や活動の場づくりをする。</li> <li>・ 少なくとも東京や神奈川県並の補助金を要望。（県へ）</li> <li>・ 老人施設と障害者施設との法的な壁を乗り越えて相互利用できるような行政と検討する。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
I ・ 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	④. 地域ケアシステム事業 3. 緊急通報システム事業	神 栖 町	・概ね65歳以上のひとりぐらし老人の日常生活上の緊急事態に対応するために設置。
			・受信センター 消防署 老人宅 端末
			・94台 設置
			・費用 電話機本体 65,800 ワイヤリモコン 23,000 リモートスイッチ 2,400 ハンズフリーボックス 12,000 工事費 13,900 1台につき合計 117,000円
			・受信状況 緊急出動 3件 誤報 37件 電池切れ 13件 相談 1件 計 54件

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置希望をだしていない世帯への対応。</li> <li>・昼間ひとりぐらし老人に対する該当制度の適用の可否294世帯(H,5)。</li> <li>・社協で設置してある火災警報機との機械的連携が図れないか。</li> <li>・誤報が多いため消防署の業務に支障を来している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の福祉施設（白寿荘）等と協力し電話相談の窓口を開設するなど緊急ではないが、その兆候をキャッチできるような体制を作る。</li> <li>・生活リズムセンサーや火災警報システムを組あわせ漏れのないシステムを作り上げる。</li> <li>・バックアップ機能を付け、社協でモーニングコールや、昼間時の誤報等の対応をする。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	①相談窓口の確立 神栖町心配ごと相談所	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年度 来談者数 37名 相談件数 36件</li> <li>毎週金曜実施 (pm1:00～4:00、各月の最終金曜日だけpm6:00～9:00)</li> <li>相談員の構成は民生委員、保護士、役場退職者など。 (一回の実費弁償3,000円)</li> <li>ケース検討会を町、県レベルで行っている。</li> <li>相談件数の減少</li> <li>この相談所は利用せずに直接社協窓口に来るの方が実際は多い。(生活困窮者、外国人など)</li> <li>心配ごと相談所運営委員会を年2回開催 &lt;構成メンバー&gt; 区長会長 相談員3名 一般 計5名</li> </ul>
	②供給主体の連携 サービス供給主体の連携	社協他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人の要援護者に対して、現状では各機関(社協、保健婦、ヘルパー他)が個々に訪問、対処をしており、社協福祉活動専門員とヘルパー、社協専門員と保健婦といった個別の情報交換はあるもののそれぞれの機関同士での連携や協働、情報交換等はほとんど行なわれていない。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>よろず相談的な機能でいいのか専門的な相談も受けつけるのか</li> <li>相談員の高齢化と定年制</li> <li>社協の窓口相談も心配ごと相談にいられた方がいいのか</li> <li>町村の枠を越えた相談機能の確立</li> <li>行政で実施している相談機関との定期的な打合せ、連携が必要</li> <li>地元の人が地元の相談所に行くのは、プライバシーの問題もあって難しい。他町村の相談所に行く人もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1つの建物で全ての相談が受けられる相談センター(地域福祉センター)の建設</li> <li>結婚相談所の開設</li> <li>パソコンネット、ワープロネットを活用した機能の充実</li> <li>PRをきっちりと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化したサービス供給主体が同じケースに関わる場合は、情報の交換やケースカンファレンス等、「地域ケアシステム事業」の中で整備していく必要がある。</li> <li>各関係機関の長のレベルでしっかりとした調整が行われていないと、実務担当者レベルの連携は図れない。</li> <li>実務担当者が組織的な認知を受けて活動できるよう十分な(組織間の)検討が必要だ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各組織(民生部、各施設、社協)の長がそれぞれの機関における役割を認知し、その中で実務レベルのケース担当者が活動できるような環境を整備する。</li> <li>ケース担当者間の定期的な調整会議の開催。</li> </ul>



区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 1. ホームヘルパー派遣事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象世帯数12件 ヘルパー数 老人担当 4名 身障担当 2名</li> <li>申請のあった世帯に対しヘルパーを派遣し、家事援助及び介護等を行い世帯自立に貢献する。</li> <li>事業のPR不足</li> <li>現在全国の社協の70%がこの事業を受託し、実施している。</li> <li>これからは「介護福祉士」の資格を持っていないと特別養護老人ホームには就職できない。現在特養ホームで働いている人も講習会等に参加している。</li> </ul>
	2. 福祉マンパワーの確保 (介護福祉士養成)		
	3. ミニ、デイサービス事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用実人数 6人 (登録は10人)</li> <li>利用延人数 58人</li> <li>経費 1,141,000円 入浴 7,000円 送迎 15,000円</li> <li>委託先 特養白寿荘</li> <li>対象者 概ね65歳以上の寝たきり、痴呆、虚弱老人</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパー数が少なく、申請主義の為、申請者のみの対応であり、潜在的なニーズの発掘までは行っていない。</li> <li>現行ヘルパーは直行直帰型で、ニーズの顕在化、意思の疎通、ケース検討、現任訓練等に問題がある。</li> <li>社協への業務委託についても検討する必要がある。</li> <li>申請の簡素化が必要だ。</li> <li>ヘルパーの処遇を改善する必要はないのか。</li> <li>ヘルパーを対高齢者、対障害者に振り分けているが、その必要があるのか。</li> <li>マンパワーの確保の問題</li> <li>神栖近隣にはマンパワーの養成機関がまだ整備されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の老人保健福祉計画にあわせヘルパー人員を増やす。</li> <li>社協と連携を図り受ける側が一番利用しやすい体制を作り上げる。</li> <li>社協が受託へ。</li> <li>鹿行地区に介護福祉士養成専門学校を設置。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用人数が少ないため当該制度の一層のPRが必要である。</li> <li>医療機関と連携を図り事前に情報を流してもらうようなことは出来ないだろうか。 ↓ 脳卒中システムを効率的に活用出来るよう働きかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年度よりデイ・サービスに移行するため在宅福祉サービスの3本柱としてより一層事業の充実を図る。</li> <li>対象者が少なくても週に1回～2回は利用できるようにする。</li> <li>寝たきり度判定基準 A 週1回 B 週2回 C 週1回 J 週1回 要介護痴呆 週2回</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 4. 高齢者短期、中期保護事業 (ショート、ミドルステイ)	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者が疾病その他やむを得ない理由により、介護が困難になった場合一定期間施設等で保護する事業。</li> <li>1. ①利用実人数 6人 ②利用延人数 12人 社会的 6人 私的 6人 ③利用延日数 131日 社会的 74日 私的 57日</li> <li>2. 経費 513,520円 (3,920円/人)  理由-社会的(疾病、冠婚葬祭等) 私的(旅行・休養等)</li> <li>3. 委託先-特別養護老人ホーム</li> <li>4. 対象者: 概ね65歳以上のねたきり、痴呆性老人</li> </ul>
	5. 障害者短期保護事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭村の身障者更生援護施設と委託契約を結んでいる。</li> </ul>
	6. 町内循環バス事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖町唯一の公共交通機関としてH3. 4月よりスタート。バスは5台で通常4台が稼働。</li> <li>・一日平均200名の利用数(一台あたり8.4人)だんだんと定着しつつあるという。一般住民で利用している人はほとんどいない。</li> <li>・年間予算 70,000,000円(町の単独財源、)名目は「福祉バス」ということになっているが、管轄は民生部ではなく総務部になっている。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が少ないため当該制度の一層のPRが必要。</li> <li>・申請行為の簡素化。</li> <li>・在宅側が閉鎖的、封建的等の理由によりなかなか申請が上がらないが、潜在的ニーズはある。 何よりも人間関係の構築が必要で、その為ヘルパーの前倒しによる増員配置により、訪問活動の必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の会等を組織化し利用者側の意見が反映された制度にする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用しようとするのが遠いので不便である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身近な施設が利用できるように。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来の意味で交通弱者の救済になっていない。(車椅子で乗車できない、階段が急等) ↓ 現行バスの耐久性が10年なので、少なくともあと数年は我慢しなければならないなんて</li> <li>・もっと町民がたくさん利用し「ふれあいのバス」になって欲しい。しかし役場の職員が乗らないのに、一般住民がこのバスを利用するとも思えない。</li> <li>・便数が少なすぎる。町のバスなんだから、もう少し町の行事に(予防接種、体育祭等)合わせて運行しては。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉バスはより充実させ、継続する。</li> <li>・社協はより多角的な「移送サービス」の充実を目指す。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 6. 町内循環バス事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖町唯一の公共交通機</li> <li>・タクシーチケット（特定の人のみ）。</li> <li>・他町村への運行は運輸省の関係でダメらしい。</li> </ul>
	7. 介護用福祉機器の貸出し事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子 24台</li> <li>・ギャッチベット 13台</li> <li>・エアーマット 12枚</li> <li>・シャワーチェア 2脚</li> <li>・松葉杖 2本</li> <li>・杖 2本</li> <li>・ポータブルトイレ</li> <li>・貸出期間 車椅子、シャワーチェア、松葉杖、杖は1カ月、ベット、マットは3カ月（但し必要に応じて継続できる）。</li> <li>・機器の搬入、搬出は原則として申請者が行う（ベット、マットは社協職員が行っている）。</li> <li>・返却された機器は消毒して保管する。</li> <li>・使用料は無し。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島バスターミナルや波崎労災病院等を経由させられないか（養護学校へ通う障害児や病院へ通う高齢者に便利）。</li> <li>・バス云々でなく、「高齢者・障害者の移動」という視点で捉え、ハンディキャブの運行等を検討していくべきではないだろうか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・それほど使っていないのに借りっぱなしのところが多い。また、特にギャッチベット、エアーマット等は使用者が入院または死亡するまで返却されない。</li> <li>・社協会員で無い人には貸し出さない方がいいのでは（民間性の発揮）。</li> <li>・無料貸し出し制度のままではこれ以上のニーズが上がった時対応し切れないのでは。</li> <li>・数多く返却された時の保管場所(倉庫)の確保が困難である</li> <li>・「リフト」も用意しておくべきだ！（寝たきりにさせない、車椅子への移動、入浴時等の介護者負担軽減のため）</li> <li>・「スロープ」も必要だ！（日本家屋の床高室内から車椅子での外出、散策、買物等に、あれば気軽に、介護者の労力なしに移動ができるため）</li> <li>・何とんでも「移動入浴車」欲しい！</li> <li>・各家庭で不要になった介護用品を社協で下取りし、必要な世帯へ貸し出せるようにしたら、資源の節約にもなるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協会員であるか、またその世帯の経済状況に応じて「有料化」へ移行させる。（月2千円程度） 但し、介護環境改善の意味あいを重視し3か月間は無料とする。</li> <li>・機器の量、質的充実とそれに応じた倉庫の確保。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅱ ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 8. 紙オムツの支給事業	社 協	平成6年度(12月時点) ・対象人数 73名 ・支給回数 3回 ・予算 1,186,250円  ・年齢、性別、障害、収入、に限ること無く医学的見地から見て必要とされる人全員に支給する。  ・申請はTELでもOK。  ・社協のPR事業という側面も持っている。住民に対してはかなり人気のある事業といえよう。
	9. シルバー人材派遣事業	シルバー人材センター	・登録会員数 240名 ・受注件数 540件 (実働会員数はある程度固定化している)。 ・職員体制 常務理事 1名 行政より出向 2名 その他の職員 3名 ・補助金 町より 10,000,000円 県より 4,000,000円 国より 12,000,000円 合計 26,000,000円  ・受注内容 除草やふすま貼りがほとんど。
	④在宅福祉サービスの評価と点検	社 協	・サービスを供給することによって、そのサービスが利用者にとって有効に活用されているのかどうか、量的、質的に問題はないのか等、総合的に評価・検討を重ねるシステムが確立されていない。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あれば喜ばれるが対象者に経済的な差があるため豊かな世帯にとってみるとサービスの乏しい。</li> <li>・対象人数がピークに達した時点での予算の確保が困難である。</li> <li>・フラットタイプからパンツタイプへ見直した時点での予算の確保が困難。</li> <li>・使用したオムツを焼却するにはかなりのエネルギーを必要とするらしい。こういう環境問題も一緒に考えていく必要があるのではないだろうか。</li> <li>・ポータブルトイレの貸出なども併せて考えていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業は継続させていくが、紙オムツを使わなくてもいい介護環境、寝たきりにさせない介護環境づくりを目指さなくてはならない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・どういう目的でこの事業を捉えるべきか。 ↓ 労働(賃金)が目的なのか、「高齢者の生き甲斐対策」が主なのか。登録している人によっても違うはずである。</li> <li>・社協はこの事業に対してどこに接点を持っていけば良いのか。 ↓ たとえば、一緒に「高齢者福祉」について勉強会を持つとか、有償福祉サービスの担い手になってもらうなど。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふれあいのまちづくり事業」に伴う有償福祉サービスの実施にからめて、今以上に接点を増やしていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ニーズが多様化してきた昨今、サービスの充実や、新たな在宅福祉サービスの創設を、地域社会の実情にあわせて考えていける機関、組織を、地域ケアシステム事業の中で設置していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価検討委員会の設置</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	①高齢者福祉活動 1. 敬老会	社 協 (行政より委託)  実行委員会を 結成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会 場 町民体育館1ヶ所</li> <li>・ 日 程 東部西部に分けて2日間で開催</li> <li>・ 協力員 行政委員・婦人会 民生委員・交通指導員</li> <li>・ 総予算 約16,50000円 (一人当たり約8,000円)</li> <li>・ 東部地区 対象者 1,128名 当日参加者 555名 当日協力者 261名</li> <li>・ 西部地区 対象者 1,032名 当日参加者 431名 当日協力者 204名</li> <li>・ 8月上旬 地区ごとに実行委員会開催 ・ 実施要項の説明 ・ 対象者名簿の配布 ・ 正副実行委員長の選出 ・ プログラムについて</li> <li>・ 9月上旬 地区ごとに運営委員会開催 ・ 役割分担の決定 ・ プログラムの決定</li> <li>・ 9月中旬 最終実行委員会開催 ・ 当日の流れを説明</li> </ul>
	2. 要援護高齢者 (世帯)訪問事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4中学校区に一人ずつ担当(職員)があり、民生委員と一緒に訪問して健康状況等を調べている。法人化当初は年四回実施していたが、年々社協の事業が多様化、増大化する中で、現在は年一回の訪問にとどまっている。</li> <li>・ 訪問件数 独居老人 約40名 (担当一人当たり)</li> <li>・ 寝たきり 約60名 (全町)</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社協の事業がどんどん増え、これから実施していく必要のある事業も増大する中で、計画的な職員の増員も無いまま、敬老会事業の受託を継続させるべきなのか、問われる必要がある。</li> <li>・ 敬老会を通して地域の組織化を図れないか？ 敬老会をただのイベントとしてだけとらえ、+αを考えずに実施するのであれば、社協が受託する意味はまるっきり無く、神栖町(行政)が実施すべきである。</li> <li>・ 町全体で開催するにしろ各地区ごとの開催にしても一長一短があるので、一度地区の人々(対象者、協力者)にアンケートをとってみては。</li> <li>・ 「敬老」ということで、高齢者だけをターゲットにしているが、対象者を“老人”に限らず、町民に「弱者(と福祉)」というものを考えさせることも大切です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者を老人に限ることなく地域全体で敬老というものを考え、地域をみんなの手で支えられるよう組織化に結びつける。</li> <li>・ 地域ケアシステム事業とリンクさせ、地域活性化の起爆剤的事業として4地区で開催する</li> <li>・ 以上のことの達成が難しいのなら、町(行政)が実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健婦・ヘルパー・訪問看護婦との連携が必要。しかしそれぞれの部分で情報の共有化、サービスの共有化が図れるシステムが未確立。</li> <li>・ 施設やそこでのサービス(デイサービスや短期、中期入所等)との連携も必要だ。月1、2回程度連絡会を設け、情報の流れを素速くしなければいかん。</li> <li>・ 行政や社協で実施している在宅福祉サービスが気兼ね無しに利用できるような型が必要だ。</li> <li>・ 老人本人のケアが、まず大切である。さらにその家族(介護者)への支援も必要である。特に寝たきりの介護者の立場で考えると、定期的に電話での声掛け、相談に応じてもらえればありがたいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきりの方の家族については「介護者の会」を組織化し在宅介護に必要な情報を会でまとめあげ、管内の介護者をサポートする体制をつくり上げる。</li> <li>・ 保健婦、ヘルパー、訪問看護婦、今後開設される在宅介護支援センターとの定期的な連絡会を実施し情報交換する。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 社 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 2. 要援護高齢者 (世帯)訪問事業	社 協	<p>痴 呆 約10名 (全町)</p> <p>(老夫婦世帯の調査、訪問は未実施。情報があやふやで整理出来ずにいる状況)</p> <p>↓</p> <p>茨城計算センターでデータとして打ち出せないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区担当保健婦、ヘルパーと連携を取り、緊急的な場合には即対応できるようにしている。</li> </ul> <p>「地域ケアモデル事業」指定時に“福祉情報カード”を作成。各関係機関への情報伝達の迅速化を目指したが、最近はあまり使われていない。</p>
	3. 簡易火災警報機設置事業	社 協 (行政より委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独居老人 熱当番 約88件 131器 煙当番 約12件 14器</li> <li>・ 寝たきり老人 熱当番 約40件 70器</li> <li>・ 老夫婦世帯 熱当番 約30件 60器 設置済み</li> <li>・ 電池交換を業者に委託</li> <li>・ 年間に数件ほど新規に設置</li> </ul>
	4. 独居高齢者 給食サービス事業	社 協	<p>《宅配型》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週火曜日と木曜日に実施。 火曜(東部地区)対象者17名 木曜(西部地区)対象者19名</li> <li>・ 1食につき自己負担は300円。集金は社協職員が一軒ずつ訪問して行っている。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉情報カードの活用がうまく流れていない。また、コンピュータ管理を見越してコード表を使った「クライアント台帳」の整備も必要になる。</li> <li>・ 年一回では高齢者の状況変化に対応しきれない。3か月に1回、年4回訪問できるようにしていきたいが、社協職員が全部やるのは物理的に不可能なのは。</li> <li>・ 高齢者夫婦(のみ)世帯については、いずれ独居になる可能性も秘めているので、「やさしいまちづくり会議」等のテーマにしてみんなで考えていくべきだ。その前に、社協独自で高齢者夫婦世帯の基準(定義)を設ける必要があるのでは。ちなみに行政ではどう捉えているのだろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報から要援護者の処遇を検討し、適切なサービスを提供できる体制をつくる。</li> <li>・ ホームヘルパー派遣事業を受託した際は、ヘルパーが訪問活動を行う。</li> <li>・ 社協職員自らが訪問活動のみに徹するのではなく、社協はケースマネジメントに重点を置き、入ってきた情報は全てコンピュータ管理する。</li> <li>・ H7年度の国勢調査を基に高齢者夫婦世帯状況を把握し、名簿を整理、サポート体制をつくる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期に設置したものが老朽化してきている</li> <li>・ 電池ぎれによる発信音で老人がとまどう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急通報システムが普及し始めているので統合化を図る ↓</li> <li>・ 緊急通報システムと機械的にリンク(警報センサーと通報システムの連動等)することが出来ればこの事業は目的達成となり廃止する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食中毒対策</li> <li>・ 対象者が増加した場合の給食調理と宅配ボランティアをどうするかが問題だ。白寿荘でつくれる給食の限界は30食。</li> <li>・ 料金の精算方法が問題。</li> <li>・ ボランティアがとても熱心に活動を展開しているので、なんとかこのまま組織化(サークル結成)まで持っていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面は届けるだけでなくどれだけ老人とふれあいをもてるかに重点を置き、対象者の増加にも対応できるシステムづくりを確立する一方で生活密着型(毎日型)宅配を模索する</li> <li>・ 宅配ボランティアのサークルを組織する</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	①高齢者福祉活動 4. 独居高齢者 給食サービス事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容→白寿荘で調理された給食（お弁当）をボランティアが独居高齢者宅まで自家用車で届け、その際に安否確認や孤独感の解消を図っている。協力ボランティアの総数は、時期によって若干の変動はあるが、大体25名程度である。</li> </ul> <p>《会食型》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間4回実施（12月～3月にかけて月1回）</li> <li>・参加者：毎回約30～40人</li> <li>・会 場：保健総合福祉センター うずもコミュニティセンター</li> <li>・交通手段：循環バス、自家用車等</li> <li>・調理主体：神栖生活学校、消費者連絡協議会、宅配ボランティアグループ、食生活改善進団体連絡協議会</li> <li>・内容→献立作り、買い物、調理、接待、後片付けまで各調理主体が行なう。社協は民生委員を通じて参加者の取りまとめと食財費として45,000円の補助を行っている。</li> </ul>
	5. 独居老人遠足事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回役場と体育協会の2台のバスで実施（6年度から2回実施） 参加者 約40名 ボランティア7～8名</li> <li>・毎年楽しみにしている参加者が多い</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズに合わせて、夕食宅配も検討していく必要あり。</li> <li>・足腰の弱い人、交通弱者等が参加しづらい。</li> <li>・食中毒を避けるため実施が冬に集中しているが、今後は各団体間の調整を図り、四季に分けて開催していく予定。</li> <li>・小学校の給食センターや他の老健施設、地域の飲食店等を拠点にできれば、配食量や開催回数も増やせるし地域密着型にもなるのだから…。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の保育所、幼稚園、小学校等でも開催できるように展開していく</li> <li>・開催回数を増やす</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加費を払って一泊旅行をしたいか調査してみてもどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居老人を組織化し、老人の意見を反映できるようにする</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野  別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 6. 老人クラブ連合会の育成	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務全般を社協職員が行なっている</li> <li>・自主的な事務局づくりに向けて、平成6年度から理事会が1年間社協職員に付いて取り組んでいるところである</li> </ul>
	7. 施設入所老人クリスマス補助事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内老人施設白寿荘へ、現金10万円を補助している。</li> </ul>
	8. 一人暮らし老人愛の定期便事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね65歳以上のひとりぐらし老人に乳製品を配達することによる安否確認</li> <li>・対象者 124名</li> <li>・ヤクルト 41名</li> <li>・牛 乳 83名</li> </ul>
	9. 老人大学 老人いきがい講座	福祉センター	<p>《老人大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aクラス募集人員 80名(応募55名)</li> <li>・Bクラス募集人員 80名(応募59名)</li> <li>・両クラスとも毎月1回実施</li> <li>・男性 29名 女性 85名</li> <li>・町内の60歳以上の高齢者を対象。</li> <li>・主な内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 移動教室1回、研修旅行1回</li> <li>小学校との交流事業、ボランティア活動、講演会(3回)、他</li> </ul> </li> <li>・交通手段：町の循環バス利用(無料)</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・友愛訪問を今後どうするか</li> <li>・福祉の「受け手」から「担い手」へ、老人の意識改革をどうおこなうか</li> <li>・連合会は社協だが、単位老人クラブは福祉課が受け持っており、窓口が混乱する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代のニーズに対応した活動内容、事務局体制へ移行し、自主自立した組織化を図る</li> <li>・自主運営のための拠点を確保する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金補助のままでいいのか。事前に施設と社協とで十分な打合せを行い、お年寄りが「欲しい物」を一人ひとりに用意したい。</li> <li>・当日はボランティア等にも協力してもらい(サンタクロースの役など)、新聞社にも呼び掛け、広く地域住民、施設、ボランティア、社協事業を知ってもらえるよう大々的にPRしていく …そんな事業にできまいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協からの補助キッカケに施設、ボランティア、社協の接着剂的事業に結び付ける。</li> <li>・ただの金銭補助に終わらせることなく、他の機関を有効に利用したPR活動とする。</li> <li>・金銭補助の目的のみであれば、事業廃止へ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配達する人によって安否の確認をしない場合もある。</li> <li>・配達業者へ趣旨の説明会等を実施する必要がある。</li> <li>・ヤクルト、牛乳が嫌いな人への対応をどうするか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配達業者との連携を図り地域ケアシステムとリンクさせ本来の趣旨を徹底できるサービスとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年応募する人が決まってしまうっており、新しい人が入学しづらいという雰囲気が定着してしまっている。</li> <li>・かなり事務局まかせになっている為、自主計画の立案自主運営できる体制づくりが必要</li> <li>・終了者のステップアップや、それぞれの生活圏(地域)での活動に結びつくものでなければいけない。やりっぱなしではダメ。</li> <li>・毎年新規の入学生を受入れられるような体制づくり</li> <li>・大学のPRが少ない</li> <li>・企業と連携を取った内容を盛り込んでいってはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この大学、講座で学んだこと身に付けたことを活かし広く地域社会に還元していくことの出来るリーダーを育成し、老人自身による大学・講座の自主運営を目指していく。</li> </ul>



区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 9. 老人大学 老人いきがい講座	福祉センター	<p>* バス停留所より500m以上離れている人、75歳以上の人、身体障害者にはタクシー券を発行し、通ってもらう。</p> <p>《老人いきがい講座》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容及び人数 → ダンス26名、ヨーガA41名、ヨーガB38名、鑑工芸29名、カラオケA41名、カラオケB43名、カラオケC43名、カラオケD39名、民謡31名、舞踊A58名、舞踊B60名、茶道9名、詩吟16名、生花23名、大正琴A20名、大正琴B27名、 全16講座</li> <li>総数男性64名、女性544名</li> <li>全講座、月2回実施</li> <li>人気のある講座に集中し毎年クラスを増やしているが、その反面、定員に満たない講座もある</li> </ul>
	10. 老人を囲む三世代の集い	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度で第15回目を迎える。</li> <li>毎年指定されるモデル老人クラブ（2クラブ）の地区と、昨年、一昨年指定されたそれぞれ2クラブずつの地区、合計6つの地区の老人クラブ、行政区員、子ども会より10名ずつ出してもらい、総勢180名でのふれあいスポーツ大会を開催する。</li> <li>神栖町独自の事業として陸上競技場を利用し10月頃実施。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>特にいきがい講座などは女性向きの講座が多いこともあるが、講座生の男女の割合に差がありすぎるのでは。男性が入りやすい講座、サラリーマン退職者や地元出身以外の高齢者が入りやすい講座を企画し、新設していく必要がある。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業そのものがマンネリ化しており参加者に負担感を与えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発展的に別の事業に移行する</li> <li>児童館や保育所等とタイアップした事業も考えられる</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
III ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 1.1. 敬老年金の支給	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住70歳以上の方（およそ2千人強）全員に一人20,000円支給。他町村では、                      銚田町5,000円(80歳~84歳)                      " 7,000円(85歳以上)                      大野村10,000円(85歳以上)                      鹿島町15,000円(70歳以上)                      波崎町 5,000円(70歳以上)                      潮来町6,000円(75歳~79歳)                      " 8,000円(80歳~84歳)                      " 10,000円(85歳以上)</li> <li>・全国的に見てもこの制度は廃止すべきであるという意見が多くなってきている。（貧富の差にかかわらず一律に支給するよりも必要とする高齢者への事業に投資した方がよいという考えが主流になりつつある）</li> </ul>
	② 障害者福祉活動 2. ことばと発達の相談室	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が40人程度で定期的に相談を受けている。教材費として一人1回につき2,000円がかかり、相談時間は約1時間で完全予約。相談申込書と生育の記録を家族に記入してもらい初診時のカルテとして保管している。</li> <li>・月平均7回、一日4人の相談回数で現在のニーズにほぼ対応できている。</li> <li>・幼稚園、保育所の保母からの相談が増加している。</li> <li>・母親への指導も大切である。また障害児をもつ先輩の母親が、新しく問題にぶち当たる母親にアドバイスできるような「当事者の組織化」と交流の場が必要である。（社協呼び掛けるのでは弱い）</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額を近隣町村並(¥5,000)にすると30,000,000円の差額ができる。ちなみにこの金額でヘルパーなら15~20名、保健婦なら5~6名雇用できる。どちらが老人福祉の為になるか、行政や議員さん達に考えてもらうにはどうしたらよいか。</li> <li>・日本の法律で「老人」は「65歳以上」と定義されているが、この定義を見直す必要はないのだろうか。ちなみにスウェーデンでは「80歳以上」。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学判定の資料になる事については社協として対応しない方がよいのではないか。</li> <li>・保母からの相談については行政で指導する機会を設けてほしい。</li> <li>・ことばと発達に悩む家族に対してのネットワークの広がりから、幼稚園や小学校と問題が生じてきたので、他機関との連絡調整がさらに必要。                      [ 相談者 ] - [ 関係者 ] - [ スピ-セラピスト ]</li> <li>・相談者同士の集会ぐらいあっても良いと思うのだが。</li> <li>・各担当者の指導方法や幼稚園や保育所のアドバイスについては他機関と意思統一を図ることが望まれる。</li> <li>・相談事業の窓口の一本化を目指すならば、この事業は将来行政と社協のどちらかが実施主体とする事が望ましいのだろうか。</li> <li>・老人性失語症や麻痺からくる言語治療の希望者も何件か希望があるのだが、トータル的な障害者福祉を行なう必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児の早期発見、早期療育から老人の障害者までのトータル的な障害者福祉サービスを整備してゆく。</li> </ul>

年齢	病院	保健センター 福祉センター	障害の認定・施設入所	
			身体	療育
0	1カ月検診	4カ月検診 訪問	福祉課	児童相談所
1		1.6検診 ↓	病院 申請	病院 福祉課 申請
2		↓		
3		3才児検診 ↓		
4		↓		
5		↓		
6		↓	盲児施設	精神薄弱児施設
7		↓	重症心身障害児施設	
8		↓	ろうあ児施設	精神薄弱児通園施設
9		↓	肢体不自由児施設	
10		↓		
11		↓		
12		↓		
13		↓		
14		↓		
15		↓	更生・援護・授産	精神薄弱者通勤寮
16		↓	↓	精神薄弱者福祉ホース
17		↓	↓	↓
18		(身体) 社適	↓ 療護	精神薄弱者授産施設 ↓
		↓	↓ ↓	精神薄弱者更生施設 ↓
		↓	~	↓
		↓	65迄	↓
		↓		
		↓		
		↓		

福祉サービス				
社協	福祉課	学校教育	県	
	保育所 ヘルパー			障害児福祉手当
	↓ ↓			20歳未満
ことばと発達の相談室	プレイ ↓ ↓			月額12,750
↓	↓ ↓ ↓			心身障害者福祉手当
↓	↓ ↓ ↓			町単
↓	↓ ↓ ↓	幼稚園		月額 3,000
↓		↓		特別障害者手当
↓		小学校	養護小	20歳以上
↓		↓	↓	月額23,450
↓		↓	↓	特別児童扶養手当
↓		↓	↓	月額 20歳未満
↓		↓	↓	重度44,900
↓		↓	↓	中度22,930
↓		中学校	養護中	児童扶養手当
↓		↓	↓	月額 18歳未満
↓ 作業所		↓	↓	1人37,000
↓ ↓		↓	↓	2人42,000
↓ ↓		↓	↓	障害基礎年金
↓		↓	↓	1級 877,500
↓		↓	↓	2級 702,000
~		↓		
65迄		↓		
		↓		
		↓		
		↓		

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	② 障害者福祉活動 2. ことばと発達の相談室	社 協	・他町村からの相談希望もあるが基本的には対応していない
	3. 在宅障害者通所作業所委託事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H4年度11月より社協「家庭内自立訓練事業」として開始</li> <li>・H5年度予算 8,376,305円</li> <li>・参加者負担金は1人月1万円。</li> <li>・指導員5名は臨時職員で、あり運転手は2名ともシルバーへの派遣委託である</li> <li>・マッチングギフトの平均額は月4,988円であり、通所生月に貰う給料は、平均800円にもならない。</li> <li>・潮来町兼平ゴムより内職の外注作業をうける。</li> <li>・通所生数 15名 <ul style="list-style-type: none"> <li>ダウン症 2名</li> <li>重複障害 1名</li> <li>肢 体 2名</li> <li>精 薄 7名</li> <li>情緒障害 3名</li> </ul> </li> <li>＊H6.6.1より、作業所スタート</li> <li>・通所者数 18名 <ul style="list-style-type: none"> <li>ダウン症 2名</li> <li>重複障害 2名</li> <li>肢 体 4名</li> <li>精 薄 6名</li> <li>情緒障害 4名</li> </ul> </li> </ul>
	4. 心身障害児通園事業 プレイセラピー	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体と情緒の2グループに分かれていて、定員は15名である。</li> <li>・セラピストではなく、ヘルパーの障害者担当が指導にあっている。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員全員が臨時職員であり、年収制限や、2年次以降の年休付与の問題があり、1日の指導員の確保が難しい。</li> <li>・作業の確保…難しい。外注作業は品質管理と、納期があるので、今考えているものは、印刷機をいれ他から印刷を受注する。 →H6年度より印刷機導入。社協や企業(クラレ)からの印刷物を受注する。 *H6、11月にクラレよりスクリーンファックス(プリント機)贈呈。受注作業の拡大へ</li> <li>・年齢制限が無いので、作業所の定員が一杯になったときの問題。</li> <li>・障害者福祉の全体像の中のこのサービスの位置づけと他機関との連携。</li> <li>・障害者の性の問題</li> <li>・実習生等の受入れの問題。窓口をしっかりとしておく。</li> <li>・「神栖町作業所独自の製品」みたいなものを作り出せないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員の設置。</li> <li>・判定委員会を作り、生育等のデータの共有をし、障害者が高齢になった時「高齢者福祉」で対応できるような一連の流れをつくり、障害者へのサービスの連続性を確保する。</li> <li>・バラエティーに富んだ外注作業の確保。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢制限が特になかったのでズルズルとしてしまう。</li> <li>・同じ問題にぶつかるので母親等の組織化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体を整備する</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 社 活 動 の 充 実 強 化	② 障害者福祉活動 4. 心身障害児通園事業 プレイセラピー		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を見直す時期である</li> <li>・ 一週間に1度訓練で保健センターを使用している。</li> </ul>
	5. 在宅障害児へのクリスマス補助事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あすなろ会へ助成 (平成5年度 56,000円) 2,000円×28名</li> <li>※あすなろ会には他にも夏季合宿で70,000円の助成をしている。</li> </ul>
	6. 神栖町身体障害者福祉協議会の育成  ・ 社協が育成に関わる経緯 1. 社協の独立時に町より移行 2. 町は団体の通帳を持ちたくない ↓ 福祉センターは 何の為にあるのか	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会 費 年間1,000円 会員数 約240名</li> <li>・ 金銭助成 社 協 年額 162,000円 町 年額 1,340,000円 (平成7年度より社協へ一括して補助金助成予定) 自動販売機収入年額約300,000円</li> <li>・ 事務協力及び事業協力は別紙参照</li> <li>・ 福祉団体事務を持つ事で社協にとってはメリットがとても多かった</li> <li>・ 障害者の活動拠点として町の心身障害者福祉センターの関わり方の見直し (精薄者や児童の受け入れ) ↓ 関係規程等の見直しが必要である。</li> </ul>
7. 社会適応訓練事業 ・ 機能回復訓練  ・ 作業訓練	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者だけを受け入れている。</li> </ul>	

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体へ補助をするのはよいのだが、あすなろ会は年度繰越金が多いので、助成する必要はないのではないか。若しくは、もっと活発な活動を。</li> <li>・ 他の障害を抱える人達(の団体)も養成する。そしてこれらの連携もとっていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助は継続</li> <li>・ 在宅障害児の社会生活への参加を援助する事業としての「集会」として、充実、活性化をはかってもらう。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町と社協からの定額助成と自動販売機の事業収入配分金助成を徐々に減額し、資金面の自立を促す。</li> <li>・ 運営の中心である役員が高齢になってきたので活動主体を若い年齢層に移行し自主的活動を活発にする。</li> <li>・ より多くの会員の事業参加を促す為に活動実施日を土日に計画する。会議も休日や夜に開催する。各事業について実行委員会を組織する。青年部をより活発にさせ、障害別の部会制を作りあげてゆく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町からの補助金の一本化に伴い身障協の資金面の自立を促し、事業の自立援助は世代交代を考慮しながら徐々に完全自立につなげてゆく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神薄弱者の人たちも利用出来るようにして欲しい。</li> <li>・ 社会適応訓練事業のケースカンファレンスを実施しているのか、いるなら記録を残しているのか？</li> <li>・ 訓練事業所の空き時間を有効に利用できるように自由解放にしてはどうか。(事故についての責任問題が難しいが、事故はどこでも起こる。要は決断！)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の条例の見直しをすることで心身障害者・児がセンターを利用する事が可能になる。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	②障害者福祉活動 7. 社会適応訓練事業 ・機能回復訓練  ・作業訓練	神 栖 町	
	③児童生徒・母子・父子福祉活動 1. ボランティア 協力校活動	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年度 県指定校 1校  県助成金 100,000円</li> <li>町指定校 小中高 全校 (平成2年度～) ↓ 県指定校には 50,000円 社協指定校 150,000円 全校に150,000円ずつ渡 るかたちになっている。 (6年度は小・中学校のみ)</li> <li>各校は年度末に活動報告 書を提出(別紙一覧表参 照)</li> <li>V協力校会議 校長会議と担当教諭会議 を行っている。6年度ボ ラ活委員会「ボランティ ア読本」作成計画への参 加呼び掛けを始めた。</li> <li>ボランティアキャラバン 社協職員が小学校の委員 会活動に潜入し、「ボラ ンティア」について話し 合ったり車椅子体験など をした。5年度は軽野小 学校1校のみ(2回)</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は送迎業務を外注にしているので、当事者の組織化や家族の組織化をするような情報が流れてこない。</li> <li>送迎用のリフトバスが一杯ならタクシーを利用してはどうか。 →福祉バスとの兼ね合いで老人のタクシー送迎をなくして障害者だけのタクシー送迎をすることは難しい。</li> <li>心身障害者福祉センターの担当職員が訓練事業に携わって指導内容や障害の状態を学ぶ必要がある。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の先生、一部の生徒のみの取組みになってしまっている。V担当教諭を一人しか置いていない学校がほとんどで担当教諭の負担が大きい。</li> <li>学校長の考え方(理解度)次第で取組み方が違ってくる。</li> <li>小中高段階別の活動になっていない(活動のステップアップが必要)。この問題は全国的に見ても大きな課題とされている。</li> <li>担当の先生レベルで話し合いを持ちマニュアルを作ってもらってはどうか。</li> <li>各校での活動状況を社協でどんどん広報し、特筆すべき活動があれば積極的に社会的評価(感謝状贈呈セレニー等)を与えてい必要あり。</li> <li>全校へ一律の接し方をするより、各学校の特色(地域担当教諭のVへ活動の意識)に応じた関わり方やプログラムを社協は用意しなければいけないのでは</li> <li>各校の生徒たちが集まって「児童・生徒のV集会」もいい。</li> <li>養護学校との交流を盛り込んで。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、生徒の健全育成事業、夏の子ども自然教室との関連をさらに強め、体系化する。</li> <li>社協と各学校との間の接点を増やす。 ↓</li> <li>キャラバンを全校へ普及させる。職員の学校別担当制。</li> <li>担当の先生の研修</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 2. 夏の子ども自然教室	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月の終わりから8月のあたま時期に町内6小学校5、6年生を対象に1泊2日のキャンプを実施。 (6年度は2泊3日)</li> <li>小学生募集人数 30名 同行V数 27名</li> <li>6年度で第8回目となる (県立里美野外活動センターへ)</li> <li>ボランティア(特に高校生)にとっては重要な活動の場となっている。</li> </ul>
	3. 児童・生徒の健全育成標語 看板設置事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内の小学校6校、中学4校で冬休みの宿題として標語づくりに取り組んでもらっている。集まった標語の中から優秀な作品を看板にし、管内40カ所設置。</li> <li>看板はほとんどが目につく所(児童公園など)に設置されており、社協のPRにもなっている。</li> </ul>
	4. 被保護世帯・母子世帯 小中学校入学、中学校卒業祝支給	社 協	<p>(平成5年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童 90名 小学校入学 18名 小学校卒業 26名 中学校卒業 46名</li> <li>支給品 図書券(2,000円分) *受取者数 61名</li> </ul>
	5. 被保護世帯・母子(父子) 世帯保育所入所祝支給	社 協	<p>(平成5年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者 80名</li> <li>補助額 児童一人当り5,000円</li> <li>*受取者数 74名</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>社協をPRするだけなら今のままでいいが、次のステップへどうつなげるか</li> <li>参加する側に福祉の要素を理解させるプログラムが少ない。</li> <li>終了後のフォローを、写真を渡すだけでなく「体験文集」を作成、広報紙に掲載等の対策が必要。</li> <li>ワークキャンプへの移行も必要だが、いかに子どもの興味を引くか、いかに子ども達が自分の殻を破れるような取組みを用意できるかを考えることも必要。</li> <li>参加者の募集を、一般公募だけでなく、子ども会や学校単位(ex. 福祉委員会の生徒)に呼び掛けるというやり方もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校生のワークキャンプへ(ターゲット拡大)</li> <li>様々な福祉体験をおりませた「夏休み子どもボランティア学校」の一つとしてのキャンプへ(内容再編成)。</li> <li>児童、生徒の健全育成事業、ボランティア協力校事業、V講座との関連付け、体系化。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>標語募集は役場総務課、教育委員会等でも実施しており、これらの機関や各学校との連携が必要。 (ex. 募集時期・標語の内容・対象学年)</li> <li>標語を看板にするだけではもの足りない。</li> <li>テーマの設定にもっと社協色を出すべき(地域、福祉、ボランティア等)</li> <li>他に社協らしい独自の事業は考えられないか。学校単位へのアプローチは「協力校」で行なうので、学校以外の単位(子ども会、少年団)へのアプローチの手段をこれらの機関の事業内容を踏まえつつ考える必要がある。</li> <li>「どうせ親が考えてるんでしょ。」という声も。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看板設置事業は継続</li> <li>ボランティア協力校、夏の子ども自然教室と関連付け、一連の事業として捉える。</li> <li>障害者とのふれあいを盛り込んだ事業へ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>金額的なこともあるのか受取に出来ない世帯が多い(特に図書券)。 →各卒業祝は廃止し、入学祝のみを世帯支援的に(現金)支給した方が効果的。</li> <li>受取る世帯のニーズ調査(どのように使うのか)をすることなく、一律に支給してしまっている。 こういった一律の一方的な経済的援助だけでなく、母子福祉会等「組織化」という観点からの援助を考えていくべき。果たして強化につながるか?</li> <li>本当に困窮している母子、父子世帯にとってはこの金額では入所準備の足しにもならない。 ↓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律の支給という形は廃止し、本当に援助を要する世帯を確実にフォローしていく事業へ移行。(小口貸付資金業の充実等)</li> <li>調査の実施</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野  別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 5. 被保護世帯・母子（父子）世帯保育所入所祝支給	社 協	
	6. 交通遺児対策 （お年玉支給）	社 協	（平成5年度実績） ・対象者 18歳以下児童 ・支給額 一人10,000円 ・調査方法 町内保育所、幼稚園、保育園、小中学校20か所を調査。 ・年齢別支給者一覧 4歳 1人 8歳 1人・支給期間 11歳 3人 12月20日～28日 12歳 1人 13歳 1人・入卒祝金とし 15歳 2人 て県社協から 16歳 1人 支給がある。 18歳 1人 50,000円 合計 11人
	7. 施設入所児へのお年玉支給	社 協	（平成5年度実績） ・対象者 児童福祉施設入所児17名 ・支給額 13～18歳 1人5,000円(7人) 7～12歳 4,000円(8人) 0～6歳 3,000円(2人) 支給総額 73,000円  ・入所している子の入所理由や現在置かれている状況を調査したことはない。  ・対象とする児童がその施設に在籍しているかどうかの確認も確実にされない時がある。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>むしろその分の予算を小口貸付資金用に積立て、貸付の幅を広げ、本当に援助が必要な世帯に十分な貸付ができるようにした方がよいのでは。</li> <li>・保育所では毎年入所契約をするので何年も重複して支給リストに載る世帯が出る。</li> <li>・制度自体も考え直す必要がある。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・このまま継続させたいが、お金の支給だけでなく、他のフォローの仕方があるのではないか。（会を組織する等）</li> <li>・対象児童の年齢に関係無く、同じ金額を支給していいのか。</li> <li>・「交通遺児へ役立てて欲しい」という希望で寄付してくれる方もいる。</li> <li>・対象者側や、寄付をくれる側にどんなニーズがあるのか母子・父子家庭支援事業にからめて調査をする必要がある。</li> <li>・交通遺児以外に対してはどうするのか（医療遺児等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査を行った上で事業の存続を検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ施設の中でお年玉を貰える子と貰えない子がでる（他の児童との兼ね合い）。一部の施設では職員が困っているそうだし、<u>廃止</u>しちまうわけにはいかないか。 ↓ その分の予算は小口貸付資金にまわす。もし続けるなら他社協と連携を取り、県全体の施設へ支給できるようにしてはどうか。</li> <li>・施設との連携をどう図っていくか、施設側の意見も聞いてみる必要がある。</li> <li>・その子の置かれている状況によって支給の仕方を考えるべきではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業は継続</li> </ul>



区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 8. 母子(寡婦)、父子世帯の ネットワークづくり	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 70,000円の助成(社協より) (他に自動販売機の手数25%として年間387,560円)</li> <li>・現在会員40名程度 (神栖町全体の母子…490名、父子…143名)</li> <li>・夏に遠足(社協、町が協賛)</li> <li>・春は移動総会 6年度は親子でバスに乗って霞ヶ浦ふれあいランドへ ↓ 全体レクリエーションの時間もあるが、ほとんどが親子単位の行動になっている</li> <li>・新規入会者が殆ど無く(構成員の高齢化)また会員高齢者層と若年層とで母子家庭や母子福祉会に対する認識が違っている ↓ 年齢層によって母子世帯になった背景は違う。この両者を結び付けるものを見つけるのは難しい。でももっと若年層の人達に入会してもらいたい。母子家庭をもっと積極的な生き方として考え、その先駆者として私達(高年者層)を捉えて欲しい。 (母子福祉会会長より)</li> </ul>
	9. 児童館	児童館 知手 軽野 大野原 3カ所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各児童館とも、夏休み、冬休み等を中心に事業を展開。</li> <li>・ボランティアグループ等による子ども達との交流もある。(うぐいすの会の読み聞かせ等)</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのネーミング(母子福祉会)が若年層には受け入れづらい ↓</li> <li>・新しいネーミングを考えていく過程で若年層を巻き込んでいけないか。しかしこれだけ認識が違ってしまっているのは会に引き込むのは難しい。また、母子世帯への支援は必要だが取って若年層を組織化する必要があるのかという問題もある。</li> <li>・若い世代の感覚にマッチした新しい母子、父子像を考え、母子福祉会とは別のグループとして組織できないだろうか。</li> <li>・母子世帯だけでなく「父子世帯の組織化」も必要ではないか。</li> <li>・組織化とまでいかななくても、「親と子の〇〇〇」のような企画を通して顔合わせの機会を増やしていくことはできる。</li> <li>・これらのことがニーズとしてどれだけあるのか、詳しい実態が掴めていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子福祉会への助成は継続</li> <li>・母子福祉会にはこだわらず、年齢層や価値観等ニーズに合わせた組織づくりを、そのネーミングも考慮しつつ検討する。</li> <li>・母子・父子世帯の実態調査が必要だ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・C地区(主に二中学区)に児童館が建設されれば社協の考える「地域」にピッタリはまるのだから。</li> <li>・「児童、生徒の健全育成事業」や「ボランティア協力校」にもつながるのだから、もっと接点を増やしても良い。 (ex. ボランティアキャラバン in 児童館)</li> <li>・児童が学校にいらっている間は空いているので、小さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館と社協の連携の強化</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 9. 児童館	児童館	・夏休みのキャンプ、花火大会等には高校生ボランティアが多数協力している。
	④ 生活福祉活動 1. 生活福祉資金貸付事業	県社協 窓口は各市町村社協	・平成5年3月31日現在 貸付人数 18件 貸付金額 20,761,000円  ・生活福祉資金調査委員会を年2回開催。 <構成メンバー> 社協副会長、社協常務理事、福祉課、民生委員、神栖敬愛園 計5名
	2. 小口貸付資金貸付事業	社協	・平成5年度貸付件数 17件 ・平成5年度貸付金額 1,073,090円 ・生活保護受給予定者への貸付及び母子家庭（児童扶養手当受給世帯）への貸付が多い。  ・1口10,000円で最大10口までの貸付を行っているが、制度にあてはまらない10万円以上の相談ケース増えてきた。  ・母子家庭からの返済の殆どが予定通りに行われな（担保も無い）。  ・申請者の殆どが地元の人でない為、民生委員との接点が無く調査や償還指導も社協が行っている現状。
3. 低額診療制度	白十字病院 波崎済生病院  白光園 ↓ 老健法でOK	平成5年度利用者数 5名	

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
子と母親の〇〇教室なんかいいのでは。	
・制度の見直し、改善が必要	・制度の改善に向けて各方面へ積極的に働きかける
・関係機関（福祉課、国保年金課）の窓口対応の問題  ・それぞれの窓口がどこまでの役割を果たして社協に伝達するのか、守備範囲を整理しておく必要があり、そのためのチャートも作成しておかなければならない  ・本当に困窮している世帯を救うための制度なのだから、ある程度は「貸だおれ」も仕方が無いのかもしれない  ・「貸したらそれっきり」の事業では本来おかしい。	・必要とする世帯がある以上、継続。  ・他の制度（母子家庭へ給付事業等）との吸収合併を通してより充実した援助体制にしてい
・申請の受付及び決定、終了の連絡文書が申請者宛であり社協に来ない  ・社会福祉法人以外の病院とのネットワークづくりもしていかなければならない  ・低額診療受付病院との打合せの機会が必要	・事業は継続  ・医療機関との連携（ネットワークづくり）

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
IV 町 及 び 地 域 諸 団 体 と 社 協 と の 連 携 の 強 化	①行政と社協との連携強化	行政と社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>今日まで、行政からは限らない支援があったが、事業型社協への転換の中で社協（民間）の事業と行政の事業がさらに密接な関係を持つようになり、行政と社協との連携、協働の在り方が改めて問われはじめてきた。</li> </ul>
	②福祉団体と社協 (各福祉団体の育成)	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>老 夕 連 450,000円</li> <li>身 障 協 162,000円</li> <li>遺 族 会 215,000円</li> <li>母 子 福 祉 会 70,000円</li> <li>軍 恩 連 盟</li> <li>傷 疾 軍 人 会</li> <li>テニスの会</li> <li>あすなろ会</li> <li>行政と社協の両方から助成金を受けている団体がある（3本立てで助成を受けてしまっている団体もある！）</li> <li>※身障協は町からも134万助成を受けている。他団体とはケタ違い！</li> <li>福祉団体長会議を年4回催し、団体間の連携を図っている。</li> </ul>
	③地域の諸機関、団体と社協	諸機関、団体、社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在社協と関係のある主な関連諸機関</li> <li>各福祉施設</li> <li>各保健、医療機関</li> <li>各当事者団体</li> <li>各教育機関</li> <li>各行政機関</li> <li>民生委員</li> <li>行政委員</li> <li>青年会議所</li> <li>商工会</li> <li>生活協同組合</li> <li>労福協</li> <li>P T A</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>社協が在宅福祉サービスの運営委託を受けるなら民間福祉活動の主旨に沿ったものでなければならない。</li> <li>社協は自らの企画力、提言力、人事、財政力を高め、活動方針や関係機関との連携の方法等の年次計画を示す中で、行政から対等の協力者としての評価を受けるべきだ。</li> <li>公的福祉サービスと民間福祉サービスはお互いに補いあう関係でなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協の行政計画への積極的参加</li> <li>社協計画と行政計画との整合性を保つ受託事業への取組み</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>軍恩連盟、傷疾軍人会、遺族会等は年追うごとに自主運営は困難になるのである程度は社協でフォローしていく必要がある。</li> <li>福祉団体長会議などを通して、各団体に自主運営への意識を高めてもらう必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金のある団体については多年計画で自主財源での運営に切り替えられる（助成金は事業に対してのみに）。</li> <li>助成金の一本化。</li> <li>自動販売機の収益は社協の基金に積立てる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各々の専門性を生かした職務分担を明確にし、有機的な連携をとっていく必要がある。</li> <li>地域ケアシステム事業やふれあいのまちづくり事業等を通して、社協はその中核として地域全体の福祉向上を目指して取り組んでゆかなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より有機的な連携</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
IV ・ 町 及 び 地 域 諸 団 体 と 社 協 と の 連 携 の 強 化	③地域の諸機関、団体と社協	諸機関、団体、 社協	交通安全母の会 保護士会 子ども会  他

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社協の 基盤 整備	① 事務局体制の整備 (社会福祉協議会の事務局体制)	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政施設の一画に事務所がある為、住民は役場と社協とを混同してる。</li> <li>&lt;構成&gt; 事務局長(兼常務理事) 事務局次長 福祉活動専門員 5名 専任職員 2名 ボランティアコーディネーター 1名 計10名</li> <li>行政職員との生涯賃金格差が 20,000,000円。</li> <li>人事、処遇関係が独立していない。本来なら、</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>会長(町長) → 社協担当役員、 事務局長と協議 ↓ 事務局へ指示 ← 人事・処遇決定</p> </div> <p>となるのだが、実際は、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>会長(町長) → 役場の人事と 協議 ↓ 事務局へ指示 ← 人事・処遇決定</p> </div> <p>という流れ。</p>
	2. 全国レベル・県レベル研修会への参加	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>県レベル研修会へそれぞれの担当者が参加</li> <li>全国レベル研修会へそれぞれの担当者が参加</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業型社協への転換を図っていくうえで、業務量に応じた職員の適正な配置など、事務局体制を十分に検討する必要がある。</li> <li>増大化、専門化する社協の業務及び事業などを考えると、事務局長が行政外向型或いは常務理事と兼務で数年ごとに交替する体制には限界がある。</li> <li>職員の資質向上を目指し、研修体系を確立させる必要がある。</li> <li>職員の継続的な活動意欲を高めるためにも、行政職員との生涯賃金格差是正を図る必要がある。</li> <li>勤務形態、業務内容等行政と社協では違いがあるので、独自の級別職務分類表や経験年数換算等を作成する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業型社協への転換に向けて、職員の配置計画を策定する。</li> <li>拠点の整備</li> <li>諸規定の整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>新任職員研修体系の見直しが必要</li> <li>県新採職員研修会で「接遇」を今までより長い期間で実施してもらいたい</li> <li>県主催の経理研修会は参加せずパソコンを強化するための研修会に参加</li> <li>神栖町社協としての役員(理事、監事)研修が必要</li> <li>県レベルの研修会では受けとる情報が遅いため、研修としては物足りないが、他社協の職員との交流、情報交換の場が持てるため、有益だ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神栖社協としての研修体系の確立</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	②理事・評議員体制 1. 社協理事（役員）体制 理事会	社 協  ・メンバー構成 各関係機関代 表者15名で構 成  会 長 町 長 副会長 民 協 総 務 ホ*ランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会年間3回実施 5月 事業報告、決算 9月 敬老会他 3月 事業計画、予算</li> <li>・県内において社協会長の 出身区分は「行政首長」 というのが最も多く、地 域の進んでいる関西地方 とはかなりの違いが出て いる。</li> <li>・理事会はあらかじめ事務 局が用意したシナリオ通 り議事が進行するので雰 囲気が固く、盛り上がり に欠ける</li> <li>・前日や当日に各理事へ電 話連絡をし、ようやく集 まってもらっている現状 （そうしないと定数に満 ない）</li> <li>・理事の関与する「会議」 以外の事業は敬老会の出 席ぐらいしかなく、理事 が自ら直接事業に関わる ことは殆ど無い。</li> <li>・形式的、慣習的な理事の 選出がこれまで続いてお り、社協に体する理解と 支援体制が希薄になりが ちだ</li> </ul>
	2. 社協評議員体制 評議員会	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間2回実施 5月 事業報告、決算 3月 事業計画、予算</li> <li>・メンバー構成 民生委員 29名 各団体代表者 11名</li> <li>・形式的、習慣的な選出が 続いているため、社協に 対する理解と支援体制が 希薄になりがち。また、 あて職が多く、会議の日</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・せめて2か月に一回は開催した方が良いのでは。</li> <li>・あて職制をどうなくすか</li> <li>・理事の担当制がまだないので、理事自身が事業に入り 込みづらい。もっと業務全体を理解してもらい、「理 事の主導による業務」の遂行も目指していけないか。</li> <li>・研修体制がまだ確立されていない</li> <li>・今のところ全くの事務局主導型である故、職員の人事 処遇問題などに突っ込んで取り組みづらい。</li> <li>・厚生省の指導にもあるように、会長民間人原則論を検 討する必要がある。</li> <li>・社協会長が町長だと職域を超えてしまうことがあるの で問題だ。かといって民間から会長を出すと行政から の（社協への）助成の問題が絡む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「執行部」としての機 能を高めるため、業務 担当性を敷き、研修体 制を確立する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席者が多い</li> <li>・「住民代表」ということで民生委員がメンバーとなっ ているが、もっといろんな立場の人で構成できない か。 ↓</li> <li>・メンバー構成を住民代表制にしたい（各行政区から推 薦してもらおう等）。学校関係者（小中学校長）がメン バー加わっても良い。とにかく実質的に評議員として の役割・活動を担える人を選べるよう、「選出規定」 を整備する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの地区社協の 代表者で構成する</li> <li>・選出規定の整備</li> <li>・研修体系の確立、情報 提供の充実</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	2. 社協評議員体制 評議員会	社 協	<p>時調整が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑応答が殆ど無く、事務局の報告を聞いて承認するだけの機関になってしまっている。</li> <li>・ 評議員への情報提供は社協ニュース程度。</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員の選出区分を広げ明確化していく必要があるのではないか。（選出規定の整備等）</li> <li>・ 評議員にもう少し社協事業を知っていてもらいたい。しかしまだしっかりとした研修体系は整備されていない。</li> </ul>	

区分	事業・制度・活動名	実施主体及びその現状
V 社協 の 基 盤 整 備	③委員会活動	<p>社協（H6、12月21日現在）</p> <p>a. 広報委員会 b. 調査委員会 c. 生活福祉資金調査委員会 d. 心配ごと相談所運営委員会 e. ボランティア活動センター運営委員会 f. 福祉活動基金管理運営委員会 g. 地域福祉活動計画策定委員会(15名) h. " 専門委員会(18名) i. 総合企画委員会</p> <p>構成員：白寿荘々長、啓愛園々長 社協副会長(2名)、社協理事 社協常務理事、鹿島埠頭 広報委員、住民代表、 ボランティア 計10名</p> <p>目的：他の委員会及び問題別委員会 と連絡調整を図るとともに、 社協活動に関する総合的企画 を行う。</p> <p>・ a～hの構成員、目的については各項参照</p> <p>・ a、eについては、研修及び構成員の見直しにより委員会機能が発揮されてきているが、b、c、d、f、iについては事務局主導型の形式的組織になってしまいがち。</p> <p>・ g、hはH5年12月発足の新規委員会。現在計画策定にむけて、積極的な委員による活発な委員会を展開。</p>

課題・問題点	到達目標
<p>・ 事務局主導型の形式的な委員会にさせないためにも、「アテ職」にならない幅広い分野からの委員選出が必要だ。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>H6年9月30日、全ての委員の任期満了に伴い、各委員構成員の見直しがされたが、この点をかなり考慮した人選だった(らしい)。</p> <p>・ 地域福祉活動計画策定後に、その実施状況の把握、評価、検討を行う機関として、hを母体とした「計画評価検討委員会」を設置する必要がある。</p>	<p>・ 理事会、評議員会の機能を一層高め、さらに各分野の幅広い協働活動を進めるために、その日常的活動である委員会の機能をより強化する。</p> <p>・ 新規委員会として「地域福祉活動計画評価検討委員会」設置。</p>



区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	④基本活動 1. 住民の福祉意識調査	社 協 調査委員会 構成員 社協理事 社協監事 労福協 ボランティア 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年に1度実施している 1回目 昭和61年 3,200 検体 2回目 平成元年 2,860 検体 2回目は対象70歳代を削したため検体が減っている</li> <li>・平成6年11月に実施 (検体 2,066)</li> </ul>
	2. 緊急災害時対策及び支援体制の整備	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、神栖町及び近隣町村において緊急災害時には何の取り決めもない。</li> </ul>
	3. ふれ愛フェスティバル	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3年度「ポラントピア事業」の指定を受け、それまでの「福祉の集い」を拡張して企画された。過去3回実施済み</li> <li>・7月頃より協力Vと話し合い</li> <li>・協力V団体数 15 協力V人数 200名</li> <li>・一般参加者数 約1,000名</li> <li>・予算額 240万</li> <li>・文化センター及び公民館、体育館利用</li> <li>・6年度は8月21日開催。「国際家族年」をテーマに。(5度は「障害者」をテーマにした)</li> <li>・他機関の行事との連動は難しい。</li> </ul>
	4. ふれあいウォークラリー	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のしりつぼみ化</li> <li>・当日の欠席者が多い</li> <li>・参加者52組 協力V 108名</li> <li>・予算 233,935円</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の期間は3年でいいのか、5年ぐらいがいいのでは。</li> <li>・調査の結果をどう住民に知らせめるのか。</li> <li>・調査委員会の役割をどこまでにしたらいいのか</li> <li>・検体はどのくらいが妥当なのか</li> <li>・婦人会の意識調査等、今問題になっている事にスポットをあてていかないといけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追跡調査及び社会調査の体系化。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚・聴覚障害者、一人暮らし老人、昼間独居老人名簿の整備。</li> <li>・安否確認方法、連絡、輸送手段の検討</li> <li>・避難所及び方法の周知徹底</li> <li>・協力ボランティアの確保、登録</li> <li>・近隣町村社協との支援体制検討</li> <li>・定期的な緊急災害対策の研究会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常総地区社協災害対策連絡会の設置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本コンセプトをどうするか。それに伴う対象者層のターゲットをどこに絞るか。</li> <li>・240万の予算を取るだけ意味があるのか。</li> <li>・ボランティアは、違う要素のものを望んでいる？→シンポジウムや交流会等ならの別機会(ex. ボランティア集会)を活用してもよい。</li> <li>・ウォークラリーとドッキングさせて一つの事業にしてしまい、社協職員の負担を軽減させたほうがいい。</li> <li>・WRは他機関でも実施</li> <li>・VのためのWRなのか、参加者の為のWRなのか。</li> <li>・もっと企画運営をVに任せてしまってもよいのではないか。</li> <li>・この事業がなぜ企画されたのか、一度原点に戻る必要あり。その上で事業全体の見直しを。何も「ラリー」だけが企画ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっと参加者、V等を中心に企画、運営する実行委員会にもっと権限と責任を与える。</li> <li>・他の社協イベントと併せ「社協V啓発事業集大成」として</li> <li>・ふれ愛フェスとのドッキングへ。もし継続させるのなら全てボラ(高校生)に企画運営させしめて社協は事業費助成のみにする。</li> </ul>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	④基本活動 4. ふれあい ウォークラリー		<ul style="list-style-type: none"> <li>・神之池一周10時から14時</li> <li>・6年度で第9回を迎えるが、もともとは神栖町に居住するニューファミリーをターゲットに企画された。テーマは「家族でボランティア」</li> <li>・内容の細かいアイデアはほとんどボランティア（特に高校生、OB・OGボラ）に任せている。</li> </ul>
	⑤財源の確保 1. 社協会費	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会費徴収（一般・特別）を各行政区長（37名）に依頼 一般会費5年度実績 7,039,000 特別会費5年度実績 495,000 会員加入率 約61% （加入率＝加入した世帯÷行政区に入っている世帯）</li> <li>・法人会費はダイレクトメールにより直接依頼 法人会費5年度実績 3,240,000（約100社）</li> <li>・区費や日赤社資、共同募金など、行政区が集金作業に費やすエネルギーははかり知れない。</li> <li>・希望する行政区には、会費徴収に伴う「社協の説明会」を職員が公民館等に出向いて行っている。6年度は6行政区に出向（新港2回、東町、息栖、立 知手浜、木崎）</li> </ul>
	2. 善意銀行	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定預託 31件 3,295,746円</li> <li>・無指定預託 75件 1,101,426円</li> <li>・物品預託 56件</li> </ul>

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の業務との兼ね合いで担当者が事業に集中することが難しい。いっそのことふれ愛フェスティバルの1セッションとして組み込んでしまえ！</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会員が少ないため議員、区長、民生委員、行政役職員等積極的にPRしていく必要アリ。</li> <li>・法人会員へのサービス（たんぼぼの送付等）を漏れなく実施しなければいけない。</li> <li>・行政区に加入している世帯だけでなく、行政区のエリアに含まれる全ての世帯を対象にしないと本来の加入率が出ない。</li> <li>・会員世帯とそうでない世帯とでサービスの差別化（貸事業等で）をしてはどうか。</li> <li>・「会費」ではなく「寄附」なんだという感覚でいる住民が多い。社協会員としての自覚をどういう風に育ていけるかが課題である。</li> <li>・会費徴収に合わせて「社協説明会」を、全ての行政区で行えれば、住民の意識も変わっていくのではないだろうか。</li> <li>・個別訪問による徴収には限界がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全町民に社協会員になる事の意味、社協の在り方を理解してもらい100%の加入率をめざす</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PRを強化する（他社協では「香典返し」によって積極的にやっている）</li> <li>・他社協の情報収集をもう少ししてみる必要がある。</li> </ul>	

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	⑤財源の確保 2. 善意銀行	社 協	・年間400~500万の寄附金。殆どが「福祉活動基金」積立事業へ
	3. 共同募金運動 (A、B募金 10月より)	社 協	・募金活動は地区婦人会、行政区、社宅自治会等に以来 ・目標額 4,189,300円 達成額 4,254,142円 達成率 102%  ・募金業務が婦人会参加のネットワークになっている。 (参)婦人会の消滅した行政区：亀の甲、浜松、息柗原、居切、平泉、郷川、泉町
	4. 歳末助け合い運動 (C募金 12月より)	各 行政区	・運動は住民の自発的な助け合いとして在宅の被保護世帯、独居老人、重度心身障害児(者)、母子家庭等に対し各行政区の区長及び役員、民生委員が相談し区で得た寄付金を配分する  実施行政区数 28 平均配分単価 3,000円  食品等もある
	5. 福祉活動基金積立事業	社 協	・平成6年3月31日現在積立額 73,100,000円 (神栖町より15,100,000円)  ・無指定の寄附金を積み立てている。企業などへの高額寄附依頼は特にしていない。  (参)神栖町地域福祉基金 初年度 101,000,00 最終的には 500,000,00 めざす

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「募金」そのものの考え方の見直しをすべき時期にきている。戸別訪問型の募金は思い切って廃止し、学校募金、職域募金、街頭募金を積極的に実施する方向へ切り替えてみてはどうか。</li> <li>・PRを強化する</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業の為に地区ごとに寄付金を募っている区はほとんど無く、自質的には区の予算を削って配分しているため、住民のこの事業に対する理解は低い</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標額1億円で足りるのか</li> <li>・民間財源をどう導入していくのか。企業が鹿島開発時に「地域対策」の為に対応していた“金”に対するアレルギーがある。地域エゴ丸出しの町民にも責任アリ。従って、必要か必要でないかの判断よりも先に「横並び意識」が働き、ベクトルが下向きになってしまう。</li> <li>・企業の社会貢献の考え方を普及させる必要がある。</li> <li>・ボランティア(サークル)活動への助成を見直す時期にきている(現在は純福祉系以外のサークルにも助成している)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも300万円程度の果実を確保する</li> </ul>

社会福祉協

Table with 4 columns for fiscal years (昭和61年度 to 昭和63年度) and rows for various financial and activity items like '社会福祉法人化', '一般会計決算額', 'ボランティア集會', etc.

議 会 年 表

Table with 4 columns for fiscal years (平成元年度 to 平成4年度) and rows for various financial and activity items like '平成元年度', '一般会計決算額', 'ボランティア集會', etc.

社会福祉

Table with columns for years (昭和61, 62, 63) and rows for various social welfare activities, budgets, and events.

協議会年表

Table with columns for years (平成元, 2, 3, 4) and rows for various association activities, budgets, and events.



社 協 業

務 一 覧 表

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 一般会計決算 特別会計決算 3本 業務会計監査 役員会 評議員会 自動販売機収益 配分会議 行政委員連絡協議会 業務説明 鹿ブロック社協職員合 同研修会理事会 ボランティア集会 鹿島郡社協理事 ・幹事会 地域福祉活動計画 策定委員会 やさしいまちづくり 会議 活動計画策定専門 委員会 2回	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 県社協職員連絡 協議会理事会 郡社協総会 町村福祉事業 従事者現地研修 障害児遠足 広報委員会 5回 調査委員会 心配ごと相談所 運営委員会 ボラ活動センター 運営委員会 総合企画委員会 福祉活動計画 策定委員会 鹿行社協職員の会 理事会 福祉活動基金 管理運営委員会 独居老人遠足 活動計画策定 専門委員会 2回 生活福祉資金 調査委員会	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 鹿行職員会の会監査 鹿行職員会の会総会 福祉活動計画 策定委員会 鹿行町村社協 担当者会議 地域福祉活動指導員養成課程 スクーリング ボランティア 協力校校長会議 ボランティア協力校 担当教師会議 市町村社協 事務局長会総会 障害児野外研修 市町村ボランティ ア担当者会議 活動計画策定 専門委員会 2回	心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 市町村社協新任 職員研修 夏の子ども自然教室 打ち合せ 4回 夏の子ども自然教室 現地視察 ふれ愛フェスティ バル打ち合せ 3回 やさしいまちづく り会議 2回 夏の子ども自然教室 事前講習 夏の子ども自然教室 父兄説明会 夏の子ども自然教室 全国ボラントピア 事業推進会議 関東ブロック社協 職員合同研修会 鹿行社協職員の会 研修会 福祉活動計画 策定委員会 活動計画策定 専門委員会 敬老会名簿整理	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 ことば合同連絡会議 点字講座 手話講座 2回 リーディング講座 福祉活動計画 策定委員会 広報委員会 5回 敬老会打ち合せ 2回 障害児夏季合宿 ふれ愛フェスティ バル打ち合せ ふれ愛フェスティ バル 鹿行福祉講座 共同募金担当者会議 鹿行事務局長会議 銚田ブロックボラン ティア活動推進会議 活動計画策定 専門委員会 2回 ボラ活動センター 運営委員会 障害者施設納涼会	心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 夏の子ども自然教室 思い出会 福祉活動計画 策定委員会 敬老会打ち合せ 2回 敬老会 市町村社協事務 局長セミナー 県ボランティア 振興大会 理事会 共同募金説明会 福祉団体長連絡会議 活動計画策定 専門委員会 2回 社協職員の集い

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 敬老会 活動計画策定 専門委員会 2回 市町村社協新任 職員研修 ボランティア協力校 担当教師会議 チャリティーゴルフ 心配ごとケース処 理研究協議会 県身体障害者 スポーツ大会 心配ごと相談所 運営委員会 デイサービス 指導員研修 障害者施設運動会 鹿行福祉大会 県福祉大会 市町村社協 中堅職員研修 福祉活動基金 管理運営委員会 地域福祉活動 指導員研修 全国ボランティア フェスティバル 歳末助け合い運動 説明会 2回 共同募金運動実施 高齢者国際 シンポジウム 全国小規模福祉作業 所スタッフ研修会 やさしいまち づくり会議	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 敬老会反省会 活動計画策定 専門委員会 2回 郡身体障害者 スポーツ大会 鹿行社協職員の会 ボラ活動センター 運営委員会 市町村社協職員 経理研修会 歳末援護品支給 交通遺児調査 地域福祉推進 全国セミナー 会食型給食サービス いばらき福祉推進 セミナー 福祉活動計画 策定委員会 調査委員会	心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 鹿行社協職員の会 役員会 活動計画策定 専門委員会 2回 施設入所児 お年玉支給 交通遺児お年玉支給 老人施設 クリスマス祝支給 障害者施設 クリスマス祝支給 老人施設 クリスマス会 歳末助け合い 運動実施 歳末援護品支給 心配ごと相談員 研究協議会 会食型給食サービス	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 市町村ボランティ ア担当者会議 活動計画策定 専門委員会 2回 市町村事務局長 研修会 生活福祉資金 担当者会議 在宅推進事業研修会 福祉活動計画 策定委員会 心配ごと相談所 運営委員会 会食型給食サービス 生活福祉資金 調査委員会	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 ボランティア 入門講座 3回 活動計画策定 専門委員会 2回 広報委員会 5回 全国ボランティア 研究集会 市町村社協役員 研修会 全国ホームヘルプサ ービス運営セミナー 在宅介護者の集い 会食型給食サービス 心配ごと相談員 研究協議会 やさしいまちづくり 合同視察研修 ふれあいウォークラ ー 拾袋1回 やさしいまち づくり会議 全国社会福祉 推進セミナー 全国社会福祉 情報セミナー 地域福祉活動計画・ ふれまち事業 推進研究会 市町村社協 役員研修会 銚田ブロックボラ ンティア研究集会 福祉団体長連絡会議 総合企画委員会	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 ボランティア 入門講座 3回 活動計画策定 専門委員会 2回 ボランティア協力 校担当教師会議 ボラ活動センター 運営委員会 理事会 評議員会 企業向け福祉講座 労働者福祉協議会 との懇談会 市町村事務局長 会議 早期療育懇談会 コンピューター 経理研修会 ふれあいウォークラ ー 拾袋3回 ふれあいウォークラ ー 難 町高齢者サービ ス 調整会議 福祉活動計画 策定委員会

福祉団体

協力業務

団体名 月	4月	5月	6月	7月	8月
老人クラブ 連合会	町理事会 町監査 町評議員会 決算 単位老ク野外 研修 5クラブ	ゲートボール予選 春期ゲートボール 大会 釣り大会 単位老ク野外研修 1クラブ 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告	リーグ (5~6月) 輪投げ大会 鹿行老ク連総会 ・先進地視察 町老ク連視察研修 2泊3日 郡市町村老ク担当者会議 市町村老ク連会長会議 単位老ク野外研修 4クラブ 町補助金申請 町前年度報告書提出 生きがい対策事業 助成申請・実績報告	囲碁・将棋・ 連珠大会 郡囲碁将棋大会 町理事会 県女性単位老ク 会長連絡会議 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告	町評議員会 単位老ク野外 研修 1クラブ
身体障害者 福祉協議会	町役員会 町監査 郡理事会 決算	町総会 県総会	ふれ愛ポーリング大会 郡総会 清掃活動・ハバキュー大会 町役員会 料理教室 鹿行評議員会 町補助金申請 町前年度報告書提出	ゲートボール教室 2回 鹿行理事会 鹿行視察研修 県障害者水の集い	町役員会 ふれ愛フェス ティバル
母子福祉会	県評議員会 町監査 決算	町役員会 町総会 町役員会 郡研修会 県総会 郡総会	町役員会 町補助金申請 町前年度報告書提出	料理教室 町役員会	親子遠足 町役員会 県親劇会 県母子福祉大会 町役員会 ふれ愛フェス
遺族会	郡役員会 郡総会 町婦人部総会 町監査 町評議員会 県婦人部総会 県青壮年部総会 決算	町総会	県婦人部長 青壮年部長会議 県担当者会議 町補助金申請 町前年度報告書提出 みたままつり	県婦人部長 県外研修	町評議員会 全国戦没者 追悼式 町青壮年部総会
軍恩連盟	県理事会 県総会 郡総会 決算	町理事会 町監査 町総会 県理事会 県婦人部長会議 関東甲信越会議	郡指導者研修会 郡研修旅行 県役員会	町役員会 町研修旅行	陳情請願
傷痍軍人会	町傷痍軍人・妻 の役員会 決算	町傷監査 町傷・妻の会 評議員会 県傷総会	自民党県連支部総会	郡傷総会	日傷夏の陣 (国会運動)
軍人軍属恩給 欠格者連盟	決算		町補助金申請 町前年度報告書提出		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	社会奉仕の日 芸能発表・作品展 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告 単位老ク野外研修 3クラブ ゲートボール大会 ゲートボール大会	歩け歩け大会 県老人クラブ大会 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告 県老ク連ゲート ボール大会 単位老ク野外研修 1クラブ	単位老ク視察研修 町理事会 町福祉関係 団体長会議 単位老ク野外研修 3クラブ	町評議員会 老クリーダー 地方研修会 老ク女性リーダー 研修会		町理事会 町評議員会	花一ぱい運動 ゲートボール 監督会議 ふれあい ウォークラリー 生きがい対策事 業助成申請 生きがい対策事 業実績報告
	清掃活動 郡理事会 町補助金要望書	県スポーツ大会 町青年部研修 町役員会	郡スポーツ大会 町役員会 町宿泊研修 県山の集い・ 銀輪の集い	郡障害者の日 記念集会 町役員会 ふれ愛ポーリング 大会 郡理事会 訪問見舞い	身障者のど 自慢大会 県役員研修	町役員会 近隣町村 交流会	町日帰り研修
	ガン制圧全国大会 町補助金要望書	町役員会 郡若年母子 リーダー研修会	県研修旅行	生花教室 町役員会	町役員会 郡新年会 町新年会 町役員会	町村会長 研修会 郡役員会 春の遠足	町役員会 2回 新入学児童を 励ます会 新入学児童 祝品配布
	県戦没者追悼式 町戦没者追悼式 喜寿記念品配布 町補助金要望書	鹿行役員会 県婦人部 感謝の集い	町研修旅行 茨城の塔慰霊祭	県戦没者遺族大会 町評議員会	県会長・婦人 ・青壮年部長 会議 鹿行婦人部・ 青壮年部長 会議	町日帰り研修	鹿行会長・婦人・ 青壮年部長会議
	町戦没者追悼式 県護国神社慰霊祭 県会長・理事 合同会議	全国大会 町役員連絡員会議	県理事会	恩政連総会 特別陳情 県理事会 町忘年会	県役員会 町役員会	町理事会 自民党 県連総会	
	町戦没者追悼式	県傷研修会	日傷全国大会 及び研修	短期温泉療養と 研修 日傷冬の陣	県傷・妻の会 新年会 戦傷病者乗車券 引替証交付申請	国会陳情	
	町補助金要望書						



地域別要援

行政区	民生委員	世帯数	人口	高齢化率	一世帯 当り構 成人数	65歳以上人数			独居老人				
						男	女	合計	65才~74才		75才以上		合計
									男	女	男	女	
A地区	横瀬 田谷和子	192	773	11.77	4.0	43	48	91			2	2	2
	横瀬 丸山三郎・大坂森二												0
	横瀬 小川万代・高橋廣明	121	446	8.97	3.6	9	21	40					0
	知手 鈴木陽一・早野克巳	2,457	6,214	5.68	2.5	158	195	353	3	3	2	2	5
	知手 田谷正美・鈴木利男								5	5	4	4	9
	知手 角田元衛・田谷邦雄	467	1,394	9.11	2.9	53	74	127	2	5	7	1	8
	奥野 飯田敏雄	312	1,012	9.88	3.2	42	58	100	1	1	2	2	3
B地区	日川 人見謙一郎・加藤和夫	707	2,362	11.26	3.3	105	161	266	1	1	2	2	3
	奥野 保立文雄・栗林甲	267	942	10.62	3.5	38	62	100	1	2	3	2	5
	知手 山本ヨシ・田谷美佐子	401	1,321	8.63	3.2	47	67	114	1	1	1	1	2
	柳堀 竹蓋昭夫	172	612	7.52	3.5	16	30	46					0
	萩原 野口千秋	132	575	17.04	4.3	41	57	98	2	2	2	2	6
	芝崎 染谷幸子	89	298	20.81	3.3	25	37	62	2	2	2	2	4
	石神 阿部保勝	104	441	17.69	4.2	34	44	78	1	2	3	1	4
C地区	田畑 高橋 隆	72	245	10.61	3.4	9	17	26					0
	溝口 沼田千里	289	1,066	10.98	3.6	46	71	117	2	2	2	3	7
	一貫 柳堀セツ	246	738	7.45	3.0	22	33	55	1	2	3		3
	高浜 新谷芳子	251	907	13.01	3.6	45	73	118	1	1	4	4	5
	木崎 大槻とく子	263	710	8.45	2.6	33	27	60	1	1	1	1	2
	亀の甲 田	68	235	8.94	3.4	8	13	21					0
	D地区	大野 山田・坂本・宮本・藤城	1,331	4,276	4.91	3.2	55	155	210	1	1	1	3
松津 津島てる・石井芳子		1,468	3,973	5.36	2.7	90	123	213	2	4	6	1	10
新港 小森雅雄・小森一・石川・訓川									2	2	1	7	10
息栖 糸川トヨ・松沢富雄		355	832	8.89	2.3	34	40	74	1	1	2	2	3
E地区	息栖 萬代日佐子	279	1,260	13.25	4.5	69	98	167	1	1	1	2	4
	居切 大槻まよ枝・大竹かよ子	335	1,051	10.94	3.1	52	63	115	4	3	7	4	11
	深芝 池田五郎・野口俊樹	529	1,517	10.15	2.9	57	97	154	2	1	3	1	4
	平泉 飯塚隆一・池田悦子	695	1,997	8.11	2.9	64	98	162	1	1	2	1	5
	下幡 吉川初枝・横田幸子	285	1,104	13.86	3.9	61	92	153	1	1	2	1	4
	鱈川 49	179	13.97	3.7	6	19	25	1	1	1	1	2	
	筒井 大塚 孝	304	976	9.22	3.2	37	53	90			1	2	3
	立野 前島信代	344	834	11.51	2.4	33	63	96	1	4	5	1	7
	賀 沼田一夫	200	808	16.46	4.0	59	74	133	1	1	2	1	4
神泉	野口 力・阿部咲恵	1,221	3,293	5.01	2.7	67	98	165	1	1	1	1	2
	真砂日支紀										2	2	2
37行政区		14,125	42,847	8.47	3.03	1,493	2,137	3,630	20	49	69	17	145

護者一覽表

寝たきり老人	痴呆性老人			身体障害者 手帳保持者	療育手帳 保持者	交通遺児	母子・父子等世帯			0才児						
	65才~74才		合計				65才~74才		75才以上		合計	母	父	親無計	男	女計
	男	女計					男	女計	男	女計						
				9	3	12			4	2	0	6	10	3	13	
				1	0	1										
				4	1	5			2	0	2					
	1	1	2	2	4	5			7	3	1	11	39	32	71	
				25	23	48			3	2	5					
				16	14	30			22	20	42					
1	1	2	2	13	6	19			1	2	3					
				5	3	8			1	0	1					
				4	3	7			1	0	1					
1	1	2	2	24	24	48			1	1	2					
				7	4	11			0	1	1					
				14	16	30			2	2	4					
				0	0	0										
				8	7	15										
				2	3	5										
				10	4	14			0	1	1					
				4	2	6										
				7	13	20			2	0	2					
				1	0	1										
2	2	1	1	13	5	18			1	0	1					
				12	6	18			2	1	3					
				0	1	1										
1	1	1	1	8	7	15			0	1	1					
				6	7	13			1	0	1					
				37	16	53			5	2	7					
				9	12	21			1	0	1					
				10	11	21			1	0	1					
				11	7	18			1	1	2					
1	1	2	4	17	18	35			1	0	1					
				21	13	34			4	3	7					
1	1	1	1	24	12	36			1	0	1					
				0	1	1			1	0	1					
				7	8	15										
				16	16	32			0	1	1					
				5	5	10										
1	1	2	2	17	8	25			0	1	1					
				12	8	20			2	1	3					
				6	4	10			21	25	46					
6	4	10	21	386	293	679			56	39	95					
				1	1	2			2	5	7					
				9	7	16			9	9	18					
				7	4	11			7	4	11					
				490	143	27			660	27	660					
				27	4	53			27	4	53					

## 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目的)

第1条 高齢化社会の進展に伴い、福祉ニーズの多様化、複雑化により地域福祉、在宅福祉の問題が大きくクローズアップされており、これらの総合的推進にあたっては、行政施策と同時に、住民や民間団体の活動が不可欠であり、その推進の中核機関である社会福祉協議会の役割は益々大きくなっており、社会福祉協議会としてはその活動、事業、組織等を大きく発展させていく必要に迫られている。

そのために、今後社協の果たす役割を明確にすると共に、長期的視野による、重点事業、基盤整備、事務局体制等を中心とする具体的な地域福祉活動計画を策定し、住民主体の原則を基本に住民と共に、住民の立場にたった地域福祉の実現に向けて積極的な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

※重点施策

- (1) 福祉コミュニティの形成
- (2) 地域に根ざした福祉施設の整備
- (3) 福祉マンパワーの養成と確保
- (4) 在宅福祉の充実
- (5) 相談事業窓口の総合化
- (6) 地域福祉サービスの充実強化
- (7) 社協事務局体制の整備充実

(委員会の設置)

第2条 前条の目的達成のため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(委員会の職務)

第3条 策定委員会は、今後予想される当町の福祉ニーズを明確化し、住民主体の、公私協働による福祉課題の解決及び行政への提言を含め、総合的な福祉計画を確立することを、その職務とする。

(組 織)

第4条 策定委員会は、15名以内の委員を以て構成し会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員会)

第7条 必要あるときは、策定委員会に専門委員会をおくことができる。

(出席要請)

第8条 策定委員会及び専門委員会は、審議に必要あるときは、関係者に出席を要請することができる。

(その他)

第9条 その他、委員会の運営については委員長が策定委員会にはかりこれを定める。

付 則

この要項第5条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は平成8年3月31日までとする。

この要項は、平成5年12月13日から施行する。

## 神栖町地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	
2	鈴木陽一	民生委員連絡協議会(総務)	副委員長
3	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	委員長
4	下谷正司	精神薄弱者更生援護施設啓愛園(園長)	
5	宮本新一郎	神栖町ボランティア連絡協議会(会長)	
6	小池みち子	いばらき3-7°くらしの助け合いの会(代表)	
7	佐藤健志	日本合成ゴム 鹿島工場(事務課長)	
8	小川哲夫	クラレ鹿島工場(総務部副長)	
9	大曾根政幸	鹿島埠頭(総務課長兼企画課長)	
10	向山耶幸	公募	
11	星あつ子	公募	
12	高橋寿	鉾田地方福祉事務所(主査)	
13	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	前・飛田和広(~H6.3.31)
14	荒井宏了	神栖町民生部(福祉課長)	
15	植草紀明	神栖町社会福祉協議会(常務理事兼事務局長)	

## 神栖町地域福祉活動計画策定専門委員名簿

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	
2	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	
3	小池みち子	いばらきコープ 暮らしの助け合いの会(代表)	
4	石橋秀樹	波崎済生病院(事務次長)	
5	田向敏郎	鹿行地域労働者福祉協議会(事務局長)	
6	大野明美	白十字総合病院訪問看護ステーション	
7	梶山正子	公募	
8	細田成子	公募	
9	斎藤恵美	公募	
10	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	
11	森政通	神栖町民生部(福祉課長補佐)	
12	山田きよみ	神栖町福祉センター(主幹)	
13	松沢光枝	神栖町保健センター(保健婦)	
14	滋野正壽	神栖町社会福祉協議会(事務局次長)	座長
15	橋田勝	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	コーディネーター
16	長島康浩	流通経済大学(大学院生)	H6.12.2～ 調査担当
17	丸野和美	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	H6.12.15～ 編集担当
18	内海潤子	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	H6.12.15～ 編集担当
19	川西久子	ボランティア	H7.1.9～ 挿絵担当
20	阪口和弘	ボランティア	H7.1.9～ 挿絵担当

## 専門委員会各部会別名簿

### 高齢者福祉部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	座長
2	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	
3	石橋秀樹	波崎済生病院(事務次長)	
4	田向敏郎	鹿行地域労働者福祉協議会(事務局長)	
5	細田成子	公募	
6	斎藤恵美	公募	
7	橋田勝	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	
8	野口真吾	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	

## 障害者福祉部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	梶山正子	公募	
2	森政通	神栖町民生部(福祉課長補佐)	
3	山田きよみ	神栖町福祉センター(主幹)	
4	滋野正壽	神栖町社会福祉協議会(事務局次長)	座長
5	横田美都子	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	
6	大川雅美	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	

## 児童・母子・父子福祉、ボランティア活動部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	座長
2	小池みち子	いばらきユア'くらしの助け合いの会(代表)	
3	大野明美	白十字総合病院訪問看護ステーション	
4	松沢光枝	神栖町保健センター(保健婦)	
5	荒井真由美	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	
6	明角晶子	神栖町社会福祉協議会(専任職員)	
7	相良光浩	神栖町社会福祉協議会(ボランティアコーディネーター)	
8	馬場信江	神栖町社会福祉協議会(専任職員)	

## 原稿起草・編集・調査部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	原稿起草
2	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	原稿起草
3	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	原稿起草
4	滋野正壽	神栖町社会福祉協議会(事務局次長)	原稿起草
5	橘田勝	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	原稿起草
6	野口真吾	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	原稿起草
7	相良光浩	神栖町社会福祉協議会(ボランティアコーディネーター)	原稿起草
8	丸野和美	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	編集担当
9	内海潤子	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	編集担当
10	長島康浩	流通経済大学(大学院生)	調査担当
11	川西久子	ボランティア	挿絵担当
12	阪口和弘	ボランティア	挿絵担当

## 神栖町地域福祉活動計画策定経過

### 1. 策定委員会

回数	期 日	内 容	参加者数
第1回	平成5年12月20日(月) 午後2時	地域と福祉について	15名
第2回	平成6年1月24日(月) 午後2時	社会福祉協議会のあゆみ 計画策定タイムスケジュール	17名
第3回	平成6年2月17日(木) 午後1時	計画の柱立て、地域別社会資源と要援護者、 行政・民間の役割分担、地域福祉活動計画と 行政計画の関係、行政施策の現状、 住民の福祉意識調査について	14名
第4回	平成6年3月22日(火) 午後2時	神栖社協のあゆみ、社協事業について 福祉団体事業について	14名
第5回	平成6年6月23日(木) 午後2時	高齢者・障害者・児童生徒・母子父子福祉・ ボランティア事業の現状、課題、到達目標	15名
第6回	平成6年12月20日(火) 午後2時	福祉エリア・地域ケアシステム、 事業型社協への転換について	13名
第7回	平成7年3月14日(火) 午後2時	計画書の検討・校正	10名
第8回	平成7年3月16日(木) 午後2時	最終検討	15名

### 2. 専門委員会

回数	期 日	内 容	参加者数
第1回	平成6年1月24日(月) 午後6時	地域と福祉について、 社会福祉協議会のあゆみ	17名
第2回	平成6年2月17日(木) 午後6時	計画策定タイムスケジュール、計画の柱立て 地域別社会資源と要援護者、 住民の福祉意識調査について、 行政施策の現状、行政・民間の役割分担、 地域福祉活動計画と行政計画の関係	14名
第3回	平成6年3月22日(火) 午後6時	神栖社協のあゆみ、社協事業について 福祉団体事業について、委員役割分担	15名

回数	期 日	内 容	参加者数
第4回	平成6年4月28日(木) 午後6時	社協事業及び行政福祉施策の現状	19名
第5回	平成6年6月10日(金) 午後6時	社協一般事業の現状・課題・到達目標、 高齢者・障害者・児童生徒・母子父子福祉 ・ボランティア事業の現状、課題、到達目標	19名
第6回	平成6年6月23日(木) 午後5時30分	前回の課題整理、神栖町における地域分け	18名
第7回	平成6年7月11日(月) 午後6時	前回の課題整理、実施計画のイメージ、 「プラン21」との整合性について	20名
第8回	平成6年9月19日(月) 午後5時30分	地域福祉問題研究全国集会分科会参加報告 地域ケアシステム	14名
第9回	平成6年10月20日(月) 午後5時30分	地域ケアシステム、神栖町における地域分け 計画策定スケジュールの変更	14名
第10回	平成6年11月11日(金) 午後5時30分	ボランティア事業の検討、計画の柱立て、 事業型社協への転換、住民の福祉意識調査、 優良社協の視察について	15名
第11回	平成6年11月30日(水) 午後5時30分	事務局体制の整備、住民の福祉意識調査、 地域ケアシステム、計画書の配布範囲について	14名
第12回	平成6年12月15日(木) 午後5時30分	計画書の草案検討、福祉意識調査の単純集計 地域ケアシステム、以後のタイムスケジュール	15名
第13回	平成7年1月12日(木) 午後5時30分	計画書の草案検討	16名
第14回	平成7年2月16日(木) 午後5時30分	計画書編集、意識調査分析	15名
第15回	平成7年3月10日(金) 午後5時30分	計画書編集	16名
第16回	平成7年3月14日(火) 午後5時30分	計画書校正	15名
第17回	平成7年3月14日(火) 午後5時30分	最終検討	19名



### 3. 部 会

部 会 名	期 日	内 容
高齢者福祉部会	平成6年4月28日(木)	高齢者福祉事業の現状・課題・到達目標
	〃 5月12日(木)	
	〃 5月26日(木)	
障害者福祉部会	平成6年4月28日(木)	障害者福祉事業の現状・課題・到達目標
	〃 5月25日(水)	
児童生徒・母子父子 ボランティア部会	平成6年4月28日(木)	児童福祉
	〃 5月19日(木)	母子父子福祉の現状・課題・到達目標
	〃 5月27日(金)	ボランティア
	〃 6月7日(火)	
調 査 部 会	平成6年11月21日(月)	調査内容検討
	〃 11月24日(木)	調査の手法、集計方法の検討
	〃 11月25日(金)	調査票印刷
	〃 11月29日(火)	調査票発送
	〃 12月8日(火)	～
	〃 12月25日(日)	調査票コーディングシート記入・入力
	平成7年1月17日(火)	クロス集計
	〃 1月18日(水)	グラフ作成
	〃 1月30日(月)	グラフ作成
	〃 1月30日(月)	集計結果分析
〃 2月16日(木)	調査報告書作成	
〃 3月2日(木)	調査報告書作成	
〃 3月16日(木)	調査報告書作成	
起 草 部 会	平成6年11月12日(土)	計画書検討・草案作成
	〃 11月19日(土)	
	〃 11月23日(水)	
	〃 11月26日(土)	
	〃 12月3日(土)	
	〃 12月10日(土)	
	〃 12月17日(土)	
	〃 12月18日(日)	
	〃 12月23日(金)	
	〃 12月25日(日)	
平成7年1月9日(月)		
〃 1月10日(火)		
〃 1月11日(水)		
編 集 部 会	平成7年1月12日(木)	計画書の編集
	〃 1月20日(金)	
	〃 1月23日(月)	
	〃 1月24日(火)	
	〃 1月27日(金)	
	〃 1月30日(月)	
	〃 2月16日(木)	
	〃 3月2日(木)	
〃 3月16日(木)		

#### 4. 視察研修

回数	期 日	場 所	内 容
第1回	平成6年1月26日(水)	越谷市社協視察	活動拠点
第2回	平成6年2月23日(水) ～25日(金)	今治市・吹田市社協視察	ふれまち、計画策定 (県社協合同)
第3回	平成6年7月7日(木) ～8日(金)	関東ブロック合同研究会(埼玉)	地域福祉活動計画 策定分科会
第4回	平成6年8月27日(土) ～28日(日)	地域福祉問題研究全国集会  (会場：明治学院大学)  ～各分科会に参加～	地域福祉施策の動向 ホームヘルプサービスのあり方を問う 住民主体のネットワークのあり方 地域に生きる子ども達と保育所、児童館 高齢者が安心して暮らせる条件とは 保健・医療の政策動向と在宅福祉 専門家・住民の協働によるまちづくり 保健・医療・福祉の動向と公的責任 これからの地域福祉計画にどう取り組むか
第5回	平成6年9月7日(水) ～9日(金)	千歳市、旭川市、北海道社協視察	ふれまち、計画策定 (県社協合同)
第6回	平成6年11月9日(水)	社協活動全国研究集会(東京)	ふれまち、事業型社協
第7回	平成7年1月24日(木)	山梨県富士吉田市社協視察  (専門委員、社協役員、総合企画委員合同)	活動拠点、ふれまち 事業型社協
第8回	平成7年1月25日(金)	板橋区社協視察	事業型社協 (県社協合同)

# 神栖町民福祉意識調査

平成6年11月

## 調査のお願い

神栖町社会福祉協議会では、町民の皆さんの『誰もが安心して暮らせる豊かな福祉のまちづくり』を進めていくため、昨年から3カ年で地域福祉活動計画を策定しています。

このため、日頃皆さんが社会福祉について考え、感じていることをお聞かせ頂き計画作りの参考にさせて頂くことを目的とした神栖町民福祉意識調査を実施致します。

この調査では、神栖町にお住まいの20歳以上70歳未満の方を対象に、住民基本台帳から無作為に2066名を選ばせて頂きました。

調査票は無記名でご返送して頂き、内容は統計処理にのみ使用致しますので、お名前や内容が他に漏れることなど、ご迷惑をおかけすることはありません。

また、この調査は、個人を対象としていますので、あなたご自身のお考えをご記入下さるようお願い致します。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解頂きご協力賜りますようお願い致します。

尚、調査票をご記入頂きましたら、同封の返信用封筒で12月8日（木）までにご返送下さい。

## 《ご記入に当たってのお願い》

1. 必ず封筒の宛名のご本人がお答え下さい。
2. 大部分の質問は、用意した答えの中からあてはまるものを選んで頂く形式になっていますので、あなたの考えにもっとも近いものを選んで番号を○印で囲んで下さい。
3. ○印は、質問によって2つ以上の場合もあります。指示にご注意下さい。
4. 回答で「その他」に○印をつけた場合には（ ）にできるだけ具体的に内容をお書き下さい。

社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会

この調査についてのお問合せは下記にお願い致します。

神栖町社会福祉協議会事務局      93-0294

1. あなたご自身のことについておうかがいします。

〈問1〉あなたの性別は。(○印は1つだけ) 1. 男 2. 女

〈問2〉あなたの年齢(満年齢)は。(○印は1つだけ)

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代

〈問3〉あなたのお住まいの行政区はどこですか。(○印は1つだけ)

- 1.横瀬 2.日川 3.一貫野 4.萩原 5.田畑・亀の甲  
 6.石神 7.高浜 8.知手浜 9.芝崎 10.知手浜東団地・日川浜  
 11.知手 12.柳堀 13.奥野谷 14.奥野谷浜 15.知手団地仲町  
 16.溝口 17.木崎 18.息栖原 19.新港 20.知手団地東町  
 21.浜松 22.息栖 23.大野原 24.賀 25.居切・鱈川  
 26.立野 27.筒井 28.下幡木 29.泉町 30.平泉  
 31.深芝 32.神栖 33.横瀬団地(池向・旧深芝浜)

〈問4〉神栖町にお住まいになって何年になりますか。(○印は1つだけ)

1. 2年以内 2. 3～5年 3. 6～10年  
 4. 11～20年 5. 21～30年 6. 31年以上

〈問5〉あなたの家族についておうかがいします。(○印はいくつでも)

1. ひとりぐらし  
 2. 夫婦のみ  
 3. 親と子(未成年の子どもがいる)  
 4. 親と子(成人した子どもがいる)  
 5. 三世代(親と子どもと孫)  
 6. その他(具体的に; )

〈問6〉あなたの職業は何ですか。

自営業	1.農林漁業………植木職・造園業も含みます 2.商工サービス………従業員9人以下の会社、商店等の経営者、個人営業者 3.その他………開業医、芸術家、宗教家、著述業、茶華指導家 弁護士事務所、会計士など
-----	---

家族従業	4. 家族従業者……………農家や個人商店などで家族経営を手伝っている方
企業経営	5. 企業経営者……………従業員10名以上の会社や団体の経営者
勤め人	6. 管理職 …………… 官庁・会社の課長職以上で勤めている方 7. 専門職 …………… 研究者、弁護士、医師、福祉関係者、教員 8. 技術職 …………… エンジニア、科学技術者、看護婦、医療技術者 9. 事務職 …………… 事務系の会社員、公務員などの方 10. 販売職 …………… 小売店、販売店に勤めている方、外交員 11. 技能・労務……………運転手、技能士、生産工程従事者、建設従事者 12. サービス職……………守衛、理容師、調理師、家政婦などの方
無	13. 専業主婦 …………… なんの職も持たない主婦 14. 主婦 …………… パートや内職をしている主婦 15. 学生 …………… 16. 無職 ……………
その他	17. わからない場合、あてはまらない場合は具体的に仕事の内容を記入して下さい。( )

〈問7〉あなたの現在のお住まいは次のうちどれですか。(○印は1つだけ)

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 1. 一戸建て持ち家    | 2. 一戸建て以外の持ち家(分譲マンション等) |
| 3. 町営住宅       | 4. 借家(一戸建て)             |
| 5. 賃貸マンション    | 6. 賃貸アパート               |
| 7. 社宅・寮・公務員住宅 | 8. 間借り                  |
| 9. その他( )     |                         |

〈問8〉あなたの暮らし向きはいかがですか。(○印は1つだけ)

1. かなりゆとりがある。
2. 多少ゆとりがある。
3. どちらともいえない。
4. やや苦しい。
5. かなり苦しい。

2. 近所づきあいや地域での暮らしについておうかがいします。

〈問9〉あなたは、ご近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。  
(○印は1つだけ)

1. 何か困ったときに助け合う親しい人がいる。
2. お互いに訪問し合う程度の人ならいる。
3. 立ち話をする程度の人ならいる。
4. あいさつをする程度の人ならいる。
5. ほとんどつきあいはない。

〈問10〉あなたは、この2～3年の間に、今お住まいの地域でつぎのような活動や行事に参加したことがありますか。(○印はいくつでも)

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1. 行政区や自治会などの活動    | 2. 盆踊りやお祭りなど         |
| 3. 運動会やレクリエーション活動  | 4. 講演会や教養講座、勉強会      |
| 5. 趣味の講習会やサークル活動   | 6. 防災・防犯・交通安全などの活動   |
| 7. 廃品回収や不用品の交換会など  | 8. 道路・公園の清掃などの環境美化活動 |
| 9. 老人クラブや子供会などの活動  | 10. お年寄りや障害者のための活動   |
| 11. 各種福祉団体への寄付     | 12. スポーツの指導          |
| 13. 施設のお手伝い        | 14. その他( )           |
| 15. いずれにも参加したことがない |                      |

〈問11〉あなたは、これからも神栖町に住み続けたいと思いますか。(○印は1つだけ)

- |                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 1. 永住したい。         | 2. 当分は住み続けたい。                     |
| 3. できれば他町村へ移転したい。 | 4. 必ず他町村へ移転する。                    |
| 5. よくわからない。       | 6. 神栖町には住みたいが、<br>今の地域で住み続けたくはない。 |

〈問12〉地域生活について、率直にあなたの考えにもっとも近いものはどれでしょうか。  
(○印は1つだけ)

1. この土地にはこの土地なりの生活やしきたりがある以上、できるだけこれに従って、人と人との和を大切にしたい。
2. この土地にたまたま生活しているが、さして関心や愛着といったものはない。地元の熱心な人達が、地域をよくしてくれるだろう。
3. この土地に生活することになった以上、自分の生活上の不満や要求をできるだけ町政その他に反映していくのは、住民としての権利である。
4. 地域社会は自分の生活上のよりどころであるから、住民がお互いに進んで協力し、住みやすくするよう心がける。

〈問13〉あなたは、仕事・家事・食事・睡眠などに必要な時間以外で自由な時間（余暇）がどれくらいありますか。平日と休日について、それぞれお答え下さい。  
（○印は1つだけ）

平日の場合

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 1時間程度 | 5. 5時間程度  |
| 2. 2時間程度 | 6. 6時間以上  |
| 3. 3時間程度 | 7. ほとんどない |
| 4. 4時間程度 |           |

休日の場合

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 1時間程度 | 5. 5時間程度  |
| 2. 2時間程度 | 6. 6時間以上  |
| 3. 3時間程度 | 7. ほとんどない |
| 4. 4時間程度 |           |

〈問14〉あなたは、自由な時間（余暇）をどのように使うことが多いですか。  
平日と休日それぞれ3つ選び□の中に番号を記入して下さい。

平日    休日

- |                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. テレビ・新聞・雑誌等の見聞き   | 9. 仕事や学校のための勉強                  |
| 2. 家族との団らん          | 10. 地域や社会のための活動                 |
| 3. 友人達との交際          | 11. 食事やショッピング（買物）               |
| 4. スポーツ             | 12. 旅行・ドライブ                     |
| 5. 習い事              | 13. 何もしないでのんびりする                |
| 6. 囲碁、演芸、釣、日曜大工等の趣味 | 14. その他（                      ） |
| 7. 映画、コンサートなどにでかける  | 15. 休みはほとんどない                   |
| 8. 競輪、競馬、パチンコ等に行く   |                                 |

〈問15〉あなたが、家族と一緒に食事をしたり、話ができるのは週のうちのどのくらいありますか。（○印は1つだけ）

1. ほぼ毎日
2. 週3回以上
3. 週1～2回
4. まれにある程度

3. ボランティア活動についておうかがいします。

〈問16〉あなたは『ボランティア活動』という言葉から、どのような感じを受けますか。  
あなたの考えに最も近いものに○印をつけて下さい。（○印は1つだけ）

1. 困っている人を助ける活動
2. 時間に余裕のある人が、それを社会のために役だてる活動
3. だれもが安心して豊かに暮らせるような地域社会を作るための活動
4. 行政などで行っている福祉活動の足りない部分を補う活動
5. 自分自身の成長や生きがいなどを実現するための活動
6. よくわからない

〈問17〉あなたのボランティア活動との関わりについておたずねします。  
ア～スのそれぞれについて次の1～4のいずれかの数字を○で囲んで下さい。

1. 参加している。
2. かつて参加したが、今は参加していない。
3. 今までは参加したことがないが、今後は参加してみたい。
4. 今までも参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない。

		1 て参 加 るし て	2 加か 今つ なて し参	3 し今 た後 い参 加	4 加今 し後 なも い参
ア	施設訪問や施設内での活動	1	2	3	4
イ	病院でのボランティア活動	1	2	3	4
ウ	在宅のお年寄りや障害者のための活動	1	2	3	4
エ	子供の健全育成のための活動	1	2	3	4
オ	社会福祉協議会の行事への参加	1	2	3	4
カ	社会福祉協議会の派遣するボランティア	1	2	3	4
キ	地域の環境美化、祭など地域連帯を高める活動	1	2	3	4
ク	募金活動	1	2	3	4
ケ	資源回収やリサイクル運動	1	2	3	4
コ	空気や水、緑などを保護するための自然保護活動	1	2	3	4
サ	史跡や文化財をほごする活動	1	2	3	4
シ	難民などを助ける国際協力や外国人との交流活動	1	2	3	4
ス	その他（ ）	1	2	3	4



〈問18〉 あなたやあなたの家族が、現在または将来困って、人の手が必要なときにボランティアに手伝って欲しいと思いますか。

どちらかを○で囲んで下さい

1. 手伝って欲しい

ボランティアに手伝って欲しいと思うのはなぜですか。次の中から2つ以内で選び○印をつけて下さい

1. 家族の労力負担や精神的負担が軽くなると思うから
2. 経済負担が少なくなると思うから
3. 今まで地域で活動してきたのだから少しは返して欲しいから
4. 行政のサービスは利用しにくいから
5. ささえ合うのが自然だから
6. その他 ( )

2. 手伝って欲しくない

ボランティアに手伝って欲しくないと思うのはなぜですか。次の中から2つ以内で選び○印をつけて下さい

1. 他人に家に入って欲しくないから
2. お金を払うサービスを利用した方が気がラクだから
3. 他の近親者や近所の手前があるから
4. 福祉施設や病院を利用するから
5. ボランティアの内容を知らないから
6. 行政がやってくれるのが本当だから
7. 行政サービスに満足しているから
8. その他 ( )

〈問19〉 あなたは次のようなことをしたことがありますか。

(1) 町で障害者やお年寄りを見かけて、声をかけたり、手をかしてあげるなどの手助けをしたことがありますか。(○印は1つだけ)

1. ある
2. ない

(2) 町で児童、青少年がしてはいけないことや、危険なことをしているのを見て、注意したことがありますか。

1. ある
2. ない

〈問20〉 もし、あなたの家の近くにひとり暮らしのお年寄りがいて、その人が万一病気などで寝込み何らかの手助けが必要となった場合、あなたならどうしますか。

(○印は1つだけ)

1. 自分でできることを探して手助けをする。
2. 近所の人と相談して、みんなで協力して手助けをする。
3. 近所の人から話ががあれば協力する。
4. 役場に連絡して面倒を見てもらう。
5. 地域の民生委員に連絡して面倒を見てもらう。
6. 何もできないと思う。



4. 老後の生活についてのお考えをおうかがいたします。

〈問24〉 一般に、寝たきりなどになったお年寄りへのお世話は、どのように行うのが望ましいですか。(○印は1つだけ)

1. 配偶者・子供などの家族だけで行うのがよい。
2. 行政がすべて行うのがよい。
3. 行政と民間・住民・家族が協力して行うのがよい。
4. 行政には頼らずに、民間・住民・家族中心となって行うのがよい。

〈問25〉 あなたが、年をとって、もし仮に寝たきりになるなど手のかかる世話が必要な状況になったとしたら、どのように生活するのが最もよいと思いますか。(○印は1つだけ)

1. 配偶者や子供だけに世話をしてもらって、家庭で生活するのがよい。
2. 公的なサービスを受けて、家庭で生活するのがよい。
3. 民間のサービス(家政婦協会、民間企業等)を受けて、家庭で生活するのがよい。
4. 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に入って生活するのがよい。
5. 介護サービス付き有料老人ホームや老人用マンションに入って生活するのがよい。
6. 老人病院などの医療機関に入院するのがよい。
7. その他 ( )
8. よくわからない。

〈問26〉 あなたは老後生活への準備として次のようなことをしていますか。次の中からあてはまるものに○印をつけて下さい。(○印はいくつでも)

1. 老後の生計が安定するように、貯蓄などをして資産形成に努める。
2. 規則正しい生活を送るようにしたり、スポーツをしたりすることで、健康の維持や増進に努める。
3. 趣味や社会活動を通して、生きがいを見つけるように努める。
4. 家族との関係が円満なものとなるように努める。
5. 友人や地域の人たちとのつきあいを大切にするように努める。
6. その他 ( )
7. とくに意識して努力していない。

5. 社会福祉協議会についておうかがいします。

〈問27〉 神栖町社会福祉協議会は、町と協力しながら、地域の福祉を高める活動に取り組んでいる民間の福祉団体（社会福祉法人）です。あなたは、この調査以前に社会福祉協議会のことを知っていましたか。（○印は1つだけ）

1. よく知っていた。                      2. 名前だけは知っていた。  
3. 知らなかった。                      4. その他（                      ）

〈問28〉 神栖町社会福祉協議会は、福祉についての情報提供や、理解を深めて頂くために、広報誌「たんぼぼ」・「社協ニュース」等を発行して住民の方に配布していますが、あなたは今までいずれかを読んだことがありますか。（○印は1つだけ）

1. よく読んでいる。  
2. 見出しぐらいは読む。  
3. 発行しているのは知っているが読んだことはない。  
4. 発行していることを知らなかった。  
5. その他（                      ）

〈問29〉 神栖町社会福祉協議会では、次のような事業を行っていますが、このうちご存じのものがあれば○印をつけて下さい。（○印はいくつでも）

1. 敬老会
2. 車椅子や介護ベッド等の貸出し
3. ひとり暮らし老人への給食サービス
4. ひとり暮らし・寝たきり老人訪問活動
5. 在宅障害者の通所訓練
6. ことばと発達相談室
7. 心配ごと相談
8. 子ども会育成連合会への助成
9. 各種福祉団体（老人クラブ等）活動協力
10. 生活福祉資金・小口資金の貸付
11. 各種講座（点字・手話・リーディング等）の開催
12. ふれ愛フェスティバルの開催
13. 夏の子供自然教室の開催
14. ふれ愛ウォークラリーの開催
15. 善意銀行の運営
16. 募金活動（共同募金等）
17. 交通遺児・施設人所児・母子家庭児童・生活保護世帯への援助



## 用語の説明

アピール	人々の心などに訴えること
イメージ	人が心の中につくる姿、形
インテグレーション	統合、無差別待遇
エリア	区域
OT	作業療法士
カルテ	診療記録カード
カンファレンス	協議
キーパーソン	中心となる人
共助	地域住民による福祉の援助
クライアント	要望者、患者、顧客
グループ	仲間、集団
グループホーム	障害者が小人数で独立して社会生活をする家
ケア	心配する、世話をする
ケース	事例
ケースカンファレンス	事例協議
ケースマネジメント	事例管理
公助	国や地方自治体による福祉の援助
コーディネート	調整する
コーディネーター	連絡者、調整者
コミュニティ	地域社会
コミュニティワーク	地域援助技術
サークル	同好者の集まり
在宅介護支援センター	在宅の介護者の介護に関する総合的な相談や、各種機関との連絡・調整、介護機器の展示、使用方法指導等を行う場所
在宅プレイ（セラピー）	在宅の心身障害児に対し、遊びを通してする治療
自助	自分、家族による福祉
システム	制度、組織、体系
社協	社会福祉協議会の略
ショートステイ	短期入所、短期収容保護
シンクタンク	頭脳集団
ステップアップ	一段一段上へあげること
ソーシャルワーカー	社会福祉専門職
地域福祉センター	在宅福祉対策の総合的、効率的な展開を図るための拠点としてデイサービス事業、研修、相談等の事業を行う施設
通所施設	通所することによって福祉サービスを提供する施設
デイサービスセンター	昼間、要援護者に入浴や食事の提供、日常動作訓練等のサービスを提供する施設
特別養護老人ホーム	65歳以上の身体上、又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、在宅において介護をすることが困難な者を入所させて養護する施設
ナーシングホーム	家庭で日常生活を営むには困難な患者の為の、病院と家庭の中間施設
ニーズ	需要、必要物
ネットワーク	網状に連絡した組織

ノウハウ	物事のやり方や手順についての専門的な知識や技術、
ノーマライゼーション	高齢者や障害者などハンディキャップを持つ人を施設等に隔離せず日常生活の中で共に助け合っていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方
バザー	慈善市
ハンディキャップ	障害、不利な条件
フィードバック	結果を原因に反映させること
PT	理学療法士
プロパー	自前の職員
ボーダーライン	境界線
ホームヘルパー	家庭奉仕員
ホームヘルプサービス	家庭奉仕員を派遣する制度
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動に関する調整役
マニュアル	手びき書、入門書、案内書
マンパワー	人的資源
モデル	見本、模型
ライフサイクル	生活周期
リハビリ（テーション）	障害者等の社会復帰療法
レク（レクリエーション）	スポーツ、娯楽等の余暇活動
レベル	水準
ワンステップ	一歩

ふれ愛プラン'94

## 私たちでつくるやさしい町

— 神栖町地域福祉活動計画 —

平成7年3月発行

発行者 社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会  
茨城県鹿島郡神栖町溝口1695  
TEL 0299-93-0294  
FAX 0299-93-2333

印刷所 (有) 真和堂印刷  
茨城県鹿島郡神栖町知手135の2  
TEL 0299-96-7891



